

## 脩端「辯遼宋金正統」をめぐる

——元代における『遼史』『金史』『宋史』三史編纂の過程——

古 松 崇 志

### 目次

はじめに

- 一、「辯遼宋金正統」譯注と内容
- 二、一二三四年の東原という場面
- 三、クビライ政權における修史事業 —— 『玉堂嘉話』に載せられた「辯遼宋金正統」

- 四、『秋澗先生大全集』の出版と歴史編纂
- 五、元末の正統論争 —— 『國朝文類』に載せられた「辯遼宋金正統」  
おわりに

## はじめに

十世紀初頭の唐王朝の崩壊後、十三世紀にモンゴルがユーラシアを席卷して大帝國を築くまでの間の東アジアは、南北に二つの大きな政權が竝立する時代であった。その前半期には、興安嶺東部のシラ・ムレン(潢河)流域より勃興した契丹族の遼と、華北の五代政權そしてその繼承者として開封に都を置き南中國も含めて中華世界の一應の統一を果たした北宋

とが、その後半期にはマンチュリアより興起し、遼・北宋を滅ぼして華北まで領有した女真族の金と、江南の臨安（杭州）に據った南宋とが、それぞれ竝立した。遼と北宋、金と南宋の南北兩政權の關係は、北（遼・金）が南（北宋・南宋）を軍事力で初めに壓倒し、その後の講和條約によって兩政權が對等な國家として共存するという構圖で一貫している。この時代の歴史を知るための基本史料は、言うまでもなく、十三世紀前半にユーラシアの廣域に未曾有の大帝國を築きあげたモンゴル政權（大元ウルス）のもとで編纂された正史『遼史』『金史』『宋史』である。モンゴルは、一二三四年には金を、一二七六年には南宋を滅ぼし、中華世界の統一を成し遂げ、三〇〇年以上に及んだ南北分裂の時代に終止符を打った。中華世界をその版圖の中にすっぽりと包み込んだ大元ウルス政府は、中國歷代王朝の傳統に則り、前代王朝の正史編纂に乗り出した。元代における正史の編纂事業は、世祖クビライ政權成立直後、翰林國史院設立（中統元年（一二六〇））により始まるが、最終的に『遼史』『金史』『宋史』三史という形で完成をみたのは、順帝トゴン・テムルの至正五年（一三四五）になってからであった。

元代におけるこれら三つの正史の編纂は、從來、中國に入ってきた「異民族」政權のモンゴル政權によって行われた一大文化事業として注目されてきたばかりでなく、遼・金と北宋・南宋が竝立した分裂時代の歴史を元代の史官がいかに描いたのかという中國史學史上の重要なテーマとして、たびたび取りあげられてきた。そして、正史の編纂がクビライ政權成立直後より開始されたにもかかわらず、百年近く経ってからようやく完成に漕ぎつけるという編纂経緯の紆餘曲折に關しても、先行研究によってさまざまな説明がなされてきた。この點について、これまでの研究における見解は大きく二つに分かれる。

まず第一が正統問題によるとするものである。正統問題とは、唐の滅亡後、中國が複数の王朝に分裂した時代の歴史を記すに當たって、どの王朝を正統王朝として認めるかという問題である。この點について、遼・金・宋それぞれについて

正統を認め正史を立てることを主張する立場と、宋の正統を主張して、遼・金は夷狄として宋史の中に含めるべきだとする立場との間に対立が起り、そのために議論紛々となり、正史がなかなか完成に至らなかった、と理解されてきた。これは、元末にその萌芽があり、明代以後廣くみられる傳統的な理解であり、最も多くの支持を集め、ほとんど定説となっている所説である。<sup>②</sup> こうした理解に立つこれまでの研究では、たいていこの正統問題を、外から中華世界へと入ってきた征服者のモンゴル支配者および非漢族の官僚たちと、中華世界の傳統を受け繼ぐ漢族官僚たちの間の對立と見なしている。しかしながら、この種の二項對立の構圖による理解は、近年のモンゴル治下中國の文化狀況に關する研究の進展により得られる成果から見れば、根本からの再考を餘儀なくされつつある。また關連文獻を讀み込んでいくと、政權で行われていた正史編纂は一貫して遼史・金史・宋史の三點セットであることに氣づかされる。それでは、正史編纂と正統論争との關係は一體どうなるのであろうか。本當に正統論争によって編纂事業が遅延したなどと言えるのであろうか。

第二にモンゴル支配者層がまったく中國文化に關心を示さなかったため、正史の編纂が重視されなかったためであると見る見解がある。これは、正史編纂事業が、翰林國史院においてモンゴルの實錄編纂に附隨して始められた経緯に着目して導き出されたものである。<sup>③</sup> だが、近年、宮紀子氏の一連の研究に代表されるように、モンゴル政權はむしろ支配地域の文化振興にたいへん熱心であったことが明らかにされてきている。いわゆる中國の古典とよばれるような書物もモンゴル支配下の中國において盛んに出版された。史書についていえば、例えば、世祖クビライの時代に中國通史を見渡すことのできる『資治通鑑』が政府の出版機構であった興文署で出版されたり、成宗テムルの時代に『史記』『漢書』『後漢書』『三國志』『晉書』『南史』『北史』『隋書』『唐書』『五代史記』の十史（いわゆる大徳九路本正史）が國家の手で出版されたりしている。後者の正史出版は、五代までの通史をたどるために出版されたものであり、通史を見渡せる形で正史が合刻されるのは中國史上初めての特筆すべき事業であった。また、モンゴル政權はその國家機構整備の過程において、前代の典章・

故事を参考にすべく、政權に漢語・非漢語を問わずさまざまな種類の文献データを徹底して集めさせていた。つまり、モンゴル政權が前代の歴史に無關心であったことはなく、事實はまったく正反對なのであった。それゆえ、無關心による歴史編纂の遅延という立論は成り立ちがたい。

本稿では、以上のような研究状況に置かれた正史編纂事業の過程を再考するべく、金末からモンゴル初期にかけての時代に華北に生きたと考えられる脩端なる人物によって語られ筆記されたという「辯遼宋金正統」という文章を取り上げる。この文章は、中統・至元年間を中心に活躍した王暉が翰林國史院に在任していたときの見聞録である『玉堂嘉話』卷八(王暉の別集『秋澗先生大全集』卷一〇〇所收)及び蘇天爵が編修した元代中國の詩文總集である『國朝文類』卷四五に著録されている。一二三四年に東平で行われた議論を問答形式で採録したものであり、宋を正統として宋史を編纂し、遼・金をその中に含めるべきことを主張する者に對して、脩端が反駁を加えていくという形式をとる。そして、モンゴル時代に先立つ遼・宋・金代の歴史をどのように理解するべきなのか、さらには正史としてどのように編纂するべきなのかについて議論しており、後にクビライ政權成立後になって設立された翰林國史院における正史編纂の基本方針策定と密接な関わりを持つものであると考えられる。

このような内容を持つ文章であるので、従来からよく知られ、これまでの研究においても、元代の正統論問題にふれる際には必ずといってよいほど頻繁に言及されてきた。宋の正統を主張して宋史のみを編纂するべきであるとする立場に立つ者と、遼・金・北宋・南宋それぞれについて正史を編纂するべきであるとする脩端との間で戦わされた議論を収録するという形式を採っていることから、正統をめぐる議論の典型として取りあげられてきた。そして、この文章に基づいて、元代に正統争いが激しく戦わされていたというイメージが醸成された。ところが、こうした従来の研究は、この二つの見解の對立という側面ばかりに目を奪われて、文章の中身を十分に読み込んでこなかった。そればかりでなく、脩端なる人

物が他の文献にはみえない謎の人物であることにも起因して、その議論が行われた場面の考察や、政治・文化面の背景が問われることもなかった。それゆえ、この文章が書かれた「甲午」の歳を至元三十一年（二九四）と解したり、著者を「謝端」としたりするといった初步的な誤りを犯すなど、基本事實さえきちんと確定していない有様であった。

近年になり、ようやく實證研究が進み始め、蘇天爵の別集『滋溪文稿』點校本の「前言」において、陳高華・孟繁清兩氏が『國朝文類』に著録されたこの文章は元初に書かれたものであり、著者が元末の人「謝端」であることなどあり得ないことを正確に指摘された<sup>④</sup>。また、李治安氏は脩端の文章を初めて正面から取りあげられ、「甲午」の歳が金の滅亡した一二三四年以外にはあり得ないことを論證し、この問題に最終決着をつけられた。さらに氏は、この「辯遼宋金正統」の正統觀の特色と意義を論じられ、遼・宋・金各王朝を平等に扱うもので華夷の別を強調することに對して反對していること、金代の正統觀の影響により南宋を蔑視する傾向を持つこと、金代の正統觀を受け継ぎつつそれを元代へとつなぐ意味合いを持ったことの三點を指摘された。特に三點目について、文章が書かれてから百年餘り後に、脩端の議論が王理の正統論として取りあげられた結果、至正三年の三史編纂の決定に向けて輿論を形成する役割を果たしたことを指摘された點は卓見である。脩端の議論が持つ歴史的重要性に着目した初めての研究と言え、きわめて注目に値する<sup>⑤</sup>。

本稿では、この李治安氏の見解に導かれつつ、脩端「辯遼宋金正統」の内容についていっそう掘り下げてみたい。はじめに、この文章の持つ重要性にかんがみて詳しく譯注をほどこし、その内容の紹介を試みる。脩端の議論は、遼・金・宋時代に關して、中國史學史における宋を中心とみなすことを自明とする傳統的な史觀とは異なる歴史認識に立つものである。われわれ現在の歴史研究者が今後遼・金と五代・北宋・南宋の南北雙方の流れを貫いてこの時代の中國史を正確に捉えなおしていくためにも、こうした史觀がモンゴル時代中國に存在したことを認識しておくことは重要な意味を持つといえるだろう。本稿において、譯注を試みその内容を詳細に提示する所以である。内容分析については、本文に書か

れた内容を考察すると同時に、本文が書物版本に載せられていることの意味をも問いたい。換言すれば、それは、元代に出版された二種の書物に収められている「辯遼宋金正統」が果たした役割の重層構造を説明する作業である。具體的な手順は以下のようなになる。まず一二三四年の東平という場面においてこうした議論が行われたことについては、いかなる政治・文化面の背景があったのかを探る。その上で、脩端「辯遼宋金正統」が採録された書物の版本に着目し、分析を加えていく。すなわち、王惲の『玉堂嘉話』に収められたこと、『玉堂嘉話』を含む王惲の文集『秋澗先生大全集』が出版されて初めて公になったこと、さらに元末になって蘇天爵が選集した『國朝文類』に採録されたことについて、それぞれその意味を探っていく。そして、こうした分析を通じて、クビライ政権より始まった翰林國史院における歴史編纂事業と脩端「辯遼宋金正統」という文章がどのように絡み合っているかを検討し、至正年間に『遼史』『金史』『宋史』の三史として結実する元代の正史編纂の過程を再考してみたい。

### 一、「辯遼宋金正統」譯注と内容

本章では脩端「辯遼宋金正統」のテキストを提示し、その譯注を試みる。王惲『玉堂嘉話』に著録された文章は、洗練されたものとは言えず、読みにくい箇所も多い。いっぽう、『國朝文類』では、分かりにくい箇所については平易に書き換えたり、冗長な部分については削ったりしている。また、譯注のところでは後述するように、『玉堂嘉話』のテキストには史實の誤りが散見するが、『國朝文類』で改めている部分もある。恐らく、蘇天爵が王惲の文集に著録されたこの文章を、意を以て改めて『國朝文類』に収録したのであろう。ここでは、元至治年間嘉興路儒學刊本の體裁を色濃く残す明弘治刊本『秋澗先生大全集』（『四部叢刊』所收）所收の『玉堂嘉話』に著録されるテキストを提示する。『國朝文類』（元至正年間西湖書

院刊本、同じく『四部叢刊』所收のテキストは、大幅な異同があり、史實の誤りなどを正しく改めた箇所も多いが、この文章のもとの形により近いと考えられる『玉堂嘉話』のテキストを尊重し、明白な字句の誤りを除き、改變を加えていない。細かな異同については煩瑣なので全てを挙げることはしなかったが、内容に関わる異同については、譯注の中で列挙していく。原文・釋讀案の段落は、筆者が便宜的に區切ったものである。原文、釋讀案において提示した「」で圍まれた部分は、『玉堂嘉話』のもとのテキストでは雙行注で記されているところである。原文中で（）で筆者が注記しているのは、『玉堂嘉話』のテキストが明らかに誤っている場合に改めたところである。釋讀案中の（）は説明を加えているところ、〈〉で圍まれた部分は原文には無い文章を意をもって補った部分である。

〈原文〉

甲午九月望日、東原<sup>1</sup>五六友人、會于孫侯小軒。話及前朝得失之漸。

坐客問云、「金有中原百有餘年、將來國史何如爾。」

或曰、「自唐已降、五代相承、宋受周禪、雖靖康間二帝蒙塵、緣江湖以南趙氏不絕、金於宋史中亦猶劉・石・符・姚一載記爾。」衆頗惑焉。

僕曰、「正閏之論、愚雖不敏、試以本末言之。」

夫耶律氏自唐以來世爲名族。延及唐末宋溫篡唐、四方幅裂、遼太祖阿保機乘時而起、服高麗諸國并燕雲已北數千里、改元神册、與朱梁同年即位、「元年丁卯。」在位十九年<sup>4</sup>。

遼太宗嗣位、「諱德光、太祖第二子。」改元天顯。「元年丙戌、與唐明宗同年即位。」十一年、河東節度使石敬瑭爲清泰來伐、遣使求救于遼、奉表稱臣、仍以父禮事之。遼太宗赴援以滅後唐、石氏號晉。晉以燕雲十六州獻于遼太宗、歲貢帛

三十萬疋。<sup>6</sup>天福七年、晉高祖殂、出帝嗣位、大臣議奉表稱臣、告哀于遼、景延廣請致書稱孫而不稱臣、與遼抗衡、太宗舉兵南下、會同九年、入汴、以出帝爲負義侯、置於黃龍府、石晉遂滅。大同元年、太宗北還、仍以蕭翰留守河南。劉知遠在河東、乘閒而發由太原入汴、自尊爲帝。<sup>7</sup>

及平宋受周禪、有中原一百六十餘年。遼爲北朝、世數如之。<sup>8</sup>雖遼之封域偏於宋、校其兵力、而澶淵之戰、宋幾不守、因而割地連和、歲貢銀絹三十（原作「二十」、誤也。）萬兩疋、約爲兄弟、仍以世序昭穆、降及晚年、遼爲翁、宋爲孫。<sup>9</sup>

至天祚、金朝太祖舉兵西來、平遼克宋、奄有中原三分之二。<sup>10</sup>子孫帝王、坐受四方朝貢、百有餘年。

今以劉·石等比之、予故不可不辨。夫劉淵·石勒、皆晉之臣庶、叛亂國家、以臣伐君。縱能盜據一隅、僭至姚泓、終爲晉將劉裕所虜、斬于建康市、返本還元。<sup>11</sup>茲作載記、理當然也。夫完顏氏世爲君長、保有肅慎、至武元時、而天下南北敵國、素非君臣。<sup>12</sup>若依席上所言、金爲載記、未審遼史復如何。亦方遼太祖神冊之際、宋太祖未生、遼祖比宋、前期五十餘年、已卽帝位、固難降就五十年之後包于宋史爲載記。其世數相懸、名分顛倒、斷無此法。既遼之世紀宋不可兼、其金有中原、更難別議、以公論處之。<sup>13</sup>

據五代相因、除莊宗入汴、復讐伐罪、理勢可觀外、朱梁篡逆、甚於窮新。石晉因遼有國、終爲遼所虜、劉漢自立、父子四年、郭周廢湘陰公而立。以五代之君通作南史、內朱梁名分猶恐未應。遼自唐末保有北方、又非篡奪、復承晉統、加之世數名位、遠兼五季與前宋、相次而終、當言北史。宋太祖受周禪、平江南、收西川、白溝迤南悉臣大宋、傳至靖康、當爲宋史。金太祖破遼克宋、帝有中原百有餘年、當爲北史。自建炎之後、中國非宋所有、宜爲南宋史。<sup>14</sup>

或曰、「歐陽宋之名臣也、定立五代、不云南史。當時想曾熟議、如何今日復有此論。」

僕曰、「歐陽公作史之時、遼方全盛、豈不知梁·晉·漢·周授受之由。故列五代者、欲膺周禪、以尊本朝、勢使而然。至于作十國世家、獨稱『周漢之事、可謂難矣。』請事斯語、厥有旨哉。<sup>20</sup>愚讀李屏山詠史詩、詠五代郭周二、『不負先君持

節死、舉朝唯有一韓通<sup>24</sup>。」愚嘗驚哀此詩命意。宋自建隆以來、名臣士大夫論議篇章、不爲不多、未嘗有此語、非不能道也、蓋禘之說也<sup>25</sup>。故列五代者良可知。隋季文中子作元經、至晉宋已後、正統在中原、而後大唐南北一統<sup>26</sup>。後至五代、天下擾擾、無由再議。降及今日、時移事改、商確前人隱約之迹<sup>27</sup>、當從公論。」

議者又曰、「金有中原雖百餘年、宋自建隆于今幾三百年。況乎今年春正月、攻陷蔡城<sup>28</sup>、宋有復讐之迹、固可兼金。」

愚曰、「元魏・齊・梁世數已遠、恐諸公不以爲然、請以五代周・漢之事方之。漢隱帝乾祐三年、遇弒、太后詔立帝弟武寧軍節度使嗣位。「名贇、河東節度使劉旻之子。」後雖廢爲湘陰公、旻亦尋即皇帝位于晉陽、終旻之世、猶稱乾祐。四十二年、至宋太宗（原作「祖」、誤也。）興國四年歸宋。依今日所論、旻係劉高祖母弟、在位四年、其子承鈞嗣位、改元天會、五年郭周已絕、「郭周三主九年。東漢四主三十九年。」東漢四主遠兼郭周、郭亦不當稱周、固當爲閏、宋太祖不曰受周禪、傳至太宗、方承東漢之後<sup>29</sup>。歐陽不合作五代史、合作四代史、司馬光通鑑當列東漢爲世紀、歐陽不宜作十國世家。嗚呼、國家正閏、固有定體、不圖今日輕易褒貶、在周則爲正、在金則爲閏、天下公論果如是乎。況蔡城一事、蓋大朝征伐之功。是時宋之邊將、專權率意、自撤藩籬、快斯須之忿、昧唇齒之理、自謂愛己而惡他、延引強兵深入、遵行覆轍<sup>31</sup>。「徽宗跨海助金破遼之事。」媒孽後禍、取笑萬世、何復讐之有也<sup>32</sup>。」

宋自靖康已來、稱臣姪、走玉帛、歲時朝貢、幾于百年<sup>33</sup>。豈期今日私論、遽稱尊大。果使宋廟有靈、必可其議也<sup>34</sup>。

泰和間、南宋寒盟、起無名之師、侵漁（原作「漢」、據文類改。）唐・鄧・宿・泗、章宗分遣應兵、其淮漢・川蜀之間、大爲所破。宋遣臣方信孺等、卑辭告和、請叔爲伯、進增歲幣、獻權臣之首、「韓侂胄・蘇師旦」（原作「侯師旦」、誤也。）也。繪其容、漆其首、函（原作「亟」、誤也。）送幽都<sup>35</sup>。至于闕下<sup>36</sup>。信孺有古調一篇、子能草略記之。「大朝君相仁且慈、小麥未熟休王師。姦臣豈足贖民命、既往不咎來可追。」此詩書於上源驛壁間、館伴使入朝題奏、上頗哀矜。是時中原連年蝗旱、五穀不登、山東尤甚<sup>38</sup>。章廟自責之心深重、形于歌詠者頗多、每以偃兵爲念。故詔百官議曰、「朕聞海陵有言、我國家雖受四

方朝貢、宋猶假息江左、亦天下兩家邪。故有親征之行。去歲宋人兵起無名、搖蕩我邊鄙。今已敗衄、哀懇告和。朕思海陵之言、宜如何爾。』時臣下本希上意、故進言曰、『先于靖康間、宋祚已襄、其游魂餘魄、今雖據江左、正猶昭烈之在蜀、不能紹漢氏之遺統、大可見也。』和議乃定。<sup>39</sup>今日校之、此語乃當時繼好息民之大略、非後世正閏之定論。』

或曰、『何以知之。』

曰、『夫昭烈之于漢、雖云中山靖王之後、其族屬疏遠、不能紀錄世數名位。南宋高宗乃徽宗之子、欽宗之弟、歲月不易以卽位、奄有江南、似與昭烈頗異。若以金史專依泰和朝議特承宋統、或從今日所論包爲載記、二論俱非至公。』

坐客又云、『遼之有國、僻居燕雲、法度不一、似難以元魏・北齊爲比。』

僕再拜而言曰、『以此責之、膚淺尤甚。若以居中土者爲正、則劉・石・慕容・符・姚・赫連所得之士、皆五帝三王之舊都也。若以有道者爲正、符秦之量雄材英略、信任不疑、朱梁行事篡奪內亂、不得其死、二者方之、統孰得焉。夫授受相承之理、難以此責。况乎泰和初朝廷先有此論、故選官置院、創修遼史、刑期榜狀元張穢預焉。後因南宋獻誠告和、臣下奏言、靖康間宋祚已絕、當承宋統、上乃罷修遼史。<sup>40</sup>緣此中州士大夫間不知遼金之興本末各異者。向使泰和間若是遼史蚤成、天下自有定論、何待余言。』

坐客愕然曰、『數百年隱顯之由、何其悉也。問一得三、寔出望外。幸請書（原作「謂言」、據文類改）之。』

僕因就毫楮、錄狂斐、以俟憲事者刪之、庶備他日史官之採摭云爾。燕山脩端謹記。

〈釋讀案〉

甲午の年（二三三四）九月の望日（十五日）に、東原の五六人の友人が、孫侯の小軒に會した。話が前朝の得失の次第に及んだ。

席上の客が問うて言った。「金は中原を領有して百年あまりでしたが、將來國史はどのようにすればよいのでしょうか。」

あるひとが言った。「唐以降、五代がかわるがわる受け継いで、宋が周の禪を受け、靖康年間に宋の二帝（徽宗・欽宗）が蒙塵したが、江湖以南の趙氏は絶えることがなかったので、金は宋史の中で、やはり『晉書』の劉・石・符・姚氏がそれぞれ一つの載記を立てたようにするだけです。」ひとびとはこの言葉に判断がつかなかった。

わたしは言った。「正閏の論について、わたしは詳しくありませんが、試みに本末を述べてみたく思います。

そもそも耶律氏は唐より以來、代々名族でありました。唐末に朱溫（『朱全忠』）が唐を篡奪し、四方が分裂するに及んで、遼の太祖阿保機は時に乗じて興起し、高麗諸國や燕雲以北の數千里を服屬させ、神冊と改元し、朱溫の後梁と同じ年に即位し、『元年丁卯（九〇七）』のこと。」在位すること十九年でありました。

遼の太宗が位を繼ぎ、『諱は徳光、太祖の第二子。』天顯と改元しました。『元年丙戌（九二二）、後唐明宗と同じ年に即位した。』十一年（九三六）、河東節度使の石敬瑭が清泰帝に討伐され、使者を派遣して救援を遼に求め、表を奉じて臣を稱し、さらに父の禮でもってこれに仕えました。遼の太宗は救援に赴き後唐を滅ぼし、石氏は晉の國號を建てました。晉は燕雲十六州を遼の太宗に獻じ、歳貢は帛三十萬疋としました。天福七年（九四二）、晉の高祖（石敬瑭）が亡くなると、出帝が位を繼ぎ、大臣たちは表を奉じて臣を稱し、遼に告哀（皇帝の崩御を知らせること）することについて議論しましたが、景延廣は書簡を送る際に孫と稱して臣とは稱しないことを主張し、遼に對抗したので、太宗は擧兵して南下し、會同九年（九四六）、汴に入り、出帝を負義侯として、黃龍府に流し、石氏の晉はかくて滅んでしまいました。大同元年（九四七）、太宗は北へ歸還し、そのため蕭翰が河南の留守となりました。このとき劉知遠が河東にいて、閒隙に乗じ太原から汴京（開封）へと侵入し、自ら尊んで帝となりました（後漢）。

宋が後周の禪を受けるに及び、中原を領有したのは一六〇年餘りでした。遼が北朝となつてから、その世數も同様でありました。遼の領域は宋よりも狭かつたのですが、その兵力を比べると、澶淵の戦いでは、宋はほとんど守ることができず、そのために土地を割讓して講和し、歲貢は銀絹三十萬兩疋に及び、約して兄弟となりましたが、世代の順序の昭穆にもとづくものだったので、後年になつてからは、遼が翁（祖父）となり、宋が孫となりました。

天祚帝のときになつて、金朝の太祖が兵を擧げ西へとやつて來て、遼・宋を平定し、中原の三分の二をあまねく領有しました。子孫の帝王たちが、座して四方の朝貢を受けたのは、百年あまりでありました。

今劉氏・石氏等と比較すると、わたしはそのために區別しないわけにはいきません。そもそも劉淵・石勒は、皆晉の臣下であつて、朝廷に背いて、臣の分際で君を伐つたのです。たとい一隅を盗んで據ることができてもへそれは一時的なもので、帝の僭稱は姚泓のときになつて、ついには晉の將軍劉裕に虜にされてしまひ建康の市で斬刑に處せられ、本來あるべき姿に戻つたのでした。ですから、これを載記とするのは、理としてそうすべきことなのです。そもそも完顏氏は代々君長（族長）となり、肅慎（ここでは按出虎水一帶の完顏氏の根據地のこと）を保有していたのであり、武元（太祖完顏阿骨打）の時に至つて、天下の南北は對等の國であり、はじめから君臣の關係ではありませんでした。もし席上の方のおっしゃる通りに、金を載記とするのであれば、遼史についてまたどうすべきなのか分からなくなつてしまいます。また遼の太祖の神冊年間には、宋の太祖は未だ生まれおらず、遼の太祖は宋に比べて五十年あまり先行して、とつくに帝位に即しているのです、五十年の後に降つて宋史に含めてしまひ載記とするのはもとより難しいのです。世代が互いに隔たり、名分がひっくり返つてしまうので、斷じてこのやり方はあり得ません。遼の代々の（皇帝の）記録を宋が兼ねることができない以上、金は中原を領有しているのだから、いっそう別の議論をするのは難しく、公論によつて決めるべきです。

五代政權が相繼いだことについては、莊宗（沙陀族の後唐、李存勗）が汴京（開封）に入って、〈父李克用のために〉復讐して罪有る者を討伐したのが、理勢に見るべきところがあるほかは、朱氏の後梁の篡逆は〈夏を篡奪した〉有窮氏や〈漢を篡奪した〉王莽の新より甚だしく、石氏の後晉は遼に頼って國を有して終いには遼にとらわれ、劉氏の後漢は自立したのが父子四年のみであり、郭氏の後周は湘陰公を廢して立ちました。五代の君を通じて南史とするべきですが、そのうち朱氏の後梁は名分の面でもおもしろくない恐れがあります。遼は唐末から北方を保有しており、また篡奪でもなく、さらに晉の王統を承けており、加えて世數名位は、はるか五代と前宋（すなわち北宋）をあわせ、あい次いで終わっているのです、北史と言うべきです。宋の太祖は周の禪を受け、江南を平らぎ、西川（四川）を收め、白溝以南はことごとく大宋に臣従し、靖康年間まで〈帝位を〉傳えているので、宋史とするべきです。金の太祖は遼・宋を倒し、帝として中原を領有することは百年あまりに及んだので、北史とするべきです。建炎以後については、中國は宋の領有するところではなく、南宋史とするべきです。」

ある人が言った。「歐陽脩は宋の名臣です。定めて『五代史』を立てて、『南史』とは言いませんでした。當時とくに熟議したと思われるのに、どうして今日またこのような論がありえるのでしょうか。」

私は言った。「歐陽脩が史を作った時、遼はちょうど全盛であり、どうして梁・晉・漢・周の王朝交替の事情を知らないことがありましようか。ことさらに五代を並べたのは、周の禪を受け繼いで、それによって本朝（宋）を尊ぼうとしたからであり、〈當時の〉情勢からそうさせただけなのです。十國世家を作ったことについては、ただ『周漢の事は、難しと謂うべし。』と稱するのみです。この言葉について問うならば、〈ここには歐陽脩の〉意がこめられているのです。わたしは李屏山（李純甫）の詠史詩を読みました。が、五代の郭氏後周をうたって、『先君に背かずして節を持して死するは、朝を擧げてただ一韓通有るのみ。』と言っています。わたしは以前にこの詩の寓意に驚嘆いたしました。宋は建隆（國初）

以來、名臣士大夫の論議や著作が多いにもかかわらず、未だかつてこの言葉がなかったのは、言うことができなかつたわけではなく、恐らく〈宋王朝の遠い祖先を尊び祀るといふ〉禘の説のためでありましょう。〈歐陽脩が〉ことさらに五代を並べるわけがよく分かるでしょう。隋末に文中子（王通）が『元經』を作り、晉宋より後になると、正統は中原にあるとし、その後には大唐が南北を統一したのです。後に五代に至り、天下は亂れ、再び議するすべが無くなってしまいました。降って今日に至り、時は移ろい事は改まりましたが、前人が深淵かつ簡潔に残したものを検討し、公論に従うべきです。」

議者が又言った。「金は中原を有して百年あまりですが、宋は建隆から今まではほとんど三百年になります。ましてや今年の春正月に蔡城を攻め落としたのは、宋には〈金に對する〉復讐の跡があるのだから、言うまでもなく宋が金を兼ねることができませんよう。」

わたしが言った。「元魏（北魏）・齊・梁ははるか昔のことで、皆さんに納得されない恐れがありますので、五代の周・漢のことと比べておきたい。漢の隱帝は乾祐三年（九五〇）、弑せられ、太后が詔により帝の弟の武寧軍節度使を立てて位を繼がせました。「名は贇、河東節度使劉旻の子。」後に廢されて湘陰公とされたといえ、旻がまたついで晉陽で皇帝位に即き、旻の世を終わるまで、なおも乾祐と稱しました。〈漢は〉四帝二十九年、宋の太宗の太平興國四年（九七九）に至って宋に歸したのです。今日論じているところに従えば、旻は漢の高祖劉知遠の同母弟で、在位四年で、その子承鈞が位を繼いで天會と改元し、五年たつて郭氏の後周はすでに絶え、「郭氏後周は三王九年。東漢は四主二十九年。」東漢四主ははるかに郭氏後周（の治世）もあわせているので、郭氏もまた周と稱してはならず、當然閏とすべきだといふことになり、宋の太祖は周の禪を受けたとは言えず、傳えて太宗に至ってはじめて東漢の後を承けることになりました。それゆえ、歐陽脩は五代史を作るべきではなく四代史とするべきで、司馬光の通鑑は東漢を列して世紀とせねばならず、

歐陽脩は十國世家を作るべきではなくってしまいました。

ああ、國家の正閏には元來定まったきまりがあるのに、圖らずも今日輕はずみに褒貶してしまい、周は正とし、金は閏とするのであれば、天下の公論は果してこんなはずがありません。ましてや蔡城の一事は、思うに大朝（イエケ・モンゴル・ウルス）の征伐の功です。この時宋の邊將は權を専らにし意のままにして、自ら境界を取り拂い、一時の怨みを快くし、唇齒の理に暗く、己を愛して他を憎むあまり、強兵を導き入れて深く入らせた結果、失敗の先例に従うことになり、「徽宗が海を跨いで金を助け遼を破ったこと。」後の禍を引き起こし、萬世にあざ笑われる始末であり、復讐などあるはずがありません。

宋は靖康より以來、臣または姪と稱し、玉帛を献上し、歲時の朝貢を行うこと、百年近くになりました。どうして今日の勝手な議論によってにわかには尊大を稱することなどできましようか。果してもし宋の宗廟に神靈としての威力があるのであれば、必ずやその議論をゆるすでしょう。

泰和年間に、南宋は盟約に背き、名目の無い兵を起こし、唐・鄧・宿・泗州に侵攻しましたが、章宗が應戦の軍隊を派遣し、淮漢・川蜀の間で、大いに破られてしまいました。〈その結果〉宋は臣の方信孺等を遣わして、へりくだった言葉で和平を請い、叔（父の弟）を伯（父の兄）とすることを請い、歲幣を増やし、權臣の首を献上し、「韓侂胄・蘇師旦である。その容貌を描き、その首に漆をぬり、箱詰めにして幽都（燕京、現在の北京）に送った。」闕下に至りました。信孺には古調詩一篇が有り、わたしはおおまかにこれを記憶しております。『大朝の君相は仁にして且つ慈なり、小麦未だ熟せざれば王師を休む。姦臣豈に民命を贖うに足らんや、既往は咎めず來たるは追うべし。』この詩は上源驛の壁間に書かれていて、館伴使が入朝するとき題奏し、皇帝は頗る哀れんだのです。このとき中原は連年蝗害・早害に見舞われ、五穀はみのらず、中でも山東の被害がもっとも酷かったです。章宗は自責の念が重く、それが歌詠に現れるものがた

いへん多く、常に兵をやめることを考えていたのです。故に百官に集議を命ずる詔に言うには、『朕は海陵王が次のように言ったのを聞いた。我が國家は四方の朝貢を受けているが、宋がなおも江左に生きながらえており、また天下に二つの朝廷があつてよいものか。そのために（海陵王の）親征が行われたのである。去年宋人が兵を名目も無しに起こし、我が邊境を動搖させた。今はもう敗北し、哀れにも和を請うてきた。朕は海陵の言葉を思うと、どのようにすればよいものか。』時に臣下は本より上の意向に迎合して、ことさらに進言して言うには、『先に靖康の間に、宋の天子の位はずでに取り除かれ、その殘餘の魂は、今も江左に據っているとはいへ、まるで昭烈（三國蜀の劉備）が蜀にいたものの漢の遺統を繼ぐことができなかつたようなものであることは、はっきりしています。』和議はかくて定まりました。今日これを比べると、この言葉はすなわち當時のよしみを繼ぎ民を安んずる大略なのであり、後世の正閏の定論ではないのです。ある人が言った。「どうしてそうだと分かるのですか。」

答えて言った。「そもそも昭烈は漢において、中山靖王の末裔だといふものの、その親族關係は疏遠であり、世代・名位を記録することもできません。南宋の高宗はすなわち徽宗の子で欽宗の弟であり、歲月の容易ならざる状況のもと即位し、あまねく江南を領有し、昭烈とはすこぶる異なるようです。金史を専ら泰和年間の朝議によつてただ宋統を承けたとしたり、あるいは今日の論するところに従つて包括して載記としたりするようなことは、二つの論ともに公平ではありません。」

席上の客が又言った。「遼は國を有して、燕雲の片隅に居て、法度も一ではないので、元魏（北魏）・北齊と對比するのは難しいではありませんか。」

わたしは再び拜して言った。「このことについて責めるのであれば、それはもっとも淺はかなことです。もし中土に居る者が正となるのであれば、劉・石・慕容・符・姚・赫連が得た土地は、皆五帝三王の舊都です。もし有道の者を正と

するのであれば、符氏の秦の度量はすぐれた才能と計略があり、信任して疑わず、いっぽう朱氏の梁は行ったことが篡奪内亂であり、まともな死に方をしませんでしたが、この二者を比較すると、正統はどちらが得るといえるものでしょうか。そもそも〈正統を〉受け継いでいくという理というものは、こんなことでは求めがたいのです。ましてや泰和初には朝廷で先にこの論があり、そのため官を選んで〈歴史を編纂する〉役所を置き、遼史を編纂し、刑期榜状元の張楫がこれに参加しました。後に南宋が切った首（韓侂胄らの首）を献上して和を請うたので、臣下が上奏して、靖康の間に宋の天子の位がすでに絶えてしまったからには、宋統を受け継ぐべきです、と言い、上（章宗）はかくて遼史の編纂をやめてしまったのです。このため中州の士大夫たちは、遼金の勃興の本末がそれぞれ異なることを聞々知らなかったのです。かりに泰和年間にすぐに遼史が完成していれば、天下にはおのずから定論があり、わたしの言葉など無用になっていたはずです。」

席上の客は愕然として言った。「數百年の（歴史の）隠れた由來を、どうしてそのように知り盡くしているのでしょうか。一を尋ねれば三を得るとは、ほんとうに望外のことです。このことを書いていただくようお願いいたします。」わたしはよって筆と紙をとり、無知で輕率に書いたものを記録し、物好きな人が字句をけずるのを待ち、將來の史官の採摭に備えたいというばかりである。燕山の脩端、謹んで記す。

〔譯注〕

〔1〕 甲午九月望日…〔28〕にみえるように、金が正月に蔡州で滅亡した年だから、すなわち一二三四年である。

〔2〕 東原…『尙書』禹貢にもみえ、古來より山東西部の東平府一帯を指す。金國崩壞後、當地の軍閥嚴實のもとに汴京（開封）から流れてきた多くの知識人たちが寓居していた。後にクビライ政權に漢人ブレインと

して抱え込まれることになる人々を多く含んでおり、元初の華北における文化状況を考える上での最重要地域のひとつである。金元交代期の東平については本文二章及び189頁注（7）を参照。

〔3〕 劉・石・符・姚…西晉末より華北に跳梁した非漢族で、いわゆる「五胡」に數えられる匈奴の劉淵、羯（匈奴の一派）の石勒、氏の符堅、羌の姚興らを指す。いずれも『晉書』載記に傳記が載せられている。

[4] 夫耶律氏自唐以來世爲名族。延及唐末朱溫篡唐、四方幅裂、遼太祖阿保機乘時而起、服高麗諸國并燕雲已北數千里、改元神冊、與朱梁同年即位、在位十九年・契丹帝國の創業者耶律阿保機の建國について述べたくだりである。「改元神冊、與朱梁同年即位」という部分は明らかに史實として誤っている。耶律阿保機が天皇帝に即位（同時に皇后述律氏が地皇后となる）したのと、朱全忠が唐王朝を廢して皇帝を稱したのが同じ九〇七年であることを述べたものであるが、「神冊」建元は九一六年で十年ほど後のことである。「國朝文類」では「遼太祖阿保機乘時而起、服高麗諸國并燕雲已北數千里、與朱梁同年即位、是歲丁卯、至丙子建元神冊、在位二十年。」と正確に訂正している。脩端のこの文章では、こうした細かな史實に正確さを缺く場合が多い。しかしながら、契丹（遼）の建國と梁の篡奪とが同じ年であることに注目しており、この時代の歴史理解として重要である。すなわち、唐の滅亡と契丹（遼）の建國が同じ年である、と認識しているのである。

[5] 遼太宗嗣位、改元神顯。遼の太宗が位を繼いで、天顯と改元した、というように讀めるがこれも史實に反する。天顯と改元したのは、耶律阿保機の生涯最後の戦いであつた渤海征服を記念してなされたものである。そして渤海征服後すぐに七月に耶律阿保機は崩じ、皇后が稱制して國事を決した。耶律德光が即位したのは翌年天顯二年の十一月のことである。この誤りについても『國朝文類』は、「其子德光嗣位、是歲丁亥、唐明宗天成二年也。德光後號太宗。」とあるように、「改元神顯」を削り正している。九三八年に遼の屬國であつた華北の後晉の石敬瑭から尊號を上られたことを記念して會同と改元するまで「天顯」の年號が用いられた。ちなみに、天顯年號がそのまま用いられたのは、阿保機の死後もずっとカトン（地皇后）の述律氏が應天皇太后として權力を握っていたことと關係があると考えられる。

[6] 十一年、河東節度使石敬瑭爲清泰來伐、遣使求救于遼、奉表稱臣、仍以父禮事之。遼太宗赴援以滅後唐、石氏號晉。晉以燕雲十六州獻于遼

太宗、歲貢帛三十萬疋。「清泰」は『國朝文類』では「清泰帝」に作り、後唐の明宗李嗣源の從子李從珂を指す。九三四年、李從厚を滅ぼして帝位に即き、清泰と改元した。九三六年、河東の軍閥である石敬瑭は李從珂に背いて自立し、後唐は張敬達を派遣してこれを討つたが、これに對し石敬瑭は契丹に援助を求め、契丹皇帝耶律德光が自ら兵を率いて華北に侵入、石敬瑭を晉皇帝に冊立して後唐を滅ぼした。

九三八年、石敬瑭は馮道らを遣わして契丹の皇帝・皇太后に尊號を上り、契丹は會同と改元した。晉は契丹に對して臣事し、燕雲十六州を割讓、歲幣は金帛三十萬と定められた。

[7] 天福七年、晉高祖殂、出帝嗣位、大臣議奉表稱臣、告哀于遼、景延廣請致書稱孫而不稱臣、與遼抗衡、太宗舉兵南下、會同九年、入汴、以出帝爲負義侯、置於黃龍府、石晉遂滅。大同元年、太宗北還、仍以蕭翰留守河南。劉知遠在河東、乘間而發由太原入汴、自尊爲帝。石敬瑭の死後、晉が契丹に對して反抗的な態度を取り、滅ぼされるに至つた顛末を記す。會同九年（九四六）、太宗自ら南征を行い、十二月には汴京を陥れ、晉を滅ぼした。翌年正月、太宗は汴京で朝賀の禮を行い、大同と改元し、出帝を黃龍府に安置し、遼と國號を定め、華北支配に乗り出そうとした。しかし、契丹軍は各地で略奪を繰り返したために反發を招き、華北は無政府状態となつて混亂、四月になりついに太宗は北へと退却した。遼と晉の戦いを傍觀して力を蓄えた河東の沙陀軍團の領袖劉知遠が、二月に漢帝を稱し、契丹の退却後汴京に入城した。舊體制は安堵し、そのまま横滑りの形で汴京の政權を乗っ取つた。

[8] 及乎宋受周禪、有中京一百六十餘年。遼爲北朝、世數如之。宋の趙匡胤がクーデタで後周から禪讓を受けたのは九六〇年のことであり、金によって徽宗・欽宗が北方に拉致され北宋政權が事實上崩壞するのが一二七年であるから、一六〇年あまりの命脈であることが分かる。遼が滅ぶのも一二五年ではほぼ同じ時期であり、宋と並立するようになってから一六〇年間であつたということを述べているのである。

[9]

校其兵力、而澶淵之戰、宋幾不守、因而割地連和、歲貢銀絹三十萬兩疋、約爲兄弟、仍以世序昭穆、降及晚年、遼爲翁、宋爲孫…一〇〇四年（遼・統和二十二年、北宋・景德元年）十二月に成立した澶淵の盟約に關する記述。土地の割譲については、和平交渉の過程で、契丹側が關南の領土を要求することはあったが、結局最終的には歲貢のみで落着いたので、史實に反する。歲幣については、原文は「二十萬兩疋」とするが、絹二十萬匹・銀十萬兩であったから「三十萬兩匹」とするのが當然正しい。澶淵の盟約では宋が兄、遼が弟であった。これは宋が上ということではなく、宋と遼が擬制家族となったことを意味し、皇帝同士の世代の上下（昭穆）に応じて互いの親族呼稱が變化するのである。事實、當時契丹帝國の最高權力者として實權を握っていた承天皇后に對して宋帝は「叔母」と稱している。遼が祖となり宋が孫となった例は、七十歳という長壽に恵まれた遼の道宗と、宋の哲宗および徽宗とが並び立った時にみられる。正史にはみえないが、『宋大詔令集』に著録する國書より宋帝みずからを「姪孫」と稱し、遼帝のことは「叔祖」と稱していることが確認される。『宋大詔令集』卷二三「皇帝達太皇太后賀大遼正日書」（哲宗が宣仁皇太后からの道宗への正旦の祝賀を届けた國書）、同卷三三「回大遼皇帝賀登寶位書」、「賀大遼皇帝正日書」、「回大遼皇帝賀天寧節書」（即位直後元符三年に徽宗から道宗に宛てて送られた國書）。

[10]

金朝太祖擧兵西來、平遼克宋、奄有中原三分之二…「西來」という言葉は、金が東方を根據地としたことを強調するものである。蘇天爵が『國朝文類』を編修する際には、この言葉に違和感を覺えたためか削除されている。この部分の記述は、いわゆる「中國」なる概念を考える上で重要である。「中原」は狹義の中原ではなく、中國全體を指す。完顔阿骨打が領有した「中原三分之二」とは、言うまでもなく舊遼の領域と舊北宋の領域の華北部分を指す。そうすると「中原」の残り三分の一は淮水以南の南宋支配領域ということになる。つまり、脩端が述

[11]

べるこの「中原」は、舊遼、舊北宋の華北、そして南宋という三つのブロックから成るものと考えられている。舊遼領全域を含めて捉える「中原」は現今考えられているようないわゆる「チャイナ・プロパー（中華本土）」よりずっと北に廣がったものだということになる。

[12]

夫劉淵・石勒、皆晉之臣庶、叛亂國家、以臣伐君。縱能盜據一隅、僭至姚泓、終爲晉將劉裕所虜、斬于建康市、返本還元…山西匈奴の領袖劉淵が、西晉の内亂（八王の亂）に乗じて、三〇八年に漢帝を稱したことに始まり、さまざまな勢力が各地に亂立した「五胡十六國」と呼ばれる混亂の時代を指してこう述べている。最後の姚泓は、當時長安や洛陽といった場所をおさえていた羌族の後秦の皇帝であったが、東晉軍に敗北して四一七年に建康で殺され、後秦は滅亡、この後華北は東北から勃興した鮮卑族の北魏によって統一されていくことになる。

[13]

完顔氏世爲君長、保有肅愼…のちに『金史』世紀として結實する、始祖から始まる記録を意識した記述であると考えられる。金代皇統年間において、『祖宗實錄』が編纂されており、世紀の史料源となった。「肅愼」はもともと漢文史料で東北夷を指し、漢代以前の文獻よりみられる。『尚書』周官に、「成王既伐東夷、肅愼來賀。王俾榮伯作賄肅愼之命。」とある。ここでは、完顔氏の根據地の按出虎水一帯のことを、古くから文獻にみえる「肅愼」と重ね合わせて述べていると考えられる。天下南北敵國、素非君臣…「敵國」については、『國語』周語中に「敵國實至、關尹以告、行理以節逆之。」韋昭注「敵國、位敵也。」とある通り、對等の國を意味する。天下南北とは、遼や北宋を指すと考えられる。金國を創業した完顔阿骨打の祖先が、もともと遼の戶籍には屬さず、「生女眞」と呼ばれていたことをふまえてこのように述べている。

[14]

亦方遼太祖神冊之際、宋太祖未生、遼祖比宋、前期五十餘年、已卽帝位、固難降就五十年之後包于宋史爲載記…太祖耶律阿保機は九〇七年の天皇帝即位、九一六年（神冊元年）の上尊號および神冊建元という

二段階を踏んで遼（契丹）を建國したのに對し、宋の太祖趙匡胤は九二五年に生まれ、九六〇年に皇帝に即位し宋を建國したという事實を指す記述である。

[15] 公論…この文章のキーワードともいうべきものである。ここでの「公」は公正の意味である。

[16] 復讐…この文章にいくつか表れる「復讐」は、明らかに『春秋公羊傳』莊公四年夏の以下の記述をふまえる。「紀侯大去其國。大去者何。滅也。孰滅之。齊滅之。曷爲不言齊滅之。爲襄公諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎襄公。復讐也。何讐爾。遠祖也。哀公亨乎周。紀侯諱之、以襄公之爲於此焉者、事祖禰之心盡矣。盡者何。襄公將復讐乎紀、卜之、曰、師喪分焉。寡人死之、不爲不吉也。遠祖者、幾世乎。九世矣。九世猶可以復讐乎。雖百世可也。家亦可乎。曰、不可。國何以可。國君一體也。先君之恥、猶今君之恥也。今君之恥、猶先君之恥也。國君何爲一體。國君以國爲體、諸侯世、故國君爲一體也。今紀無罪、此非怒與。曰、非也。古者有明天子、則紀侯必誅、必無紀者。紀侯之不誅、至今有紀者、猶無明天子也。古者諸侯必有會聚之事、相朝聘之道、號辭必稱先君以相接。然則齊・紀無說焉、不可以並立乎天下。故將去紀侯者、不得去紀也。有明天子、則襄公得爲若行乎。曰、不得也。不得、則襄公曷爲爲之。上無天子、下無方伯、緣恩疾者可也。」復讐とはある國君が祖先のかたきを討つことであり、百代経っても行うべきこととされる。ゆえに、脩端が過去の歴史を振り返る中で、「復讐」という言葉を用いる場合、それは正統性がある行爲として認識されているのである。この部分では河東の沙陀族軍團を率いる李存勗が父李克用以来の仇敵朱全忠を倒したことを「復讐」と述べて、正統性のある行爲と評價している。

[17] 白溝…雄州の北を東西に流れ、黃河に流れ込む遼國境の河で、巨馬河ともいった。ほとりに白溝驛が設けられ、澶淵の盟により遼と宋の間で平和條約が結ばれて以後、兩國の使節は必ずここを通って往來し

た。

[18] 大宋…一應『玉堂嘉話』のテキストに従って読んでおいたが、「大宋」と「大」を付けて國號を稱しているのは違和感を覚える。というのも、

元代の文献（元刊本あるいはそれをふまえる明以後の刊本および抄本）では遼・金のことを「大遼」「大金」と稱したりや自らの朝廷のことを「大元」と稱することがあるが、宋については「大」を付けることはないからである。元の正式國名は周知の通り「大元大蒙古國」*Da Yuan Daxingguo*「大女眞金國 Amban Jusen Aikun Gurun」*Da Yuan Daxingguo*「高麗史」卷一四、睿宗世家三、十二年（一一一七）三月癸丑に引く金國の國書を参照。後には「大金國」と稱するのが一般的である。）に範を採るものである。金はいうまでもなく、時期によって「大契丹國」あるいは「大遼國」を正式國名とした遼（契丹）にならって國號を建てたものである。それゆえ、元代には大遼—大金—大元の國號の系譜が意識されていた。いっぽう宋のことは「宋朝」「前宋」などと稱し、「大」をつけることはない。一例を挙げれば、後述する許衡『魯齋遺書』卷一〇、編年歌括（中國國家圖書館所藏明刊本）は、遼・金を「大遼」「大金」と記し、宋のことは「前宋」と記している（三章16頁参照）。ゆえにもとの元刊本（至治年間刊）で「大宋」と作っていたかどうかは疑わしく、明代弘治年間の刊刻の際に妄改された可能性が考えられる。『國朝文類』では「于宋」に作っており、元刊本としてはこちらが自然である。

[19] 自建炎之後、中國非宋所有、宜爲南宋史…南宋を北宋とは分断した政權として捉える點、注目される。ここでの「中國」は前掲譯注[10]にみえる廣義の「中原」ではなく、狹義の「中原」とほぼ同義で使われていると考えられ、華北のことを指す。「中國」が江南ではなく、華北であるという主張は、明らかに舊金國の人々によるものである。歐陽宋之名臣也、定立五代…宋の歐陽脩が著した『五代史記』のこと。「名臣」は『國朝文類』では「名儒」に作る。

[21] 至于作十國世家、獨稱周漢之事、可謂難矣。歐陽脩『五代史』卷七一、十國世家に附せられた問答に、「問者曰、外而不書、則東漢之立何以書。曰、吾於東漢、常異其辭於九國也。春秋因亂世而立治法、本紀以治法而正亂君。世亂則疑難之事多、正疑處難、敢不慎也。周漢之事、可謂難矣哉。或謂、劉旻嘗致書于周、求其子質不得而後自立、然則旻之志不以忘漢爲憾、而以失子爲憾也。曰、漢嘗詔立質爲嗣、則質爲漢之國君、不獨爲旻子也。旻之大義宜不爲周屈、其立雖未必是、而義當不屈于周、此其可以異乎九國矣。終旻之世、猶稱乾祐、至承鈞立、然後改元、則旻之志豈不可哀也哉。」と述べられる。

[22] 請事斯語、厥有旨哉。『請事斯語』は、『國朝文類』では「歐陽公之爲是言」に作り、分かりやすく書き改めている。

[23] 李屏山詠史詩・李純甫、『金史』卷二二六に列傳。元好問『中州集』卷四、劉祁『歸潛志』卷一も参照。金代承安年間に經義進士となり、翰林院を歴任、尙書左司都事となる。『莊子』『列子』『左傳』『戰國策』を好み、佛書や道學書（伊川・横渠・晦庵）に通じていた。その著書『諸儒鳴道集』は『佛祖歷代通載』卷二〇に載せられている。『詠史詩』については、ここ以外には確認できない。

[24] 韓通…『宋史』卷四八四に周三臣傳が立てられ、韓通・李筠・李重進の三人の傳記が載せられる。元の史官が記したと考えられるその序文には次のように記される。

五代史記有唐六臣傳、示讓也。宋史傳周三臣、其名似之、其義異焉、求所以同、則歸於正名義、扶綱常而已。韓通與宋太祖比肩事周、而死於宋未受禪之頃、然不傳於宋、則忠義之志何所託而存乎。

[25] 蓋禘之說也…禘とは帝王が行う大祭のことで天や宗廟を祀ることを含む。『禮記』大傳に「禮不王不禘、王者禘其祖之所自出、以其祖配之。」とあり、古注に、「凡大祭曰禘、自由也。大祭其先祖所由生謂郊、祀天也。」と説明される通りである。ここで「禘之說」と言っているのは、明らかに『論語』八佾の「或問禘之說。子曰、不知也。知其說者之於

天下也、其如示諸斯乎。指其掌。」に基づく。そしてここで脩端が「禘之說」に込めた意味は、朱熹の『論語集注』の「先王報本追遠之意、莫深於禘。非仁孝誠敬之至、不足以與此、非或人之所及也。」という解釋を踏まえていることは明白である。『朱子語類』卷二五、論語七、八佾篇にこの部分の更なる説明がある。すなわち、禘とは「始祖所自出之帝」を祀ることをいい、『集注』では「先王報本追遠之意」を示すものとして説明される。ここでの記述は、宋王朝が五代政權と連続する出自を持つことを、歐陽脩が強く意識していたのだ、ということを示すべくようとしたものである。

[26] 隋季文中子作元經、至晉宋已後、正統在中原、而後大唐南北一統…『元經』は、王通撰、唐・薛收傳、宋・阮逸補并注。唐志にはみえず、『郡齋讀書志』『直齋書錄解題』および宋代の筆記史料などにより、北宋時代の阮逸の偽作であることが指摘されている。東晉・宋までは南朝を正統とし、蕭道成の齊は「偽齊」として認めず、卷九より「後魏孝文帝太和四年春正月」を經に繋げ、北魏を正統としている。これは脩端が中原正統説を唱えるために殊更に引いてきたものと考えられるが、明らかに『資治通鑑』や『資治通鑑綱目』が南朝を正統としていることを意識した記述である。

[27] 隱約…『史記』太史公自序に次のようにあるのを踏まえる。「夫詩書隱約者、欲遂其志之思也。」索隱「謂其意隱微而意約也。」正義「詩書隱微而約省者、遷深惟欲依其隱約而成其志意也。」

[28] 今年春正月、攻陷蔡城…一二三四年、金の天興三年、金の滅亡に際し、宋が襄陽の將軍孟珙に兵四萬人を派兵させてモンゴル軍とともに金の蔡州を攻めたことを指す。

[29] 漢隱帝乾祐三年、遇弒、太后詔立帝弟武寧軍節度使嗣位。後雖廢爲湘陰公、旻亦尋即皇帝位于晉陽、終旻之世、猶稱乾祐。四帝二十九年、至宋太宗興國四年歸宋…東漢（北漢）の興亡についての記述。『國朝文類』は異同が著しく、「漢隱帝乾祐三年、遇弒、太后詔立河東節度使旻

之子贊、尋廢爲湘陰公、旻遂卽帝位于晉陽、終旻之世、猶稱乾祐。旻係劉高祖母弟、其子承鈞・孫繼恩・繼元皆相繼立、凡二十八年、宋太宗太平興國四年始滅之。」とまとめられている。漢の乾祐三年（九五〇）十一月、郭威が隱帝を弑し、開封に入城。同じ月に太后が郭威の意を承け誥を出して、劉知遠の弟劉旻（劉崇の子で劉知遠に我が子の如く愛された劉贊を卽位させたが、十二月末に太后の誥により廢されて湘陰公に落とされた。翌廣順元年（九五二）正月に郭威が卽位し、周を建國し、これを受け、太原に據った劉旻が皇帝に卽位する。

高平の戦いで周に敗れた後、顯徳二年（九五五）に世を去っている。その後その次子劉承鈞がこれを繼ぎ、契丹の許可を得て卽位し、十三年間在位した。その後養子の劉繼恩・劉繼元と跡を繼ぎ、宋太宗の太平興國四年（九七九）まで命脈を保った。基本的に北漢は契丹と同盟關係にあり（契丹の屬國といつてよい）、周・宋とは對立し續けた。

宋太祖不日受周禪、傳至太宗、方承東漢之後・北漢（東漢）を滅ぼしてから北宋が正統を手にするとの考え方は、元末に陳桎が唐の滅亡以後南宋の滅亡までの中國通史を描いた『通鑑續編』に一致する。『通鑑續編』では、卷二で耶律阿保機が權力を握った九〇一年以後、契丹の歴史を中心とした叙述がなされる。そして、卷三では北宋の太祖趙匡胤卽位以後、太平興國三年までを記すが、この間はまだ北宋が中國全土を統一していないということで、正統とはみなさず、繫年は干支を記す形式となっている。正統が歸したとして北宋元號に繫年して書かれるようになるのは北漢を滅ぼした太平興國四年以後（卷四）である。『通鑑續編』については、五章脚頁に述べる。

大朝・大モンゴル・ウルス（大蒙古國）のこと。明弘治刊本『秋澗先生大全集』所收の『玉堂嘉話』は元刊本の體裁を残し、「大朝」で改行擡頭する。いっぽう、『國朝文類』元刊本のテキストでは空格も擡頭もしない。刊刻の際のミスであろう。

[32] 况蔡城一事、蓋大朝征伐之功。是時宋之邊將、專權率意、自撤藩籬、

快斯須之忿、味唇齒之理、自謂愛己而惡佗、延引強兵深入、遵行覆轍、媒孽後禍、取笑萬世、何復讐之有也。一二三四年正月に蔡州で金を滅ぼした後、南宋政權は中原回復の好機とみて、モンゴルとの約定に背いて同年六月より北伐を敢行し、北宋時代の東京（開封）・西京（洛陽）・南京（歸徳）の三京を回復したことを指す。南宋軍は補給線が續かず、モンゴル軍が南下しただけで、本格的な戦闘もいままに八月には南へと撤退した。

[33] 宋自靖康已來、稱臣姪、走玉帛、歲時朝貢、幾于百年……この叙述は大難把なものである。一二二六年（金・天會四年、南宋・靖康元年）に北宋が滅ぼされ、趙構（南宋の高宗）が卽位して江南に南宋政權が成立してからも、金と南宋の間は對立關係が續いた。金軍が長江以南まで侵攻して、高宗が浙江の海上に逃げ延びることさえあった（一一二九年）金・天會七年、南宋・建炎三年）。一一四一年（金・皇統元年、南宋・紹興十一年）末から翌年にかけて金と南宋の間に最初の講和條約が成立したが、このときの條件は、淮水を國境とすること、南宋から金へ贈られる歲幣は銀絹二十五萬兩匹とすること、宋側が臣と稱し、金のことを「大金」と稱することであった。金はこの年に宋の高宗趙構を皇帝に册立し、事實上南宋は金の屬國となった。その後、海陵王の宋征伐により和議が途絶えたが、金の世宗がクーデタで卽位し、一一六五年（金・大定五年、南宋・乾道元年）になってから、二度目の講和條約が成立した。今度は、遼と北宋の間で結ばれた澶淵の盟約に基づき、金と南宋は擬制家族關係（當時の金世宗、南宋孝宗の昭穆關係にもとづき、最初は叔姪の關係）となり、歲幣は二十萬兩匹とし、國境は一度目の和議と同じく淮水に定められた。以後このときの講和條約がその後の兩國の關係を規定した。脩端が「稱臣姪」と述べているのは、この二つの條約を踏まえる。つまり、一度目の和議では南宋が「臣」を稱し、二度目の和議ではより對等になって「姪」を稱したのであった。

[34] 果使宋廟有靈、必可其議也。『國朝文類』では「果使……」以下を「復

如是乎」に作り、分かりやすく改めている。

[35] 泰和間、南宋寒盟、起無名之師、侵漁唐・鄧・宿・泗、章宗分遣應兵、

其淮漢・川蜀之間、大爲所破。宋遣臣方信孺等、卑辭告和、請叔爲伯、

進增歲幣、獻權臣之首、至于闕下。一一〇六年（金・泰和六年、南宋・

開禧二年）五月に對金強硬論を主張する韓侂胄官班の南宋政府が、金

に對して仕掛けた戦いで、いわゆる「開禧用兵」と呼ばれるものである。

結果は、先に仕掛けた南宋軍が金軍に迎撃されて敗北し、翌年一

二〇七年（金・泰和七年、南宋・開禧三年）四月、南宋が使者の方信

孺を派遣して和平を請うた。『宋史』や『續編兩朝綱目備用』『宋史全

文續資治通鑑』などの宋側の記録による。『金史』卷一二は二月丁巳

に、「宋知樞密院張巖遣方信孺以書詣平章政事揆・左丞端乞和。」とあ

るように二月としており、陳桎「通鑑續編」卷一九もこれに従い二月

とする。方信孺は三度汴京の金將完顔宗浩のもとを訪れている。この

とき、金側は首謀者の懲罰（誅殺）を要求し、方信孺はこれを韓侂胄

に報告したため、怒りをもって九月に失脚し、代わって王栴が起用さ

れて金の軍幕に派遣された。こうして和平交渉が始まるなか、金側の

壓力の影響で、南宋政府では、十一月に皇后楊氏らと結んだ史彌遠ら

[36] 宋・嘉定十年）に南宋侵攻を行うまで維持される。

上源驛…朱全忠が李克用を襲撃したことで有名（「上源の難」と呼ばれ

る）で、五代の文獻に何カ所か現れる開封城内にあった驛舎である。

のちに都亭驛と改稱し、上源驛の名は宋以後の文獻では確認できず、

ここに現れる上源驛が果たして汴京にあったものかは判然としない。

しかし、方信孺は汴京の金將・完顔宗浩のもとに派遣されたので、上

源驛の名稱が金代に復活していた可能性もあるが、他の文獻にみえず

不明とせざるを得ない。

[37] 館伴使…澶淵の盟の成立以後、遼と北宋、金と南宋は互いに頻繁に使

節のやり取りをした。國境を越えて領域内に入ってきた使節に隨行す

る役目を帯びるのが「接伴使」であり、都までやって来た使節を接待

する役目を任されるのが「館伴使」である。

是時中原連年蝗旱、五穀不登、山東尤甚…この部分の記述は、『金史』

本紀により事實に符合することが分かる。關連する記事を列挙する。

『金史』卷一一、泰和四年二月丁酉「以山東・河北旱、詔祈雨東北二

嶽。」

同所、泰和五年十一月癸巳「山東闕食、賜錢三萬貫以賑之。」

同所、泰和六年五月癸巳「山東路災、赦死罪以下。」

同所、泰和七年六月己酉「以山東盜、制同黨能自殺捕出首官賞法。」

同所、泰和八年五月丁卯「遣使分路捕蝗。」

同所、泰和八年六月癸未「以許宋平、詔中外、免河南・山東・陝西

等六路今年夏稅、河東・河北・大名等五路半之。」

同所、泰和八年六月戊子「飛蝗入京畿。」

同所、泰和八年七月庚子「詔更定蝗蟲生發坐罪法」乙巳「詔頒捕蝗

圖于中外。」

この泰和八年六月癸未の詔では、河南・山東・陝西が對象地域として

挙げられている。これらの地域は、戦争の前線あるいはその後方補給

線となった地域であるから、慰撫のための措置であるが、戦乱と同時

[39]

に天災の影響も華北一圓に及んでいた。

詔百官議曰、朕聞海陵有言、我國家雖受四方朝貢、宋猶假息江左、亦天下兩家邪。故有親征之行。去歲宋人兵起無名、搖蕩我邊鄙。今已敗衄、哀懇告和。朕思海陵之言、宜如何爾。時臣下本希上意、故進言曰、先于靖康間、宋祚已裏、其游魂餘魄、今雖據江左、正猶昭烈之在蜀、不能紹漢氏之遺統、大可見也。和議乃定。この部分の記述は、『金史』『大金國志』など他書にはみえない獨自のものである。海陵王の言自體も他書にはみえない。「去歲宋人兵起無名」とあるから、泰和七年に出された詔であると考えられる。『金史』に載せられていない以上、『章宗實錄』にはなかった記録であろう。

[40]

況乎泰和初朝廷先有此論、故選官置院、創修遼史、刑期榜狀元張懾預焉。後因南宋獻誠告和、臣下奏言、靖康間宋祚已絕、當承宋統、上乃罷修遼史。章宗朝における『遼史』編纂の経緯は以下の如くである。『遼史』編纂は恐らくは章宗即位の記念事業として行われたものであり、先朝以來活躍する契丹人文人官僚である參知政事の耶律履が提控官として、契丹人耶律益・漢人黨懷英・趙溫らが編修官として参加し、大定二十九年（一一八九）から編纂が開始された。『世宗實錄』と逆行して編纂が進められたようだが、實錄が明昌四年（一一九三）に完成したのに對し、『遼史』は完成をみなかった。南宋の韓侂胄政權が仕掛けた戦争の最中、泰和六年（一二〇六）に陳大任が「專修遼史」を命ぜられ、翌泰和七年十二月、二十年近くの歲月を経て完成にこぎつけたのであった。この『金史』の記述に基づく事實關係を押さえる、脩端のここでの叙述は明らかに誤りを含むものであることが分かるだろう。『南宋獻誠告和』とあるが、これは既述の通り泰和八年のことで、陳大任『遼史』完成より後なので、韓侂胄の首を獻じて和平を請うてきたから『遼史』の編纂をやめたという理屈は當然成り立たない。また、『宋統』を受け継いだことについては、泰和二年（一二〇二）十月に宋の火徳を繼承し、土徳を德運として採用する決定が既になさ

[41]

れている。『大金德運圖說』、『金史』卷一一、『佛祖歷代通載』卷二〇參照）それゆえ、脩端の説に従いもし宋の正統を受け継いだことよりの『遼史』の編纂事業が滞ったとするならば、それは泰和二年當時のことではなければならない。以上より、少なくとも泰和六年からの宋との戦争と、泰和二年の德運の變更を結びつけて考えることは不可能であり、脩端の説は牽強附會と言わねばならない。なお『遼史』編纂に携わったという張楨は傳記史料はないが、『中州集』卷七、卷八に「張楨勝」とみえ、狀元であったことは分かる。彼が章宗朝において『遼史』の編纂に携わったことはこのみにみえる記述である。

緣此中州士大夫間不知遼金之興本末各異者。向使泰和間若是遼史蚤成、天下自有定論、何待余言。この部分の脩端の指摘は、元好問が記した耶律貞の墓誌銘（『國朝文類』卷五二所收）に、「今人の遼事を語るに、起滅の凡そ幾主なるかを知らず、下の者は論ぜざるに至るなり。」と遼の歴史を後世へ残すことに對する危機感を述べていることと通底する。金末の人々は遼の歴史をきちんと理解していなかったというのであろう。なお、「向使泰和間若是遼史蚤成」という記述であるが、譯注「40」に述べたように、陳大任『遼史』が泰和七年に完成しているから、誤りということになる。中統元年（一二六〇）、王鶚が翰林國史院を創立したときの上奏にも、「自古國亡而史不止。唐取隋史焉、宋取五代亦然。金不爲遼作史、至今天下有遺恨。」（王鶚『中堂事記』卷下、中統二年七月二十七日丁亥條）とあって、金代には遼史が編纂されなかったと認識されている。恐らく、金末貞祐年間の開封南遷の際に陳大任の『遼史』が失われてしまったために（『國朝文類』卷五一、元好問「故金漆水郡侯耶律公墓誌銘」）、このような誤解が生じたと考えられる。陳大任『遼史』はその後元代になってから「發見」されて翰林國史院に獻じられ、『遼史』編纂の材料として用いられることとなる。

以上、譯注を試みに提示したが、ここで内容を簡単にまとめておきたい。

モンゴル軍によって蔡州で金國が最終的に滅ぼされたのと同じ年、一二三四年九月、脩端なる人物が東平のある小軒にて五、六人の友人と會したという場面設定である。そして、モンゴル時代に先立つ遼・金・宋各王朝の時代に關わる歴史をどのように編纂するべきかについて、人々の意見や疑問に脩端が答えるという問答形式で記されたものである。はじめに述べたように、脩端という人物については、ここに現れる以外に他の文献からは徴しえず、燕山すなわち金の中都周邊に本貫を持ち、一二三四年九月の時點で東平に滞在していたという、この「辯遼宋金正統」で得られる情報を除いては、まったく謎の人物である。

まず、席上のある人物から、金史は『晉書』の載記のように、宋史の中に含めるのがよいという意見が出された。これに對し、脩端は次のように述べる。唐以來の北方の名族であつた契丹の耶律阿保機は、唐の崩壞直後、朱全忠（後梁）と同年に即位した。九〇七年という同じ年に、耶律阿保機（遼太祖）と朱全忠が皇帝位に即位したことを特記しており、契丹と五代政權が南北に竝立するという、一種の南北朝時代が形成されていく始まりとして意識されていることが分かる。その後、耶律阿保機の息子耶律德光（遼太宗）が皇位を繼承し、沙陀族の後唐を滅ぼし、河東の石敬瑭（晉高祖）の後晉政權設立を援助し、燕雲十六州の割譲を得たが、石敬瑭の死後、後晉が反抗したために華北に侵攻、後晉を滅ぼす。そして契丹の退却後に、河東より劉知遠が侵攻して後漢王朝を建てた。この唐↓晉↓漢の政權交代についての記述は、當時の歴史の主役がまぎれもなく契丹であることをはっきりと示そうとするものである。後周の後を受けた宋と遼の竝立については、軍事力における遼の壓倒を指摘、澶淵の盟は遼側の主導で締結されたものであることを明記する。この遼宋竝立の時代に金がピリオドを打つと、「中原の三分の二」を領有、悠々と百年以上にわたり「四方の朝貢」を受けたとする。譯注「10」ですでに記しており、繰り返しになるが、「中原の三分の二」にみえる「中原」は、燕京（現在の北京）を含む現在の河北・山西北

部以北の舊遼の領域、北宋が支配した華北、北宋・南宋が支配した江南という三つのブロックから成るものとして意識されており、その概念自體たいへん注目に値するものである。そして、そのうちの前二者を領有した金が、當時の國際秩序において中心にあったととらえているのである。

以上のような遼・金兩王朝の北方の流れを概述したうえで、劉淵・石勒が晉の臣下であったのと異なり、女眞（金）はもととまわりの國とは對等であり、臣従していたわけではないから、宋史の中に含めて載記とするなどありえないことであるとする。また、遼についても、宋より五十年も早く帝位についており、宋史の中に含めるなど不可能であるとし、遼・金兩王朝の歴史を宋史載記として扱ふことの不可を主張している。

そして、この主張を受けて、次のように歴史編纂のプランを提示する。五代を南史、遼を北史、宋（北宋のこと）を宋史、金を北史、南宋を南宋史とするものである。遼・金の北の流れを重視する點、北宋と南宋を別の國家とみなす視點は注目される。五代の歴史については、當然のことながら北宋時代に歐陽脩によって書かれた『五代史記』（いわゆる『新五代史』）が當時最も標準的なものとしてよく讀まれており、席上から五代を南史とすることに對する反論が出た。これに對し、宋という政權は五代政權の後繼者として登場したものであり、歐陽脩は自らが仕える宋王朝の出自を強く意識して五代各王朝を並べる歴史叙述を行ったのだ、と脩端は鋭く指摘している。

さらに、金が中原を領有してからわずか百年餘りで滅びたのと比較すると、宋は建隆以來三百年に及ぶ長い歴史を持ち、なおかつその年正月に南宋軍が蔡州で金を攻め滅ぼしたことから、宋の歴史の中に金を含めるべきだとの意見が、席上よりまた出される。それに對し、脩端は宋が長い歴史を持つから尊ぶべきだとする主張に對しては、その理屈に従えば、五代に周が中原を乗っ取った後、晉陽で命脈を長らえた北漢が正統ということになってしまふという例えを引き合いに出して、否定する。この部分の例證は、江南の半壁に押しやられた南宋の歴史の中に、中原を得た金を含めるなど不可能であ

ることを強調するためのものである。また、蔡州で金を滅ぼしたことについても、モンゴル軍の力であることは否定し難い事實であった。蔡州の役の後、モンゴルとの約定を破って北伐を敢行し、當然のごとく失敗に終わった南宋の軍事行動が痛烈に批判されている。

そのいっぽうで、宋は靖康年間に完全に滅亡し、金は宋の王統を繼承したのだとする章宗・泰和年間における金國での正統に關する議論もまた、公平さを缺く議論だとして退ける。すなわち、脩端は金も南宋もどちらも公平に立てるべきだと主張しているのである。

そして最後に、遼(契丹)のことを取り上げている。遼は燕雲の片隅に居て、法度も一ではない(契丹が遊牧地域と農耕地域で異なる支配制度を採っていたことを指す)ことから遼史を立てるべきではないとする中華の枠組みにとらわれた意見が出されたのに對し、これを斷固否定する。譯注「40」に記したとおり、章宗朝における『遼史』編纂に關する記述には事實の誤認を含むが、遼の歴史が當時きちんと傳えられていないことを問題視している點は、かの元好問の主張と軌を一にするものである。<sup>⑥</sup>

脩端たちが議論を戦わせた當時、十三世紀前半には、金國治下の華北そして南宋治下の江南を問わず、正統史觀・正閏史觀が流行した時代であった。そしてそれは、緊迫した國際情勢のもと、弱體化した王朝治下において、自らの王朝(南宋や金)が正統王朝の繼承者であることをことさらに強調する政治的要請から主張されるものなのであった。まさに、モンゴル時代到來以前、中國が三百年以上にわたって分裂状態にあったという時代背景から生まれた史觀なのである。このことについては、次章に述べる。

いっぽう、脩端の主張全體を見渡すと、當時横行していたこうした華夷の區別を強調する正統史觀・正閏論の愚かさを指彈し、それを退ける内容を持つものであることが分かる。遼・金・北宋・南宋それぞれの王朝について歴史を編纂する

べきだという主張は、ある王朝に極端に肩入れするような偏狹な名分論を排するものであり、北（遼・金）が南（五代政權・北宋・南宋）を壓倒しながら併存するという、十世紀以後の時代の特徵としてみられる歴史の現實を、大局から見据えつつ公平に判断したものと見えるだろう。

## 一、一二三四年の東原という場面

以上、文章の内容を押さえた上で、次に議論が行われたとされる一二三四年九月の東原すなわち東平<sup>①</sup>という時と場所の持つ意味を考えてみたい。「辯遼末金正統」での議論は、脩端が他者の述べた言葉に對して意見を述べるという問答形式になっているが、まず注目されるのが脩端を除く人々の發言内容が、宋に與するものだという点である。すなわち、『晉書』載記にない、金は宋史の載記に含めるべきだという意見や、遼は邊境の片隅にいて、法度も一つではない（遼が地域別の複合的な支配体制を採っていたことを指す）から正史を立てるべきではないという意見などである。これらは、北宋・南宋を一つの「宋」としてとらえて、中華王朝の正統を受け継ぐものとみなし、北方の遼・金兩王朝の流れをあえて無視する、南宋政權の立場を反映した史觀にはかならない。こうした正統史觀・正閏史觀を奉ずる人々が、金の滅亡直後に、舊金領である東平に存在したという事實の背景は、一體いかなるものであろうか。

まず、指摘すべきは、前章に述べたように、十三世紀前半當時、正統を重視する史觀がたいへん流行したことである。南宋支配下にあった江南では、朱熹とその門弟たちによって『資治通鑑綱目』が編纂され、朱熹の生前に出版されることはなかったが、その死後、十三世紀前半には複数の刊本が出版されて、それなりの影響力を持つようになっていた<sup>②</sup>。周知の通り、『資治通鑑綱目』は司馬光の『資治通鑑』をもとにしながら、要點をおさえつつ簡便に歴史を理解するべく書かれ

た史書であったが、その内容は華夷・正閏の別に徹底してこだわった独自の史観にもとづくものであった。それは、契丹（遼）・女眞（金）といった北方勢力に押しまくられつつも生き長らえるという宋の置かれた時代状況を背景としていた。正閏論の流行は、中國の歴史における王統の重視を生み出し、歴史上の王統系譜を簡単に見渡すことができるように圖化した「紹運圖」の類がこのころより次第に流布しはじめた。例えば南宋末淳祐七年（一二四七）、平江府學に『天文圖』『地理圖』とともに三つの碑刻で一セットとなって天・地・人を表現すべく建てられた『帝王紹運圖』はよく知られたものである。また、もとの中國刊本は現在傳わらないが日本で五山版として残る『歷代帝王紹運圖』のような簡便なハンドブックもこのころ現れた。これらはいずれも南宋で作られたものであり、五代を経て宋が正統を受け継いだことを主張しており、遼・金をことさらに無視している。<sup>9)</sup>

いっぽう、同じころの金國治下の華北においても同様の現象がみられる。その顯著な例として指摘しうるのは五行説にもとづく「德運」をめぐる議論である。十三世紀初頭、泰和二年（二〇二）、章宗政權において、金は靖康年間に滅ぼした北宋の德運を繼いだとの公式見解を發表した。さらにモンゴルの侵攻におびえ、開封への南遷を目前にした宣宗朝・貞祐二年（二二四）に、德運の議論が再び行われ、その議論をまとめたものが『大金德運圖説』として残る。『大金德運圖説』には、德運と王統を圖化したものが載せられており、十三世紀前半に南宋で現れた「紹運圖」との類似性をうかがわせ興味深い。『大金德運圖説』の版本は『四庫全書』本しか残存しておらず、どこまで元來の體裁を傳えるものなのかは不明とせざるを得ないものの、こうした圖があったことは確かであろう。正統論などにこだわるあたり、十三世紀に入ってから金の國家としての弱體化は覆いがたいものがあるが、金において德運の議論が行われたこと自體についていえば、正統論・正閏論の流行が江南のみならず、金國治下の華北にも広がっていたことをはっきり示すものである。<sup>10)</sup> 金・南宋におけるこうした正閏論の流行は、それぞれ別箇に發展したのではなく、南北で相互に影響を及ぼしあってきたことを看取す

る必要がある。從來、金國治下の華北と南宋治下の江南の間に横たわる國家間の斷絶が過度に強調されがちであったが、實際には國境を越えた文化交流が豫想以上に盛んだったようであり、特に十三世紀に入ってからそれは顯著である。この點、朱子學北傳の問題も含め、今後考究すべき餘地は少くない。

「辯遼宋金正統」に現れる南宋寄りの史觀を奉ずる人々の存在を考えるうえで、もう一點考慮に入れるべきは、一二三四年當時の東平の置かれた政治・文化狀況である。舊金國の官僚たちが、金の滅亡後ここに流寓し、また後のクビライ政權成立後の漢人ブレインを多く輩出したことを含め、金元交替期の中國史を考えるうえできわめて重要な課題であり、それゆえこれまで多くの研究がなされ、すぐれた成果も生み出されてきたが、その實像をとらえることはなかなか難しい。特にクビライ政權成立後に書かれた漢文文獻における一二五〇年代までの華北について記した叙述に對しては、嚴密なテキスト批判を行ったうえで歴史を描くことが求められる。こうした難題にそれなりの解答を與えるためには、既知の典籍史料のみならず、碑刻史料なども含め、利用しうるかぎりの史料の収集・把握およびそれらを總合した分析を必要とする。現時點では、筆者はまだこうした作業を行う段階にはない。これらは今後の課題とし、ここでは十三世紀初頭における山東地方の政治狀況について、おおまかな素描を行うにとどめたい。

一二一三年のチンギス率いるモンゴル帝國の第一次對金戰爭において、華北は廣範に亘りモンゴル軍に席卷された。翌年モンゴルの壓力に恐れをなした金の宣宗は、都を中都燕京（現在の北京）から南京汴京（現在の開封）へと遷す（いわゆる「貞祐の南遷」）。その結果、モンゴル軍は中都を陥れ、金は黄河以北の領域をほとんど喪失し、確實に押さえる地域は河南一帯のみとなってしまった。よく知られているように、このときの戰爭では、モンゴル軍の華北席卷は一時的なものに留まり、軍隊を駐留させることもなく、そのため華北の廣域において權力の空白が生まれ、無政府状態に陥る。そうした中から各地の人々が武装して自衛集團を形成し、群雄割據するようになっていく。<sup>①</sup>

東平を含む山東地方では、金末における、諸軍事力が割據する動亂の趨勢がいっそう顯著であった。金の弱體化をみた南宋は、山東に割據した土豪あがりの諸々の軍事集團に着目、彼らを利用して中原を回復しようと企圖した。南宋では朝廷への歸附と盡力を奨励する意味で、彼らを「忠義軍」と稱するいっぽう、單純に北から來た軍隊として、南宋軍とは區別して「北軍」とも呼ばれた。逆に金からは「紅襖軍」として反亂軍のレッテルを貼られた。彼らは、淮南東部の楚州や漣水軍において糧食の供給を受けつつも、実際には南宋政權から獨立性を保持し續けるが、形の上では南宋の軍隊として組み込まれた。一部の先行研究では、山東「忠義軍」について、女眞の金國の壓政に苦しめられてきた山東の漢族の民族意識高揚などと評價されることもあったが、それはまったく事實に反する。當時、山東は深刻な飢饉に見舞われており、飢えに苦しむ人々が兵となり、食料を求めて南下したというのがその實態である。山東の自衛軍團が一氣に膨張し、南宋政權を揺るがすほどに強大化した原因も實際にはそのような社會情勢を背景とする。これは山東のみならず、華北で廣くみられた漢人軍閥の勢力擴張にもあてはまることであった。

山東における、こうしたいわば寄せ集めの軍事集團の領袖を代表する人物が李全である。李全は自らの地盤を山東に持ついっぽう、淮南の楚州を南側の據點とし、山東と淮南の間を盛んに往來した。そして、その經濟基盤は、南宋政府から供給を受ける糧食および山東での鹽稅収入のほか、楚州から淮水を下り、海路を通じて山東半島の膠西（現在の山東省青島のある膠州灣の内側）まで水運によって江南の物資を運ぶ南北間交易を商人に行わせ、高額の商稅を徴收することにあつた。動亂の時代であるにもかかわらず、淮南と山東の間の人と物の交流は豫想を超えて盛んだったと考えられる。<sup>②</sup>

南宋側に附きたいいわゆる「忠義軍」の勢力は、一時山東の廣範圍に及んだ。一二一九年、李全の説得により青州に據つた張林が南宋に歸附し、實質をどの程度ともなうものなのかは疑問が残るものの、山東の廣い範圍を一度は南宋へ歸屬させることに成功する。一二二五年にはもともと李全の組下にいた彭義斌が、李全を破ってその配下を吸収して軍勢を擴大

し、東平の嚴實を屈服させ、河北の大名府に據って、眞定府までうかがう勢いをみせた。結局眞定へ侵攻した際にモンゴル軍により敗死させられることになるが、捕らわれて降伏を勧められた時に「我は大宋の臣にして、且つ河北・山東は皆な宋の民なり、義として豈に他の臣屬と爲らんや」(『宋史』卷四七六、李全傳上)と述べ、南宋の臣としての節を曲げなかったという。彭義斌のような例は狀況に應じて寝返りを繰り返す山東軍團の中ではきわめて珍しい例だが、一時的にせよ南宋の御旗を奉じた軍團が山東全域さらには河北まで勢力を廣げたのであった。<sup>13)</sup> 舊金國治下であるにもかかわらず、東平に南宋政權の立場を反映する正閏史觀が流入していたという事實は、貞祐の南遷後、金が山東を喪失し、その後を生じた權力空白から、南宋の援護を受けた軍團が一時的に北へと勢力を廣げるといふ、政治的經緯を背景に考えねばならないのである。

また、從來じゅうぶんに顧慮されてこなかったが、在地の知識人たちの中にはこれらの軍事集團に幕僚として参加する者もいた。たとえば、後に東平の漢人軍閥嚴實および嚴忠濟のもとで文化事業を熱心に行い、クビライ政權のスタッフともなる宋子貞は、初め彭義斌の幕僚であった。<sup>14)</sup> 金の滅亡後、眞定や東平の漢人軍閥が舊金國の官僚をはじめとする知識人たちの避難先となったことはよく知られているが、史料の殘存例は少なく、今後石刻史料などの掘り起こしが必要となるが、粗暴な流賊集團というイメージでとらえられがちな李全らの軍團の場合でも、幕僚を抱える例があった。<sup>15)</sup> 現時點では史料の裏付けを缺き、あくまでも推論に過ぎないが、こうした人々の存在によって、南宋治下の江南から淮南を通じて山東へと書物などが流入していたことも想定しうる。脩端が意見を戦わせた人々の言辭を考えると、山東の知識人たちが(もちろんごく一握りの人々ではあろうが)當時まだ新しかった朱熹の『資治通鑑綱目』を、淮南からやってくる商人より手に入れて讀んでいた、などという想像を膨らませることも、あながち的はずれではない。十三世紀前半以後、南北の間で書物が想像以上に流通していたことはさまざまな證據から疑いのない事實であった。

そして、言うまでもなく、一二三四年の東平とは、漢人軍閥嚴實の支配下にあった。周知の通り、この当時おりしも金の滅亡直後であり、東平は開封陥落後に都から北へと逃れる人々の流寓先となり、舊金國の遺臣の中には東平幕府で幕僚として登用される人物もいた<sup>⑧</sup>。東平は様々な出自を持つ人々が集まり、北宋から金へと受け継がれてきた山東の傳統的文化の要素を核としつつ、金が山東を喪失した後には南の南宋から流入した江南文化の要素、そして北からモンゴルがもたらした遊牧文化や西方文化の要素と、多元文化が交錯する場所となっていたと考えられる。脩端の「辯遼宋金正統」にみられる議論は、まさしく複雑な政治背景を持ち、さまざまな文化の要素が交錯する當時の東平の置かれた時代状況を反映するものなのである。

「辯遼宋金正統」の内容で注意すべきは、滅亡直後の金史編纂だけではなく、宋史の編纂が議論されていることである。正史の編纂は、前王朝の滅亡後に新たな王朝によって行われるものだというのが中華世界での傳統的な考え方である。つまり、一二三四年の東平において、南宋の滅亡はすでに自明であると考えられていたことを「辯遼宋金正統」が證言しているのである。また、蔡州で金を滅ぼした南宋には『春秋公羊傳』で言うところの「復讐」の形跡があるという席上のある人物の意見に對し、脩端は次のように述べている。

ましてや蔡城の一事は、思うに大朝（大モンゴル・ウルス）の征伐の功です。この時宋の邊將は權を専らにし意のままに  
して、自ら境界を取り拂い、一時の怨みを快くし、唇齒の理に暗く、己を愛して他を憎むあまり、強兵を導き入れて  
深く入らせた結果、失敗の先例に従うことになり、後の禍を引き起し、萬世にあざ笑われる始末であり、復讐など  
あるはずがありません<sup>⑨</sup>。

金を滅ぼした直後、無謀にも北伐を敢行した南宋軍の行動（14頁譯注「32」を参照）は、女眞と結んで遼を滅ぼして禍を招いた北宋末の状況と重なり合うものとして厳しく非難されている。つまり、今後南宋が靖康の變で滅びた北宋と同じ轍を踏

むであろうと豫言しているわけである。モンゴル・ウルスは、この後、一二三六年から西への大遠征を行うと同時に、カアンのおゴデイの三男であるクチュクチュを總司令官として、傳統的な三軍體制で南宋征伐を實行した。一二三四年當時、すでにこの南宋征伐の計畫は進められており、華北の人々の目には、金が滅亡した以上、弱體な南宋政權の命運などもはや風前の灯火のごとく映っていたのである。そして、このときモンゴル遠征軍は南宋政權を眞劍に打倒しようと考えていたのであり、金と南宋の間のような平和共存関係をとり結ぶことは、少なくともこの時點では、モンゴル側の念頭になかったことをはっきりと示すものである。結果は、總司令官クチュクの死と南宋軍の豫想外の抵抗により完全な失敗に終わる。膨張・擴大を續けてきたモンゴル・ウルスにとり、この時の遠征は初めての大きな失敗であり、山と水という天然の要害に守られた南宋を攻め滅ぼすことの容易ならざることを強く認識するに至った。結局當初の豫想を超えて南宋をモンゴルの版圖に入れるにはさらに半世紀近くを要することになるのである。<sup>18)</sup>

このように、「辯遼宋金正統」は、當時の生の國際情勢認識をうかがわせる意味でも、きわめて貴重な文獻である。そして、モンゴルこそが、唐の滅亡後、十世紀初頭以來續いた遼と五代・北宋、金と南宋という中國分裂の時代に終止符を打つ、と考えられていたのであった。脩端という人物は先に述べたように、この文章の著者として現れるほかは、まったく謎の人物であり、モンゴル政權や東平嚴氏との關係は不明である。だが、彼の議論の内容をみれば、一二三四年時點におけるモンゴル政權、あるいはモンゴルの一員となった東平軍閥嚴氏の、公式見解を代辯するものであったとみてよい。

### 三、クビライ政權における修史事業 —— 『玉堂嘉話』に載せられた「辯遼宋金正統」

本章では王惲『玉堂嘉話』に「辯遼宋金正統」が採録された背景を探り、クビライ政權下の史館における正史編纂の開

始とその展開について論ずる。

モンゴル政権のもとで、本格的な修史事業の計畫が立てられたのは、クビライが即位する以前の一二五二年に遡る。時のカアンである兄のモンケを助け、漠地方面の統治を任されたクビライは、金蓮川の幕府（のちに開平府を築城、上都へと發展する）にその據點を置き、修史事業計畫はそこで實行されようとしていた。この時の計畫の中心人物は金の歴史を書き残すことに盡力したことで知られる元好問であった。彼は眞定軍閥史天澤の幕客であった張德輝にともなわれてクビライのもとへと赴き、修史事業が認可されている。重要な協力者としては河北衛州の地方道教教團太一教の教主蕭輔道がいた。彼の根據地衛州がトルイ家の所領であることから、蕭輔道は以前からクビライの知遇を得ていたと考えられる。一二五二年九月に衛州の太一教本據地の太一萬壽觀を太一廣福萬壽宮に昇格することを認める令旨をクビライより賜っており、傳記など典籍にみえる史料とあわせ、この年の夏にはクビライの身邊にいたことが確認される。また、この時に彼がクビライに國史編纂を進言していたという記録も残っている。中統二年（一二六一）の翰林國史院設立の際に、王鶚が王惲に手渡し「たという金史編纂計畫のメモ書きには、『元裕之（元好問）・蕭公弼（蕭輔道）、銀二千定を用いんと奏す。』（王惲『玉堂嘉話』卷八）という記述があり、元好問の名前がみえることから、一二五二年の歴史編纂計畫について記したものであることが分かる。銀二千定という相當高額の費用を見積もっており、本格的な編纂事業を行おうとしていたことは明白である。また、編纂する歴史の構成はモンゴル・ウルス歴代の實録と『遼史』・『金史』という組み合わせであった。従来、意外なほどに注意されていないが、中統二年に始まる修史事業の原型はすでにこの段階でいったんできあがっていたのである。

結局、この時の史館設立計畫は進展せず、すぐに頓挫してしまったものの、元好問の遺志は王鶚らによって受け継がれ、王鶚の上奏により、クビライ即位後の中統二年七月、歴史編纂の役所である翰林國史院の設立が實現したのであった。正大元年（一二三四）に狀元（首席）として詞賦進士に及第した王鶚は、金代最末期に開封の史館で知遇を得て以來元好問とつ

ながりを持った人物であり、開封陥落時に金の實録を手に入れた保定の軍閥張柔のもとに幕客として寓居していたこともあり、元好問の後を継ぎ、金の歴史を殘さねばならないというその熱意は並々ならぬものであったことは疑いない。

中統二年七月の史館（翰林國史院）設立に先立ち、一二三三年の金國攻撃の際に、都開封より金國歴代の實録を持ち出し保管していた保定の漢人軍閥張柔より、開平府のクビライ政府のもとに金の實録が獻呈され、歴史編纂のための材料が揃った<sup>26</sup>。これは、燕京に置かれたモンゴル政府の漢地向け出先機關燕京行中書省を取り仕切った官僚たちによっておりしも編纂されていた『大定政要』の材料としても用いられた。『大定政要』は、二ヶ月後の四月六日に燕京行中書省の相たちによりクビライに進呈された<sup>26</sup>。「大定」とは金の名君とされる世宗の元號であるが、「政要」とあるからには、『貞觀政要』のごとく、實録などから世宗の名君ぶりを示す言行・事跡を抜き出して集めたものである。『大定政要』は『中堂事記』にみえる通り、クビライの御前で「進讀」したものであることから、モンゴル語に翻譯されて、勸戒書として仕立てられたものと考えられる。後に大元ウルスの朝廷で、經書や史書をはじめとする政治に資するさまざまな著作をモンゴル語に翻譯し、カアンや太子に進講したり、モンゴルの子弟教育に用いたりする例がしばしばみられるが、その端緒がすでにクビライ政權成立當初のこの時点においてみられるということになる。四年後の至元二年（一二六五）には、翰林國史院の官にあった王鶚・徐世隆・王磐によって金の『世宗實錄』より一八〇件あまりの事跡を集録した『大定治績』がクビライに上進されており、恐らくこのときの『大定政要』とも無關係ではなからう<sup>27</sup>。金の世宗を名君とする歴史上の評價は、もとより世宗が自らを名君として描かせる歴史作りという作爲が土臺にあったが、クビライ政權初期の歴史編纂との關わりにおいて、舊金國の漢人官僚たちが宣揚したことによって確定したものであった。

ともかく、張柔の實録獻納、『大定政要』進講という一連の動きは、舊金國からの流れをくむ燕京の漢人官僚たちによるクビライに對する政治的アピールとみられ、七月からの王鶚を中心とする翰林國史院設立及び『遼史』・『金史』編纂開始

へとつながるものであると考えられる。

いっぽう、本命ではない不利な立場からカアンのに就き、アリクブケとの戦いのさなかにあったクビライにとっても、チンギス以来のモンゴル・ウルスウルスの歴史および前代の遼・金兩國に關わる歴史を編纂する事業は、自らのカアンとしての權威を正當化するためにも好都合なものであったと考えられる。この時期に舊金國の流れを組む知識人を中核とする漢人スタッフの提案を取り入れて修史事業を起すことを認めたことについては、クビライ政權の政治的思惑をみる必要があるだろう。

また、これより以後、クビライ政權において國家機構を組織・整備していく過程で、さまざまな國家の先例を参考にするなかで、遼・金という二つの先行する帝國の統治スタイルを重要な先例として取り入れたことがよく知られている。特に行政機構の整備にあたっては、政權のスタッフとなっていた舊金國の流れを組む漢人の實務官僚たちによって、金代の制度が大いに取り入れられた。それゆえ、クビライらにとっては、遼・金の皇帝の事跡や支配機構など含め、その歴史を學ぶことが必要とされ、重視されていたのであった。一例を挙げれば、河北中山の出身で劉秉忠から天才少年として見いだされ、曆學をはじめとして幅の廣い學問に通じて太子チンキムの教育係（太子贊善）に任じられた王恂が、儒者の巨頭でモンゴル政權の文教行政の礎を築いた許衡とともに、チンキムに對して歴史の講義を行う際に、『資治通鑑』や『貞觀政要』と並んで、二十萬言にも及ぶ遼・金の史實を題材としたことが知られる。このこともまた、モンゴル政權における遼・金史の重視を示すものにはかならない。<sup>(28)</sup>

さて、この時翰林國史院は、元好問の修史計畫と同様に、クビライ即位以前からの據點として都城が築かれていた開平府（のちの上都）に創設された。王鶚が中心となって、華北の士人たちを推薦・招聘し、スタッフ組織が行われ、モンゴル・ウルス歴代實錄と前代の遼・金の正史をあわせた歴史編纂が開始された。そして、翰林國史院のスタッフの上に乗る形で、

右丞相の史天澤が監修國史(すなわちモンゴル・ウルス歴代實錄編纂の監修)として、左丞相の耶律鑄と平章政事の王文統が監修遼金史として、それぞれ修史事業を統轄する監修官に任じられた。しかし、實際の歴史編纂はあくまでも王鶚が中心であった。中統年間の翰林國史院設立の際、編修官として修史事業の實務に關わった王惲が、その異常なまでの記録魔ぶりを發揮して、この時の修史事業に關わる詳細な記録を残してくれている。それによると、歴史編纂の基本プランに始まり、俸給や食費・消耗品費といった修史事業に必要な費用算定、作業を行うための建物(開平に建設されたばかりの文廟が用いられた)建設、編修官・同修官の人選のみならず書寫作業を行う吏人や小閒使いの者まで含めたスタッフ作りに至るまで、實に細かなところまで王鶚が心を砕いていたことがよく分かる。その後、アリクブケとの皇位繼承戦争に勝利して至元と改元し、燕京を中都としたことに對應して、翰林國史院が中都に立てられ、役所としての陣容を整えていくことになる。そして、翰林國史院は政權の文化事業を廣範に擔當する官廳として機能し、歴史編纂を中心とする編纂事業のみならず、制誥・詔敕・祭文や敕撰碑の文章の起草をも手がけた。また、カアンや政權の中樞より歴代の典章・制度に關して研究・調査の依頼を受ける諮問機關としての性格も持つており、歴史編纂をはじめとする編纂事業もそれと連動するものと理解することができるだろう。モンゴル政權は實に過去から學ぶことに熱心だったのである。

王惲の記す中統二年の翰林國史院設立の記録は、王鶚ら舊金國の漢人官僚が中心となつて組織されたもののごとく記す。當初はそうだったのかもしれないが、恐らくは至元元年に組織が擴充されて以後、舊金國の流れを汲む漢文化だけではなく、政權の文化政策全般をになう官廳となつたと考えられる。その後の翰林國史院はモンゴル人やウイグル人など非漢族のスタッフを常に含んでおり、漢語のみならずモンゴル語、ペルシャ語、チベット語など、モンゴル時代の多言語文化に對應した組織となつた。従來、漢人の儒士がその構成員の中心であつたことに重點が置かれがちであつたが、それは最も重要な一側面であるにはちがいないものの、あくまでも事實の一面を見ているにすぎない。

さて、至元十三年（一二七六）正月、バヤンを主將とするモンゴル軍の江南攻略がついに成功し、南宋の行在臨安府（杭州）は無血開城し、南宋は事実上滅亡する。十世紀初頭の唐滅亡より以來續いていた中華世界の分裂状態はここに終止符を打ち、モンゴル政權（大元ウルス）によって統一が成し遂げられたのであった。この時、臨安の南宋朝廷に收藏されていた禮器・樂器・圖籍・皇帝の璽符・書畫などとともに、五千冊にも及んだという書籍が大都へと運ばれ、秘書監などに收められた。そのうち宋朝の國史を含む書籍は翰林國史院に收められ、歴史編纂の材料に供されることとなった。ここに及んで、南宋を吸収したことにともない、クビライ政權ではそれまで進められつつあった『遼史』と『金史』の編纂を堅持したうえで、『宋史』を加えた三本立てで正史を編纂するという方針が確定する。

この編纂方針の確定に、實は脩端の「辯遼宋金正統」が大いに関わっている可能性がある。そのことを説明するために、まず「辯遼宋金正統」が最初にテキストとして採録された王惲の『玉堂嘉話』について説明しておく必要がある。

撰者の王惲は河北衛州出身で、祖父・父ともに金國に仕えた中下級の實務官僚という家の出であった。クビライ政權成立後、中統元年に燕京に設立されたモンゴル政權の出先機關行中書省の吏人となり、さらに王鶚の推薦を受けて歴史編纂を行う翰林國史院に入った。中統二年の翰林國史院設立に關わる記録はそのほとんどをこの時の王惲による記述に頼っている。その後、至元五年（一二六八）の御史臺創設にも深く關わり、翰林國史院や監察系ポストを歴任した。別集としては『秋澗先生大全集』一〇〇巻が残るが、クビライ即位以前の華北及びクビライ政權にかかわる歴史史料として、他の文献にはみえない唯一無二の記述を多く含むきわめて貴重なものである。『玉堂嘉話』八巻はこの『秋澗先生大全集』巻九三から巻一〇〇までに收められ、王惲自身が記す序には次のようである。

中統建元の明年（西曆一二六一年）辛酉夏五月、詔して翰林院を上都（當時は開平）に立て、故狀元文康王公（王鶚）、翰林學士承旨を授けらる。已にして公は不肖惲に謂いて曰く、「翰苑は載言の職にして、國史より重きを爲すは莫し」と。

遂に復た本院を建立するを以て言と爲すに、焉れを允す。仍りて公に命じて其の事を兼領せしむ。時に不肖は中書に侍筆し、兩院の故事、凡百の草創の經營・署置、略ぼ皆な與り知る。其の年秋七月、翰林修撰同知制誥兼國史院編脩官を授けらる。帝澤の鴻厖にして、賚の四海に及ぶに方り、誥命・宣辭は頗る定撰に與る。再び月を閲て、二府の交辟を蒙り、供職を妨げず、左司都事を兼ね。自後御史裏行由り晉府に調官せられ、秩滿ちて復た入りて翰林待制と爲る。時に則ち左丞相監修國史耶律公（耶律鑄）、承旨霍魯忽孫（アツツ）、安藏、前左轄姚公（姚樞）、大學士鹿菴王公（王磐）、侍講學士徒單公（徒單公履）、河南李公、待制楊恕、修撰趙庸、應奉李謙の若き有り。不肖は承乏すること一考に幾きと雖も、其れ從容として侍接するを獲、其の祖宗對天の鴻休・聖訓無窮の睿思を仰ぎ、皆な未だ聞かざる所の者を聞く。文章の高下・典制の沿革に至りては、朝夕に饜飫し、得る所亦た多しと云う。今や年衰え氣耄れ、盡く初心に負くも、因りて記憶する所の者凡そ若干言を紬繹し、輯めて八卷と爲し、之れに題して『玉堂嘉話』と曰う。其れ燈火茆堂の夜・尊疊心賞の閒を成すに、嘉話を目前に吐き、玉堂を天上に想う。嗚息に時有り、盛年は再びならざれば、良だ歎ずべきなり。然るに昔人は鈞衡に宅位するも、天子の私人に預るを得ざるを恨と爲す有り。顧みて惟うに此の生は未だ遇せられずとは爲さず。用て家櫃に藏し以て將來に貽さん。至元戊子（二十五年・二二八八年）冬季（十二月）二日、前行臺侍御史秋澗老人（王惲）謹みて序す。（王惲『秋澗先生大全集』卷九三、玉堂嘉話序）

ここには、王惲自身の翰林國史院との關わりが記される。すなわち、王鶻が中心となった開平での翰林國史院創設に深く携わったことがまず述べられている。そして、他の官職を歴任してから、再び翰林待制として翰林國史院に入ることになったことが述べられる。この序文の「秩滿ちて復た入りて翰林待制と爲る。時に則ち……」以下の記述は、王惲が二度目の翰林官となったときのものである。王惲が翰林待制となったのは至元十四年（二二七）より一年の間のことであるから、ここにみえるのは至元十四年における翰林國史院スタッフを記したものであることが分かる。當時、左丞相の耶律鑄

が監修國史を兼任するほか、翰林學士承旨としてコルゴスン、アンツァン、姚樞の三人が、學士として王磐が並び立つという構成であったが、このうちコルゴスンが首席の學士承旨にあたる。<sup>33</sup>コルゴスンはクビライに近侍してその言動を記し、將來の實録編纂の材料とする「起居注」の編纂をも取り仕切っており、クビライ朝廷における歴史編纂に深く関わっていた人物である。<sup>34</sup>またアンツァンはビシュバリック出身のウイグル人で、少なくともウイグル語・モンゴル語・チベット語・漢語・サンスクリットに通じたモンゴル時代を代表する知識人である。彼もまた、中統二年の翰林國史院設立以後、歴史編纂に携わった人物であった。<sup>35</sup>ただし、クビライとアリクブケの戦いの際にカラコルムよりクビライのもとに歸附しており、翰林國史院にどの段階で參畫したのかは定かでない。そして、『玉堂嘉話』の記述により、翰林學士王磐が漢文文献の擔當としては事實上の中心人物であったことが分かる。王磐は姚樞の死後（至元十七年）、翰林學士承旨に昇任する。この後、諸國語に通じたアンツァンと金國の典章制度および中華世界の古典に通曉した王磐という、それぞれの特長を持つ大學者二人が翰林國史院に並び立つことになったのである。<sup>36</sup>

『玉堂嘉話』は、王磐が記憶をたぐり寄せながら、翰林國史院に勤めた際のさまざまに見聞を書き連ねたものであり、八巻立てに分けられて家藏され、すぐに發表されることはなかった。その内容は至元十四年（二七七）より十五年にかけて翰林待制として一年間勤めたときの見聞を中心とするが、一部それに先立って中統二年に翰林修撰となったときの記録をも含む。右に引用した王磐の序文は至元二十五年の日付が記されており、いったんこの時點で八巻に分けられてまとめられたことが分かるが、『玉堂嘉話』には至元三十年、三十一年、元貞元年といったそれ以後の記事も含まれており、至元二十五年段階で家藏したものは草稿であり、そのうえに書き足していったのであった。また、現存の『玉堂嘉話』テキストには記事の重複もみられ、至治年間に『秋澗先生大全集』の一部として出版された際（後述）に、きちんと編修を加えることなく、草稿ノートをそのまま刊刻したものと考えられる。

さて、『玉堂嘉話』の中身をみていくと、中統二年の翰林國史院創設とその時の歴史編纂に關わる記事を若干含むほか、至元十三年から十五年ごろにかけての翰林國史院における出來事、そこで書かれた文章や取りあげられた議論などが記されている。中國歴代の典章・文物・史實についての議論が少なくないが、注目されるのは、前王朝であるところの南宋や金に關するものが非常に多く含まれていることである。とりわけ金代に關するものは多く、金の最後の皇帝哀宗即位直後に李獻能によって書かれた「戒諭百官草詔」など、現行の『金史』にみえない貴重な記録も残されている。クビライ政權下の翰林國史院において、金代の典章制度についての研究が重視され、そうした動きとかかわるかたちで金史編纂が推進されていたことをうかがわせる。また、それらに混じってクビライ即位以前から直後にかけての時期に書かれた長い文章が四編著録されている。本稿で論じている脩端「辯遼宋金正統」のほかにも、眞定軍閥史天澤の幕客であった張德輝が丁未年（一二四七）にモンゴル・ウルスのオールドを訪れた記録である「紀行」（『玉堂嘉話』卷八（『秋澗先生大全集』卷一〇〇所收）、西征したクビライの弟フレグのもとへ己未年（一二五九）にモンゴル・ウルスより派遣された使者・常德の隨行員である劉郁による旅行記「西使記」（『玉堂嘉話』卷二（『秋澗先生大全集』卷九四所收）、クビライ即位直後の中統元年（一二六〇）に南宋へ送った講和を求める國書「和宋書」（『玉堂嘉話』卷四（『秋澗先生大全集』卷九六所收）がある。これらの文章は明らかにモンゴル・ウルスの歴史を編纂するために翰林國史院に收集されていた資料の一部を著録したものである。實際、今なおモンゴル時代史研究にとり、たいへん貴重な文獻史料としての意味を持ち続けている。

以上のような『玉堂嘉話』という書物の特質を考えるならば、脩端「辯遼宋金正統」がクビライ時代の翰林國史院において歴史編纂の目的で收集された文獻資料であることは明白である。そしてそれが翰林國史院において取りあげられた時期は、『玉堂嘉話』全般からみると、中統二年より元貞元年までの間の可能性があるものの、内容より『玉堂嘉話』の記事の中心をなす、至元十四年から十五年にかけてのことであるとほぼ断定してよい。というのも、ちょうどこの時期、翰林

國史院では、至元十三年の南宋接收を受け、『遼史』『金史』という既定路線に加えて、宋の歴史をどのように扱えばよいかということが問題となっていたからである。既述のごとく、この文章は、モンゴル時代以前の中國の歴史をどのように編纂すればよいかという問題について取り扱い、北方から興起した遼・金兩王朝についても北宋・南宋とともにそれぞれ正史を立てるべきだと主張するものであり、モンゴル政權の意向に沿うものであった。それゆえ、翰林國史院において遼・金・宋それぞれについて正史を立てるといふ編纂方針を確定するための参考文献として取りあげられたものと考えられる。一二三四年の東平という状況下で語られた脩端というまったく無名の人物の議論が、ここに至ってクビライ政權の正史編纂に關わる公式見解を代辯するものとして注目を集めるに至ったのである。従來、南宋を吸収してから以後、元代以前のいずれの王朝に正統を與えるべきかが問題となり、正史編纂が遅延する原因となったという理解が多くなされてきた。しかし、南宋接收後のモンゴル政權の公式見解では、王磐がクビライの命を受けて撰した「江南平告天地文」「江南平告太廟文」(江南を平定したことを天地・太廟に報告する文)に「靖康の餘孽、江表に據りて以て生を偷む」「靖康亡滅の餘、吳會膏腴の壤を擅ほしいまにす」とそれぞれ記すように、南宋は靖康の變でいったん滅びたものの殘餘の子孫にすぎない―これはまさに脩端が指摘した金代章宗朝の見解に一致する―とみなされており、宋王朝を正統とし、金王朝は正史として立てずに宋史に含めるといふ意見が政權内に存在する餘地は、この段階ではあり得ないことであった。北宋と南宋とを別の王朝として切り離して考える脩端の見解は、こうしたクビライ政權の公式見解によく合致するのである。

また、至元八年からの國子學の設立を取り仕切った許衡が著した「編年歌括」および「稽古千文」は初學者が中國歷代王朝の歴史を簡單に覺えることができるようにつくられたものである。「編年歌括」の内容で注目されるのは、『資治通鑑』とは異なり、南朝の後に後魏、東西(魏)、北齊、後周と北朝諸王朝の名がならねられている點である。そして、五代の後には、「大遼」、「前宋」、「大金」と三王朝が並記される。この著作自體は、國子學設立時にすでに完成したと思われるが、

宋の部分については明版の『魯齋遺書』に、「前宋九朝都汴邑、一百六十有九年、祖宗眞仁英神哲、傳到徽欽並北邊。」とある後ろに、「祖宗眞仁英神哲、徽欽失汴高遷浙、孝光寧理度及末、三百餘年宋道滅。」とあって、南宋滅亡まで含めて記されている。恐らく南宋滅亡後に増補されたものであろう。さらに「稽古千文」には、「兵變陳橋、宋祖即位。尅平中夏、以國傳第。九業中衰、江左六裔。」という宋の記述の後に、「遼金據華、亦各九世。」とあり、遼・金が「華に據る」と記されている。<sup>33)</sup>「編年歌括」と「稽古千文」は、モンゴルの子弟たちの教育のために都の國子學および全国各地に置かれた蒙古學で實際に教材として用いられたものであり、<sup>34)</sup>モンゴル政權の歴史認識にかかわる公式見解を示すものといつてよい。やはり、遼・金・宋は並立するべきものとして考えられていたのである。

もう一點注意すべきは、「辯遼宋金正統」が、金滅亡直後の東平あるいは東平軍閥支配下で行われた議論を採録したものだという点である。既に述べたように、至元十四年當時、翰林國史院において漢文化に通じたスタッフの中心は王磐であり、彼は遼や金の故事に精通していたことから、正史編纂を取り仕切っていたと考えられる。クビライ政權に參畫するまでの王磐は、金の經義進士であったが仕官せず、金の滅亡後には南へ逃れて一時南宋に仕えるなどの紆餘曲折を経て、漢人軍閥嚴氏の支配する東平に身を寄せて、復興した東平府學の學官を勤めた經歷を持つ。周知の通り、クビライ政權成立後、東平軍閥の取りつぶしなどと連動するかたちで、東平嚴氏に仕えていた多くの漢人官僚が政權に取り込まれた。王磐はその中の大物であり、彼の推薦もあって多くの東平出身の漢人官僚が歴史編纂に携わっていた。こうした當時の翰林國史院の人的構成を考えるならば、東平軍閥支配下で行われた脩端の議論が、東平軍閥とのえにしを持つ王磐あるいはその周邊の漢人官僚によって發掘され、翰林國史院に取りあげられたものである可能性が高いのである。

ただし、以上のごとく述べてはきたものの、現在われわれがみることのできる『玉堂嘉話』に載せられた脩端の文章が、一二三四年當時に語られた内容そのままのものであるかは不明とせざるを得ない。脩端の議論の内容があまりにクビライ

時代における正史編纂の状況にびったりと合致しすぎているという疑念は當然起こりうる。『秋澗先生大全集』の史料としての信憑性の高さを考えれば、脩端らによって一二三四年の東平で議論が行われたことまで疑う必要はないと考えるが、王惲が『玉堂嘉話』に採録するにあたって加筆・修正した部分があった可能性もないとは言いつれない。いずれにせよ、文献の裏付けが期待できない以上、可能性の指摘にとどめ、これ以上の臆断は避けておきたい。

#### 四、『秋澗先生大全集』の出版と三史編纂

前述したように、『玉堂嘉話』はすぐに発表されることはなく、王惲の別集『秋澗先生大全集』の一部として、その出版にともない、英宗シディバラの至治年間になって初めて公刊されたものであった。王惲の文集は、その子の太常禮儀院司直・王公孺が家藏されていた遺稿をもとにまとめたものである。文集に附せられた王構の序によって、序文が書かれた至大二年（一三〇九）以前に、すでに文集が編まれていたことが分かる。しかし、あまりに大部の書物であったため、家刻する財力は王公孺にはなく、出版されないままになっていた。その後、延祐六年（一三一九）、王惲の孫で御史臺さらには刑部の郎官（郎中あるいは員外郎）の任にあった王寄の運動があったと思われ、監察御史からの請願が行われた。これを受けて、中書省では書物出版に關して禮部に照會したうえで、江浙行中書省へと行政文書（官品が一品の官廳どうしでやり取りされる同格文書「咨」）が送られ、以前江西行中書省において郝經の文集（『郝文忠公陵川文集』）を出版した先例にならって、江浙行中書省管下の儒學錢糧（各地に設立された學校を運營するための資金）を用いて王惲の文集の刊刻を行うことが命じられた。この行政文書は、『秋澗先生大全集』の元代至治刊本の復刊本である明代弘治刊本の附録に載せられている。そして、江浙行中書省より嘉興路儒學に文集の刊刻事業が命じられ、儒學教授の羅應龍らが文集の編目を分類して百卷に整理し、儒生に命

じて書寫を行わせ、刻工を動員して刊刻を行った。大部の書であるにもかかわらず、刊刻事業は至治元年（一三三二）三月に始まり翌年正月には完成するというきわめて短期間のうちに成し遂げられた。このように、『秋澗先生大全集』は政府の全面援助によって刊行された國家出版物だったのである。國家出版によって刊行されたことは重要な意味を持つ。

王暉の文集が國家出版の認可を得ることに成功した背景のひとつとしては、監察御史の呈文のなかでも言及されているように、至元年間に王暉が皇太子チンキムに進呈していた『承華事略』が、仁宗アユルバルワダの命により繪入りに仕立てられて、皇太子のシデイバラに賜與されたことがあったと考えられる。『承華事略』はその後、馬祖常によってモンゴル語にも譯されており、元代には皇太子教育の勸戒書として珍重されつづけた。ちなみならずと下って清代になってからも繪入り豪華本が作られており、その影響力の強さをうかがわせる。

さらにもう一點見逃せないのは、至大二年の王構が記す序文の記述である。その冒頭にはこうある。

昔我が世祖皇帝、肇めて大寶に登り、祖宗の鴻業を思惟するに、昭らかに信史に載せ、無窮に傳播せんとす。是に於いて、碩儒を招延し、史館を建立す。時に秋澗王公、年は而立に方り、首選せられて脩撰と爲る。

かくのごとく、クビライ即位直後の翰林國史院設立に關する記述から始まる。王暉の人となり、文章、簡単な經歷についてふれ、子の王公孺が遺稿を集めた文集を編纂したことを述べ、その後にも次のように記されている。

我が聖元は稽古の義を崇び、敦く儒教を叙す。文康王公（王暉）の文衡を脩持し、肇めて史事を修むる自り、敬齋（李治）・鹿菴（王磐）諸公は之れに次ぎ、而して公は首めに選擇を膺け、復た其の後を繼ぐ。諸同輩の其の華有るを翼するに泊び、史牘既に修められ、典策益ます明にして、至元・大徳の間、辭令彬彬として郁乎たり。仁政の施す所、何ぞ其れ盛んならんや。

ここでも、王暉が王鶻・李治・王磐といった人びとと並んで、クビライ時代に翰林國史院を背負った人物であったことを

述べる。別集の序文である以上、撰者の經歷・業績を顯彰することは當然のことではあるが、王構の序文は、王惲のキャリアの中で、王鶚が中心となった翰林國史院の創設に携わったこと、そして王鶚のつくった礎を繼承して翰林學士承旨にまでなったことを強調するものなのである。

ここで注目されるのは、王惲の文集出版を請願する監察御史の呈文の中に、次のような記述がみえることである。

其の子太常禮儀院司直公孺、編類して成書するに、計一百卷、字は百萬に幾ちひければ、家貧にして播刊すること能わず、以て中外の見んと願うの心に副う無し。翰林國史院已に嘗て言を爲すも、未だ定奪を蒙らず。若し祕書少監楊桓の六書統・郝奉使文集（『郝經』郝文忠公陵川文集）の例に依りて、都省に具呈し、江浙或いは江西行省に移咨し、學田子粒錢内より刊行し、諸路の學校に昭布して、以て後進に示せば、惟に儒風の激勵する所有るのみには非ず、實まことに聖朝崇儒の盛事を彰らかにするなり。<sup>⑤</sup>

ここに引用される監察御史の呈文は延祐六年のものと考えられるが、延祐六年より以前の段階で、王公孺による王惲の文集編纂を受け、翰林國史院が王惲の文集の出版を提案していることが分かる。それがいつのことなのかは不明とせざるを得ないが、至大二年に王公孺からの依頼を受けて序文を書いた王構は、時に翰林學士承旨の任にあり、あるいは翰林國史院より文集出版の提案がなされたことと序文撰文とは、一連の動きであるかもしれない。王構は東平出身で、クビライ政権の漢人ブレインの一人賈居貞に見いだされ、劉秉忠らの推薦によって至元十一年（二七四）に翰林國史院編修官として官歴をスタートさせた人物であった。至元十三年の南宋歸附の際には、江南に派遣され、董文炳の指揮下で翰林學士の李槃とともに、杭州の南宋宮廷よりその藏書や禮器・書畫など文物の類を接收する仕事にあたり、『宋史』編纂の材料となる大量の書籍を大都の翰林國史院に収めることに功績があった。<sup>⑥</sup>至元十四年から十五年にかけては、王惲とともに同僚として翰林國史院に勤めており、前述したように、それはおりしも遼史・金史・宋史の三史編纂方針が定まったときで

あった。また、成宗テムル即位後には翰林學士として『世祖實錄』の編纂に、そして、武宗カイシャン即位後には翰林學士承旨として『成宗實錄』の編纂に参加している。すなわち、序文を撰した王構とは、クビライ時代以來より歴史編纂に深く携わってきた人物なのであった。その王構にとり、王暉の文集は、王鶚を中心とする翰林國史院の創設を含め、クビライ時代の翰林國史院に關わる唯一無二の記述を多く載せていることにも價值があつたにちがいない。翰林國史院からの文集の出版要請もまた同様の意味合いを持ったと考えられる。

延祐年間（一三二四〜一三三〇）になると、はっきりとした時期は不明であるが、仁宗アユルバルワダによって三史編纂を命ずるジャルリク（聖旨）が數度發せられている。管見の限り、成宗テムルおよび武宗カイシャンの兩朝においては、三史の編纂へ向けての具體的な動きはなかつた。それゆえ、監察御史より『秋澗先生大全集』出版の提案が行われた延祐六年は、まさしくモンゴル政權によって三史の編纂事業が再び動き出した時期に當たるのである。

三史編纂事業は、アユルバルワダの子である英宗シディバラの治世に受け繼がれる。シディバラ政權が大規模な編纂事業および出版事業を推進したことについては、すでに宮紀子氏の研究によって明らかにされている。この時期には、『大元通制』および『大元聖政國朝典章（元典章）』という大元ウルスの行政法規集が國家事業として編纂・出版されており、また私撰の書物としては馬端臨の『文獻通考』という中國古來から南宋時代に至る典章・制度を記した一大政書が國家出版されている。このような大規模編纂・出版の推進という政權の文化政策を背景に、三史編纂もまた着手された。當時の歴史編纂事業において中心人物のひとりとして活躍した舊南宋領の慶元（現在の寧波）出身の袁桷の傳記（蘇天爵が撰した墓誌銘）には次のような記述がみえる。

至治中、鄆王栢柱（バイジユ）獨り國鈞を秉り、憲度を作新するに、號令宣布するは、公これに力むる有り。詔して王の像を繪かしむるに、公に命じて贊を作らしめ之を賜う。公は君臣交修の義を述べて以て王を勵ます。王は尤も公

の學識を重んじ、鋭く遼・宋・金史を撰述せんと欲し、公に責成す。公も亦た奮然として自任し、凡例及び當に用うべき所の典冊を條具して之れを陳ぶ。是れ皆な諸もるの故家の聞見する所に本づき、師友の討論する所に習えば、牽合剽襲して漫焉として以て時好に趨るのみには非ず。未だ幾ばくならずして、國に大故有り、事果して行われず。公の歿すること二十餘年にして、今天子（＝順帝トゴン・テムル）特に大臣に敕して三史を董撰せしむるに、先朝の故老の存する者幾ばく無く、衆獨り公に於けるや追思して忘れざるのみ。<sup>49</sup>

袁桷が歴史編纂を行ったのは、カアンのシディバラを支えた宰相バイジュ（栢柱）Baijuの信任を受けてのことであった。バイジュはシディバラ即位後も專權をふるったテムデルの死後、實權を握った。シディバラ政權において、バイジュの強力な推進によって、三史編纂事業が本格的に始まりつつあったのである。袁桷の墓誌銘に「凡例及び當に用うべき所の典冊を條具して之れを陳ぶ」という記述がみえるが、これは有名な「修遼宋史搜訪遺書條列事狀」として完全に残っている。<sup>50</sup>翰林國史院直學士であった袁桷が翰林國史院に提出した公文書（呈）であり、宋史編纂のために備えるべくして當時まだ翰林國史院に入っていないなかった一三九件に及ぶ宋代文獻を列擧し、その探求および購入を獻言したものであるが、宋代の歴史文獻研究のために今なお貴重な内容を持つ。この點からもまた、シディバラ政權下の三史編纂事業が相當に本腰を入れて着手されつつあったことが分かる。轉じて、至治年間における歴史編纂事業と關わる動きとしては、「全相平話」『武王伐紂書』『樂毅圖齊七國春秋後集』『秦併六國』『前漢書續集』『三國志』の五種が残る）と呼ばれる、一連の白話で書かれた繪入りの歴史讀み物の出版を指摘しうる。これは明らかに繪入り本で通史を作ろうとしたものであった。また、やはり最近宮紀子氏が新たに發掘し研究された鄭鎮孫なる人物によって書かれた『直說通略』という白話體の中國通史が、國家の關わりのもとに出版されたのもこのころのことである。<sup>51</sup>すなわち、至治年間とは明らかに歴史編纂が活發化した時代なのであった。しかし、袁桷の墓誌銘にもはっきりと明記するように、即位後わずか三年あまりの至治三年（一二三三）に、シディ

バラがバイジュとともに暗殺されるという政變が起こったがために、三史編纂事業は結局頓挫してしまったのである。<sup>52)</sup> 蘇天爵の記す袁桷墓誌銘の「未だ幾ばくならずして、國に大故有り、事果して行われず」という叙述は、この政變がなければ、そのまま三史が完成していたはずである、といった口ぶりである。

王惲の『秋澗先生大全集』の出版もまた、延祐年間から至治年間にかけての時代において國家により大規模編纂・出版が盛んに行われた流れの中にあつた。至治年間の三史編纂の動きをみるならば、『秋澗先生大全集』に收められたクビライ時代の翰林國史院關連の記録や脩端の「辯遼宋金正統」がこのころに初めて公にされたことの持つ意味は重大であると言わねばなるまい。三史編纂を初めとする編纂事業と、『秋澗先生大全集』の出版事業は恐らく何らかの關係があるとみるべきなのである。こうして、脩端「辯遼宋金正統」は、三史編纂が本格化する時代に再び注目を集めることになった。そのことは、次章に述べるごとく、蘇天爵の『國朝文類』に取りあげられることになることから明白である。

##### 五、二元末の正統論争 —— 『國朝文類』に載せられた「辯遼宋金正統」

脩端の「辯遼宋金正統」が廣く知識人たちの間で讀まれ、決定的な影響力を持つようになるのは、元代の詩文を集成した總集である『國朝文類』に著録されてからのことである。『國朝文類』とは、周知の通り、國子生出身で翰林・監察系統のポストを歴任した蘇天爵が、自ら収集した厯大な文獻の中から、國初以來の元代の詩文を選んで収録した書物である。

蘇天爵は國子監で學んでいる時期より、文獻収集に盡力し、足かけ二十年餘りの作業によってこれを完成させた。『國朝文類』は、遅くとも元統元年（一二三三）中になされた翰林國史院からの提案にもとづき、<sup>53)</sup> 中書省の指令によって、江浙行中書省管下で國家出版することが命ぜられた。『國朝文類』に載せられている國子助教・陳旅の序文により、序文が書かれた

元統二年（一三三四）五月の時點で、すでに江浙行省に對して國家出版を命ずる文書が送られていることが分かる。そして、至元二年（一三三六）十二月、江浙行省から杭州の江浙等處儒學提舉司に對し、『國朝文類』の刊刻が命ぜられ、杭州の西湖書院で刊刻が行われることとなった。<sup>25)</sup>

國初以來の名臣たちの事跡を集成した『國朝名臣事略』もまた『國朝文類』同様に蘇天爵の文獻収集の成果であり、こちらは『國朝文類』よりやや先立つ至順三年（一三三三）に武昌の湖北道肅政廉訪司のもとでやはり同じく國家出版されている。この出版は、江南行御史臺の監察御史の任にあった蘇天爵が録囚（裁判などに問題がないか、未決囚の再尋問を行うこと）のために武昌に派遣されたことをきっかけに行われたものであった。<sup>26)</sup>『國朝文類』『國朝名臣事略』は出版後、ともに江湖の歓迎を受け、たいへんよく讀まれたようであり、國家出版で出された大字本のほか、ともに建安において普及版の小字本が出版されている。<sup>27)</sup>

先行研究においてもすでに指摘されているように、蘇天爵によるこれらの書物の編纂は、當代すなわち元代の歴史を後世に伝えようという意識にもとづいてなされたものであった。名臣の傳記を集めた『國朝名臣事略』がそうであることはいうまでもないが、詩文集である『國朝文類』についても、王理の序文が明言するように、「載事」すなわち事實を伝える文章を最優先して著録している。<sup>28)</sup>今ここに詳述する餘裕はないが、『國朝文類』中のそれぞれの詩文がなぜ採録されたのかについて、ひとつひとつ詳細に検討していくと、歴史を殘そうとする蘇天爵の意圖をはっきりと見出すことができる。

蘇天爵は泰定元年（一三三二）から七年間にわたり翰林國史院に在籍し、國家の歴史編纂事業にも參加したことがある。歴史の持ち主であった。<sup>29)</sup>それゆえ『國朝文類』は蘇天爵の私選にかかる書物であるとはいうものの、政權における編纂事業を行いながら、同時に個人の勞力を費やして編纂されたものであり、その内容は翰林國史院において利用可能な文獻史料をも集成した、限りなく國家編纂物に近い性質のものであった。そもそも、蘇天爵は當時としては珍しい大藏書家の家と

いう恵まれた環境を出自に持つとはいえず、『國朝名臣事略』や『國朝文類』といった大部の書物を編纂することが可能になったのは、やはり翰林國史院に長年在籍して歴史編纂に従事し、普通には見ることでできないような文献を自由に閲覽・抄寫・収集することのできる特別な環境にあればこそであった。

さらに、『國朝文類』がモンゴル政權によって出版された國家出版物であったことにも注意する必要がある。本書が出版された元統年間より後至元年間にかけてのモンゴル政權では、文宗トク・テムル政權によって暗殺されたコシラの息子であるトゴン・テムルはカアンに擁立されたばかりでまだ幼く、まったく實權を持っていなかった。朝廷では、トク・テムルのカトン(皇后)で太皇太后のブダシリが、軍事力を握り專權をふるったメルキト族のバヤンと結んで君臨しており、まだトク・テムル政權の否定は行われていない。至順三年(一二三三)に奎章閣授經郎に任じられた蘇天爵は、翌元統元年、即位直後のトゴン・テムルに對して經筵において進講を行っている<sup>⑧</sup>。恐らく、經筵でカアンへの進講を行ったことが決め手となって、彼が編纂した『國朝文類』の國家出版が認可されたものと考えられる。そして、國家出版するにあたって、蘇天爵が最終的に現在みることでできるテキストの形に完成させていく過程で、時の政權の意向を體現して編集を行っているたとみるべきである。事實、その選集された内容(とくに卷九の詔赦、卷十の冊文など)をみていくと、右に述べたような當時の政權の政治的立場を色濃く反映するものであることがよく分かる。

以上のような、『國朝文類』の編纂過程およびその國家出版物としての性格をおさえたうえで、次に「辯遼宋金正統」がこの書物に著録されていることの意味を考察する。

蘇天爵はもともと眞定の藏書家の家の出であったこともあり、歴史文獻に關する知識はたいへん豊かであった。そして、前述したような長年にわたる文獻の収集により、その藏書はいっそう充實した。蘇天爵は『國朝名臣事略』や『國朝文類』に代表される當代の歴史のみならず、正史編纂が長年の懸案となっていた遼・金・宋時代の歴史を残すこともまた重視

し、多くの遼・金・宋代の文献を意圖的に収集していた。そうした前代の歴史に關わる膨大な藏書と該博な知識にもとづき、『遼金紀年』とそれを發展させた『宋遼金三史目錄』を著している。至正年間の三史編纂の際に、總裁官の一人で事實上編纂事業の中心人物であった歐陽玄に寄せた、かの有名な「三史質疑」〔滋溪文稿〕卷二五をみれば分かるように、蘇天爵は遼・金・宋の歴史文献に關しては、當時最も精通した人物のひとりであったのである。

注目されるのは、この蘇天爵が編纂した『國朝文類』に著録された文章の中で、遼・金・宋の歴史編纂について論じたものは、脩端の「辯遼宋金正統」ただ一編のみであるという事實である。後述するように、當時、正史編纂問題をめぐって數多の論者によってさまざまな正統論が提出されていたにもかかわらずである。この事實は、蘇天爵自身が脩端の主張を支持し、來たるべき正史編纂の際には、その議論にもとづいて編纂事業を進めるべきだと考えていたことを意味する。

そして、『國朝文類』が政權の意向を反映した國家出版物であることを考慮に入れるならば、「辯遼宋金正統」が著録されたことは、政權もまたこの文章を正史編纂についての公式見解として認定したことを意味するのである。クビライ政權の翰林國史院において遼・金・宋を平等に取り扱う三史編纂の方針にかなうものとして見いだされた脩端の議論は、再びやはりモンゴル政權の意向を汲み取りつつ三史編纂の堅持を主張する蘇天爵によって取りあげられたのであった。『國朝文類』の影響力の大きさもあり、脩端の議論は元末になって廣く世に知られるようになったのである。

いっぽう、『國朝文類』が出版された元末になるにつれ、舊南宋領の江南出身者を中心に、朱熹とその門人たちが編纂した編年體史書『資治通鑑綱目』に依據した正統論を主張し、政權の正史編纂に對して異論をとねえる者が増えつつあった。『資治通鑑綱目』は先に述べたように、十三世紀前半から半ばごろにかけての南宋末の段階で一定の影響力を持ち始めていたが、より廣範な影響力を持つようになるのは實際には元代になってからであった。『資治通鑑綱目』の普及には元代になってから國家によって採用された朱子學にのっとった教育制度が大いに寄與した。元代の科擧受験のための教育マニユ

アル『程氏家塾讀書分年日程』は、初學から始まって、どのような書物を、どのような順番で、どのような方法によって読み學べばよいかを指南した書物であり、元代の教育の現場にも大きな影響を及ぼしたと考えられるが、經書を學んだ後に學ぶべき史書としては『資治通鑑』を擧げ、同時に『資治通鑑綱目』を参照するものとされている。<sup>①</sup>『資治通鑑』は古來からの中國史を通覽できる書物であり、元代にはたいへん重視されたが、大部の書でなおかつ編年體であるがために、通讀するにはたいへん不便で骨の折れるものであった。それゆえ、『資治通鑑』を簡便に見渡すことのできる書物が好まれた。元代のモンゴル高級官僚子弟の教育のためにモンゴル語に譯された『資治通鑑』の節要本が用いられたのも『資治通鑑』の煩雜さを嫌ってのことであった。朱熹の『資治通鑑綱目』もまた、そうした『資治通鑑』の節略本的一種であり、『資治通鑑』を讀む一助として廣く用いられていたのである。<sup>②</sup>それどころか、通讀するのには困難な『資治通鑑』よりも、歴史の大意を簡便に把握できる綱目體を採用した『資治通鑑綱目』のほうがむしろ好まれたのであった。元代に教育を受けた知識人たちにとり、『春秋』の筆法にもとづく正統を重視し、華夷の別を徹底して強調した『資治通鑑綱目』が次第に中國史理解のスタンダードとなっていた。もとより朱子學になじみの深かった江南の人々にとっては、そうした傾向はとりわけ顯著であった。その結果、『國朝文類』が編纂されたころには、朱子學教育が大元ウルス全土に普及しすでに一定の年月を経ており、國力の強弱ではなく、大義名分を持つ王朝こそが正統を受け継いできたものだとして中國史を理解する正閏論・正統史觀がいつそう廣がっていった。中國が南北に分裂した時代に、女眞族の金國の軍事力に壓倒されるという國際情勢のもとに置かれた南宋治下の江南であればこそ生まれた獨特の史觀が、多様な世界を「混一」したモンゴル時代の中國において本格的に普及したという現象は興味深い。後に中國史理解の傳統的な常識を形づくっていく『資治通鑑綱目』は、元代とりわけその後期に廣がりを見せ、その廣がりはそのままだ明代に受け継がれていった。從來見過ごされがちであった元・明兩王朝の文化の連續性は、朱子學の繼受が最も重要な側面であり、史學の面について言えば、この『資治

通鑑綱目』の流行という點で特徴づけることができるのである。<sup>(6)</sup>

政權主導による朱子學教育が廣範に普及したことに加えて、時代が下るにつれて江南出身者たちが次第に翰林國史院などの文化擔當官僚を中心に政界に進出するようになり、政權において文教行政に對する發言力を強めていった。そうした中、十世紀以後の中國史では宋が正統王朝であるとの正統論を主張し、それを正史編纂に反映し、正史は宋史のみを編纂して、遼・金の歴史は宋史の一部に含めて記すべきだとする意見が江南人を中心に廣がりつつあった。いっぽう、舊金國の流れを酌む華北出身の人々の間には、逆に金を正統として、南宋は金史に含めるべきだとする意見もあつたようである。モンゴル以前の分裂時代に南北雙方で流行した正統史觀が、元代中國においても受け繼がれ、歴史編纂をめぐって軋轢を生み出していたのであつた。<sup>(6)</sup>

例えば、長年翰林國史院や奎章閣に在籍して元代の歴史に精通していた虞集が記した文章に次のようなものがある。

世祖皇帝の時、既に江南を取れば、大臣奏言する有り、國は滅ぶべきも其の史は滅ぶべからずと。上甚だ之れを善しとし、史官に命じて遼・宋・金史を修めしむるも、時に未だ違あらざるなり。仁宗の時に至り、屢しば嘗に以て言を爲す。是の時予は方に奉常に在り、嘗て廷中に會議するに因り、而して諸れを朝に言いて曰く、「三史の文書の闕略は、遼金甚しと爲す。故老且に盡きんとすれば、後の賢者の見聞も亦た且に及ばざらんとす。今の時に之れを爲さざれば、恐らく以て上意に稱うこと無からん」と。典領の大官は其の言を是とするも、而れども予は別に書局を領し、未だ奏さず、故に天曆・至順の間、屢しば史館に詔して趣して之れを爲さしむるも、而れども予は別に書局を領し、未だ奏さず、故に未だ命を承くるに及ばず。間ま同列とともに三史の成すを得ざるを議するに、蓋し互いに分合を以て正統を論じ、克く定有ること莫ければなり。今は三家に當りて各おの書を爲し、各おの其の言を盡くし而して之れを覈實し、其の事をして廢せざらしむれば可なり。乃ち議論の若きは則ち以て來者を俟たん。諸公は頗る以て然りと爲す。(虞集『道園學

古録』卷三二「送墨莊劉叔駉遠游序」<sup>87</sup>

ここに引いた文章は、虞集が元統二年（一三三四）に史館を去り、臨川（撫州、現在の江西省）へ隠居して以後、至元四年（一三三八）に華北へと旅立とうとする友人の劉徹に寄せた詩の序文の中の一節である。元代の正史編纂に關する最重要史料のひとつであることから、從來の研究でも繰り返し取りあげられてきたものである。この部分の仁宗アユルバルワダ時代と文宗トク・テムル時代の正史編纂にかかわる記述は、虞集自身が史館において體驗した自らの見聞を記しており、正史編纂が遅延した背景および編纂事業の困難について指摘した他史料にはみえない貴重な證言である。當時、三史編纂がなかなか完成しなかったことについて、正統の議論が定まることがなかったことを指摘している。これは、史館に長く在籍していた虞集の證言ゆえ、信憑性の高いものと思われる。つまり、延祐年間以後になると、史館内部でも正統論にもとづきいづれか一つの正統王朝の正史を編むべきであると主張し、遼・金・宋の三王朝の正史を立てることに對しては異論をとなえる者が存在するようになっていたのである。これに對し虞集は三史編纂の方針の堅持を訴え、支持を得たという。正統をめぐる議論がこのころからしきりに提起されるようになったこと自體は事實であるが、三史を立てるといふ虞集の主張こそが翰林國史院における既定路線であった。後述するように正統論の横行によって遼・金・宋三史を編纂するといふモンゴル政權の正史編纂構想が實際に變更された形跡はまったくくない。

もう一度、脩端「辯遼宋金正統」の内容に立ち返ってみると、それは正閏史觀を批判し、遼・金・北宋・南宋それぞれについて正史を立てるべきだという主張であった。こうした内容を持つ「辯遼宋金正統」が蘇天爵によって取りあげられ『國朝文類』に著録されたのは、以上に述べたような正統史觀の流行という當時の風潮に對して、政權側の正史編纂に對する姿勢を鮮明に示すことをねらいとしたものであった。李治安氏が鋭く指摘したように、脩端が議論を行った一二三四年の東平において出された宋史のみを編纂すべきだとする主張が、百年後の元代中國において繰り返され、脩端の主張が政

權にとり有用なものとなったのである。<sup>68</sup> 虞集も守りぬくことを主張した遼・金・宋三史の編纂方針は政權内において揺らぐことはなく、その方針を支える理論支柱として「辯遼宋金正統」が機能していくのである。

『國朝文類』に著録されてから、脩端「辯遼宋金正統」の影響力は甚大であった。まず、政權の修史事業の理論支柱として機能したという点については、脩端の議論に範を採った王理の「三史正統論」が挙げられる。王理の正統論については、従來明代の王圻『續文獻通考』や清代に編纂された畢沅『續資治通鑑』などによって紹介されてきたが、<sup>69</sup> より同時代に近い記録として、陳桎『通鑑續編』（臺灣故宮博物院藏北平圖書館舊藏元刊本）序文に依據すべきである。まず、張紳の序（至正三十二年（一三六二）をみてみよう。

因りて曩時の朝廷の三史を纂修するを憶うに、一時の士論、宋の正統と爲るを知ると雖も、物議して宋の勝國なるを以て而して之れを疑う。史臣王理は因りて三史正統論を著し、修端の言を推明して、遼を以て北史と爲し、金も亦た北史と爲し、宋は太祖自り靖康に至るまで宋史と爲し、建炎以後は南宋史と爲さんと欲す。其の言は専らにして、其の論は力にして、朝廷亦た未だ之れ従わざるも、而して卒に三國の爲に史を立て、正統卒に定むること能わず。今に至るまで大夫士以て慊然と爲すと雖も、終に未だ能く至當一定の論を持し以て天下百世の惑を驅る者有らず。<sup>70</sup>

また、同じく『通鑑續編』に寄せられた周伯琦によって書かれた序文（至正二十一年）の中にも王理の正統論について言及した箇所がある。

曩に予太史と爲りし時、詔して宋遼金三史を修むるに、待制王理の輩と首め統紀を議するも合わず。避忌を私にする者、従いて之れに和すること、一口より出づるが如し。予は遂に移疾し、力辭して就かず。其の書は成り布きて人間に在ると雖も、而れども公論の掩うべからざる所有る者なり。<sup>71</sup>

張紳・周伯琦いずれの記述も、宋を正統とするべきだとする立場から、至正三年（一三四三）に始まった三史編纂事業を嚴

しく批判するものである。そして、王理の議論は権力に追従した御用學説であるとして否定的に記されている。『通鑑續編』は二十四卷立てで、卷一において金履祥『通鑑前編』があつかう時代より以前の盤古から高辛までの歴史を概述し（通鑑世編）、卷二においては『資治通鑑』の缺を補うべく、契丹の興起について記し（通鑑外編）、卷三以下は『資治通鑑』の後を繼ぐ宋代の歴史を描いて南宋の滅亡までを記す（通鑑新編）。司馬光『資治通鑑』あるいは朱熹『資治通鑑綱目』と金履祥『通鑑前編』とともにあわせ讀むことで盤古から南宋滅亡までの歴史をすべて讀むことができるようにつくられた編年體史書である。宋代については、太平興國四年以前までは「無統」として甲子で年號を記し、太平興國四年以後は宋を正統としてその年號を大書し、遼・金の紀年はその下に記す形式になっている。<sup>②</sup>『通鑑續編』は、至正二十一年（一三六一）に松江において出版されているが、當時の松江は、平江（蘇州）を中心として半ばモンゴル政權から獨立していた張士誠の勢力圏にあった。序文を寄せた周伯琦は南人でありながら、父の任官の關係で大都に育ち國子監で學んだ人物であった。至正年間初めには奎章閣に代わる宮廷の文化的な文人官僚であったが、自らが述べているように三史編纂に参加することはなかった。そして、『通鑑續編』序文を書いた當時には平江で張士誠のもとに仕えていたのであった。『通鑑續編』の出版時に附された周伯琦らの序文にみえるような三史編纂批判は、元末の浙西の置かれた政治状況を考慮に入れる必要があるだろう。

ただし、蛇足ながら付け加えておくと、『通鑑續編』本文そのものについていえば、綱目體を採用して『資治通鑑綱目』の後を繼ぐことを意識しながらも、必ずしも宋の側に極端に肩入れした史書ではなかったことに留意しておく必要がある。『通鑑續編』編纂の體例を記した「書例」には、雙行注の部分、すなわち綱目體における「目」の部分について「舊文を變ずる無し」と記されている。この「舊文」とは宋・遼・金各王朝の文獻記錄を指しており、至正三年から編纂が開始

された『宋史』『遼史』『金史』の記述を基本にしているようである。『通鑑續編』は宋を正統とする史書ではあったが、その視点は宋に限られることなく、紀年などの形式面は別として、遼や金、西夏、高麗といった國も比較的公平に扱われている。そして當然のことながら、モンゴル勃興の歴史は意圖的に詳細に記されており、いかにして金と南宋を滅ぼしたのかについて詳述する。つまり、いわゆる中華本土のみならず北アジアや東北アジアも含めた廣い意味での中國の歴史をトータルに描くことを主眼としているのである。『通鑑續編』は、對象とする時代が複数の比較的對等な國が並列した時代であることから、國と國との關係についての記述にも目配りが行き届いており、例えば遼と宋に關わる記事であれば、遼側の史料、宋側の史料雙方をどちらかに偏ることなく記し、その矛盾のない理解を試みている。三史編纂の成果を吸収しつつ、その總合化を目指しているのである。卷二でわざわざ契丹の興起を取りあげて詳細に記していることも含め、まさしくモンゴル時代なればこそその史書といえよう。『通鑑續編』は出版から十數年さかのぼる至正十年（一三五〇）には完成しており（陳桎自身の序文により判明する）、陳桎の『通鑑續編』本文における歴史記述およびその序文をみる限り、三史編纂に對する強い批判の意はない。至正末の出版時における張紳・周伯琦の序文にみえる三史に對する批判的記述は、前述したように出版當時の政治状況を反映しており、當初の陳桎の著述姿勢とは溫度差があることを見て取る必要があるだろう。

いずれにせよ、張紳と周伯琦の記述から、王理の「三史正統論」の内容が判明する。すなわちそれは、遼・金を北史とし、北宋を宋史とし、南宋を南宋史とするという脩端と全く同じ歴史編纂計畫を記したものであった。そして政權の三史編纂という意向に沿うものとして、當時の史館において有力な見解となり、北史・宋史・南宋史というその編纂プランがそのまま採用されることはなかったものの、至正三年（一三四三）から始まる三史編纂事業の開始に寄與したのであった。そして、王理自身もまた纂修官として江湖東道肅政廉訪副使の肩書きで『金史』の編纂に参加している。

李治安氏も後代の史料（『續資治通鑑』）に基づき、脩端の説が王理に吸収され、さらに王理の正統論が三史編纂方針の確定

に寄與したことをすでに推測されているが、モンゴル朝廷の中樞部に身を置いていた周伯琦の證言が元刊本『通鑑續編』序文より得られたことにより、そのことは確實であることが明らかとなった。

王理が脩端に範を採った正統論を著述していることと關連して注目されるのは、蘇天爵の編纂した『國朝名臣事略』『國朝文類』雙方に王理が序文を寄せていることである。王理は至順年間に翰林國史院で蘇天爵と同僚の關係にあつたこともあつた。そして、『國朝文類』の王理による序は、全部で十五に分類された各編それぞれを詳細に紹介する行き届いたものであり、蘇天爵の『國朝文類』編纂の意を盡くしたものである。こうした點からみれば、王理と蘇天爵とは協力者の關係であつた可能性も高い。正史編纂方針についても蘇天爵と王理が互いに意見を交換し、『國朝文類』に脩端の議論を採用することにしたのかもしれない。蘇天爵が『國朝文類』に脩端「辯遼宋金正統」を採録したことと、王理が脩端の「三史正統論」を著したこととの間に密接なつながりがあることは疑いない。

こうして脩端「辯遼宋金正統」は、『國朝文類』に採録され、それを踏まえて王理による「三史正統論」が著されたことにより、まさに政權の歴史理解を體現する著述となつた。これは正統を定めるべしとする世論に對し、正統にもとづいて特定の王朝へ偏つた見方をする史觀を否定し、遼・金・宋それぞれについて公平に正史を編纂すべきだとする、モンゴル政權におけるクビライ時代以來の基本方針堅持を訴えるものであり、結果として至正三年からの三史編纂開始に大きく貢獻することとなつたのである。

いっぽう、元末、江南を中心として、こうした政權の方針に對する異論が存在したのも事實であつた。先に引いた周伯琦や張紳の反對論や、『通鑑續編』出版の動きはその一つである。また、明代以後に廣範な影響を及ぼすことになるのが、元末江南の大物文人、楊維禎による「正統辨」という長大な正統論であつた。これは、至正三年の三史編纂の詔が出されて政權において修史事業が本格化したのに反對して、楊維禎が朝廷へ提出した意見書であつた。楊維禎の議論は、宋の正

統、遼・金の閏を強調するものであり、元は宋から中華王朝の正統を受け継いだものだとする。楊維禎は北宋と南宋のこ  
とを前宋と後宋と稱し、前漢と後漢になぞらえ、江南の半壁に押しやられたイメージを惹起する「南宋」という言葉を一  
切用いない。そして、元は宋（＝南宋）から正統を受け継いだのだから、クビライの即位後十七年を経て、宋を滅ぼしてか  
らはじめて正統を得たとみなす。『資治通鑑綱目』にのっとった徹底的な正閏史観である。楊維禎「正統辨」の記述で注意  
すべきは、「その説これ曲にして陋なり」として批判する矛先が明らかに脩端「辯遼宋金正統」の議論にあったことであり、  
楊維禎の記述に引用される批判対象となる「議者」の發言は完全に脩端の記述を引き寫している<sup>⑥</sup>。このことは、脩端の議  
論に對する反對論が元末の江南に存在したことを示すと同時に、『國朝文類』に著録されたことの影響力の甚大さをうかが  
わせるに十分である。そもそも楊維禎の文章が至正三年から始まった三史編纂の方針を批判するものであり、その批判の  
矛先が脩端の議論にあることから考えても、やはり脩端の議論が三史編纂の方針を下支えする政府の公式見解であったこ  
とは明白である。

楊維禎の意見書は、當然のことではあるが、結局モンゴル中央政府ではまったく顧慮されることはなかった。楊維禎の  
みならず、元末において『資治通鑑綱目』にもとづいた強硬な正統論を主張し、三史編纂の方針に對する異論を唱える者  
が少なからず存在したのは事實であったが、それらが至正三年から始まった修史事業を妨害した形跡はまったくなくない。し  
かし、楊維禎の議論は、元末にすでにそれなりの影響力を持ち、陶宗儀が意をもってそれを取りあげて『南村輟耕錄』に  
載せたことにより、廣く讀まれるようになり、とりわけ明代以後に大きな影響を及ぼした。注(69)に引用した王圻『續文  
獻通考』の三史編纂に関する記載も、楊維禎の正統論を引用したものであった。こうして、明代における『資治通鑑綱目』  
のいっそうの流行もあり、『南村輟耕錄』に載せられた楊維禎の語る「正統辨」を通じて、明代以後の讀書人たちの抱く元  
代における正史編纂に對するイメージが形成されていくこととなった<sup>⑦</sup>。その過程で、楊維禎が持論を展開するべく概括し

た元代の正史編纂に關する次のような理解が、讀書人たちの通念として刷り込まれていたのである。

我が世祖皇帝の國史院を立つるより、嘗て承旨百一王公（王）に命じて遼金二史を修めしむ。宋亡び、又た詞臣に命じて通じて三史を修めしむ。延祐・天曆の間、屢しば勤めて詔旨するも、而れども三史卒に成書する者無きは、豈に三史正統の議未だ決せざるを以てせざらんや。夫れ其の議の未だ決せざるは、又た豈に宋の南に渡るの後、遼・金の北に抗するに拘むを以てせざらんや。

この部分は、恐らく前に引用した虞集の「送墨莊劉叔熙遠游序」（177頁及び注（67）参照）にみえる文宗トク・テムル時代の史館内における正史編纂をめぐる異論の存在を記した記述をもとにしており、當時虞集の著述がよく讀まれていたことを示すものである。確かに虞集は正統をめぐる議論が史館にみられ、正史編纂を遅延させたことを證言している。しかし、こうした議論によって遼・金・宋史の三史編纂という政權の基本方針が揺らぐに至ったことがあったとは決して述べていない。いっぽう楊維禎は虞集の記述をもとにしつつも、自らの解釋を加えて正統問題の紛糾を強調し、モンゴル政權が多くの批判を押し切って三史編纂に踏み切ったという圖式を描こうとしているのである。明代以後、元代における正史編纂が至正年間までずれ込んだ理由は正統問題のためであるとの理解が定説化していく背景には、元末の楊維禎による政權の歴史編纂に對する批判的な記述による影響が大きく横たわっていたのであった。

## おわりに

本文中で指摘したように、確かに元代、とりわけ時代が下るにつれて、正統論を主張して政權の三史編纂方針に異議となえる論者が増えていたことは事實であり、正史編纂を遅延させる原因となった側面もあったことは否めない。それが

モンゴル政權自身により強力に推し進められた朱子學教育の普及によるものであったことは、ある意味で皮肉な結果であった。モンゴル政權は、政權を直接に誹謗・攻撃するような類のことでなければ、支配下におけるさまざまな言論に對してはきわめて寛容であった。後世の清朝とは異なり、朱子學者たちが遼・金を夷狄とする見解を提出しても、何らとがめ立てすることもなかった。しかしながら、ここまで述べてきたように、モンゴル政權の正史編纂に對する基本方針は反對意見によって改められた形跡はまったくなく、常に遼・金・宋の三史をセットに編纂するという一貫していた。<sup>18)</sup>

そして、このモンゴル政權の正史編纂方針に關する公式見解を示す言説が、偏狹な正統論を否定する脩端「辯遼宋金正統」だったのである。脩端の議論は、クビライ時代、至元年間の三史編纂方針の確定に際し、まず翰林國史院で取りあげられ、王惲の『玉堂嘉話』に入れられた。その後、至治年間に『秋澗先生大全集』出版により初めて公表され、さらには蘇天爵編纂の『國朝文類』に採録された。そして、脩端の議論に範を採った王理の「三史正統論」を通じて、至正年間の『遼史』『金史』『宋史』の完成に大いに貢献したのであった。このように、脩端の議論は、モンゴル政權による正史編纂の節目節目において、その役割を果たすことになったのである。以上のような事實を考えるならば、正統問題が正史編纂遅延の要因であるとは言うことができて、従來のごとく主要な要因だと斷定することはできないのである。

それでは、至正年間まで正史編纂がずれ込んでしまった本當の理由は何だったのか。同時代文獻史料にははっきりと示す徴證はなく、このことに對する明確な答えを得ることは容易ではない。はっきりとは分からない、とするのが最も穩當なところである。ただし、いくつかの客觀條件は指摘しうる。

まず第一には、元代も後半になるにつれ、政治變動が繰り返されたことである。大元ウルス政府では、十四世紀に入つて以後、武宗カイシャン、仁宗アユルバルワダ、英宗シディバラ、泰定帝イスン・テムル、文宗トク・テムル、順帝トゴン・テムルとカアンの代替わりごとに政局は激しく揺れ動いた。至正年間に正史編纂を提言するさいに、危素がそれまで

の正史編纂の過程を概括して、次のように指摘している。

世祖皇帝天下を混一するの初に當たり、朝廷の制度未だ定まらず、草野の創夷未だ瘳えず、三朝の史累りに明詔有りて、史官を設くると雖も、而れども未だ成書する遲あらず。大徳末年より以來、國家は故多く、茲の事に於けるや之れを倡する有りて和する者無し。今に於けるや四十年、事迹滅磔し、傳記散軼し、宿老は凋零して従う無く、而して故實を質問すること荒忽にして、尤も稽尋に困しめば、惜むべきに非ざらんや。

三史編纂が進まなかったことについて、「國家多故」すなわち政權に異變が起り續けたことをはっきりと述べている。中でも、170〜172頁において既に述べたように、英宗シディバラの時代には、相當に本腰を入れて正史編纂に着手しようとしていたことは事實であり、シディバラとバイジュが暗殺されてしまったがために編纂事業が頓挫してしまつたのであった。またその後の泰定帝イスン・テムル政權、文宗トク・テムル政權も編纂事業には熱心であつたことから、正史編纂事業への意欲もあつたと考えられるが、いずれも短命政權に終わったがために事業そのものが着手されることはなかつた。

第二に正史を編纂するための史料の不足を指摘しうる。『宋史』については、江南がほとんど無傷で大元ウルスの版圖に入ったこともあつて、膨大な文獻史料が残されており、むしろ材料の取捨が問題となつてゐた。いっぽう、『遼史』『金史』については史料不足が深刻であつた。モンゴル政權が正史編纂事業のなかで特に重視してゐたのは遼・金の歴史であつたから、史館ではその史料不足を補おうと盡力してゐた。クビライ時代最初に歴史編纂を開始した王鶚は、モンゴル・ウルス勃興の歴史編纂の目的もあつて、古老からの聞き取りも含む廣範な材料収集を試みようとした。これまでの研究によつてよく知られた事實ではあるが、衛紹王など金代の實録を缺く時代については、他の文獻を利用してその闕を補おうとしてゐた。蘇天爵や虞集は、宋代ももちろんのことではあつたが、特に遼・金時代の文獻の収集に努力してゐた。虞集は次のような證言を残している。

延祐中、旨有りて、遼・金・宋史を修めしむるも、今に至るまで十餘年間、未だ筆録する所有る遑あらざるは、良はだ舊史の闕軼多きを以てす。而して國家初めて中原に入るに、政は金の亡時と事相い關係すれば、尤も備えざるべからず。然るに其の亡は百年に幾し。故老既に焉れを存する者無く、而して遺文野史これ略ぼ徴するに足る無し。故に常に以て意を爲し、遇たま見聞有らば、必ず謹みて之れを識す。澹游（王庭筠）は孟氏墓銘を爲り、略ぼ以て燕城の中統以前の盛衰の迹を考見するに足る。噫、人人をして孟氏の如く世積の善有らしめ、名公鉅筆の之れを識すを得れば、則ち安んぞ放逸して聞する無きの事有らんや。澹游書法は甚だ精なるも、而して卷中の邈の字疑うらくは是れ懇の字ならん、將た筆誤ならんや、別に説有らんや。因りて并せて之れを此に識す。

この文章は金人の王庭筠が撰した孟同知（同知は官職名なる人物の墓誌銘の原稿（「卷中」とあることからそうであると考えられる）に付した跋文である。ここで虞集は延祐年間に三史編纂の命が出されたにもかかわらず全く編纂事業の進展がなかったことを述べ、その原因として史料の不足をはっきりと指摘している。そして、この墓誌銘の文章が中統年間以前の燕京の歴史史料として有用であると述べている。モンゴル・ウルス勃興の歴史に資する意味においても、正史の編纂とりわけ金史編纂を急務と考えていた虞集もまた、蘇天爵と同様に史料の収集に努めていたことが分かる。

また、自らの出自との共通性を持つことから、モンゴル政権が國家建設の模範のひとつと考えていた契丹（遼）の歴史を記した『遼史』の編纂は、実際には大いに重視されていた。『遼史』編纂のための史料不足が覆いがたいものであったことはよく知られているが、「營衛志」や「兵衛志」といった歴代正史には存在しなかった独自の志を創製して、その部族連合體としての帝國運営の實態を描いたり、契丹のルーツを歴代史料から収集した「世表」や季節移動を繰り返す契丹皇帝の遊幸先を記した「遊幸表」、支配領域の多様な部族の動向を一覽できる「部族表」など『遼史』に特有の表を作り出したりしており、その編纂にはかなりの工夫が凝らされていることが分かる。『遼史』については、同じ記事が複数の箇所

れていることが缺點として指摘されてきたが、それはむしろきちんとした正史の體裁に仕立て上げるべく意圖的に行われたことで、編纂に際して、その史料不足という缺陷を補おうとする努力が拂われていたとみるべきである。契丹の歴史に對する政權の關心は、恐らくは元代になってから書肆の手で宋側の文獻に現れる契丹・遼關連の史料を集めて編まれたと考えられる『契丹國志』が建安で出版されていることや、鄭鎮孫の『直說通略』や陳樞の『通鑑續編』などにみえる契丹・遼に關わる詳しい記述<sup>(68)</sup>などにも反映している。

以上、本稿では脩端「辯遼宋金正統」なる文獻の譯注の提示、その内容の検討を通じて、從來の研究とは異なる角度から、元代における『遼史』『金史』『宋史』の三史編纂事業の過程を再考した。その結果、元代中國では、江南出身者を中心に正統問題をめぐって三史編纂に對する異論が存在したのは事實であるが、こうした異論によって政權の正史編纂方針がゆるいだことはまったくなかったことが明らかとなった。さて、ここで残る課題は至正三年に始まる正史編纂そのものの検討である。元末の正史編纂についてもやはりこれまで多くの研究がなされてきたが、編纂事業の本質を明らかにしたものはなかった。私見では、このときに正史編纂が行われたのは、當初まったくの傀儡にすぎなかった大カアン、トゴン・テムルの權力奪取を記念するべく行われた一連の文化事業の一環であったと考えている。次稿において、こうした編纂事業の政治背景も含め、三史編纂事業の開始とその具體的な過程、さらには修史事業に参加し、それを推進したスタッフについて、多くの史料を用いて詳細に再検討していきたい。

注

(1) 後世への影響という點で、特に重要なもののみ挙げると、元末のものは陶宗儀『南村輟耕錄』卷三所收の楊維禎「正統辨」(これについては

本文中において後述する)、明初の權衡『庚申外史』卷上、至正四年〔四庫全書存目叢書〕史部第四十五册所收蘇州市圖書館藏明鈔本、後揭注(69)王圻『續文獻通考』卷一七六、經籍考など。清代では趙翼

『十二史劄記』卷三「宋遼金史」が代表的なものである。趙翼の所説は、後の中國史研究における三史編纂に對する基本イメージを形成したと言つてよい。

(2)

馮家昇『遼史源流考』(哈佛燕京學社出版、一九三三、のち同『遼史證誤三種』中華書局、一九五九所收)、「上編 歷代纂修遼史之概況、三

元修遼史之經過(金宋二史附)」、金毓黻『中國史學史』(商務印書館、一九四一)「第六章 唐宋以來設館修史之始末」、藤枝晃『征服王朝』(秋田屋、一九四八)「金史」のなりたち、三「金史」の完成まで、内藤湖南『支那史學史』(『内藤湖南全集』第十一卷、筑摩書房、一九六九、のち平凡社東洋文庫、一九九二として再刊)「十 元代の史學、一 宋遼金三史の編纂と正統論」、陳芳明「宋遼金史的纂修與正統之爭」(『食貨月刊復刊』二一八、一九七二)、Hok-lam Chan "Chinese Official Historiography at the Yuan Court: The Composition of the Liao, Chin, and Sung Histories", John D. Langlois, Jr. ed., *China under Mongol Rule*, Princeton, Princeton University Press, 1981. などの研究が、正統問題により正史編纂が阻害されたと理解する。

(3)

モンゴル政權が中國文化に無關心あるいは彈壓を加えたとする見解は前注(2)に引いたほかの先行研究にもしばしばみられるものであるが、正史編纂の遲延の主たる要因としてモンゴル支配者層が正史編纂に對して熱心でなかつたためであると見る立場をとる代表的な研究は、愛宕松男「遼金宋史の編纂と北族王朝の立場」(『文化』一五—四、一九五一)のち「愛宕松男東洋史學論集 第四卷 元朝史」三一書房、一九八八所收)。

(4)

陳高華・孟繁清『滋溪文稿』前言(陳高華・孟繁清點校『滋溪文稿』中華書局、一九九七)一六頁。

(5)

李治安「修端『辯遼宋金正統』的撰寫年代及正統觀考述」(南京大學元史研究室編『內陸亞州歷史文化研究—韓儒林先生紀念文集』南京大學出版社、一九九六)。

(6)

『國朝文類』卷五一、元好問「故金漆水郡侯耶律公墓誌銘」。

嗚呼、世無史氏久矣。遼人主盟、將二百年、至如南衙不主兵、北司不理民、縣長官專用文史、其間可記之事多矣。泰和中、詔修遼史。書成、尋有南遷之變、簡冊散失、世復不見。今人語遼事、至不知起滅幾幾、主下者不論也。

(7)

この墓誌銘は一二四三年に書かれており、當時、舊金王朝治下の華北では遼の歴史がまったく正しく傳えられていなかったことが分かる。

東原とは199頁の譯注「2」において述べたように、東平のことを指す。ただし、金元交代期についてみると、東平府の城市のみを指すとは限らず、東平府に據った漢人軍閥嚴實の支配領域を廣く指す場合がある。嚴實は金末の動亂から成り上がり、モンゴルに協力することによってその勢力を保障され、その所領は金代の地名でいうと東平府・德州・恩州・博州・泰安州・兗州・濟州・濮州・曹州・單州といった領域(現在の山東省西部、河北省・安徽省の一部)に及んだ。所領は城市五十あまりを含み、東平「五十四城」「五十餘城」「五十城」などと文獻のうえで記される。最終的にこの所領が確定したのは、金滅亡後の一二三六年、モンゴル政權により華北の戸口調査が行われ、各軍事集團に所領が分割された「丙申分撥」のときであると考えられる。

この文章の冒頭に現れる「東原」が狭い意味での東平を指すのか、廣い意味での東平を指すのかは、不明とせざるを得ないが、後者の可能性もあり得ることを指摘しておきたい。漢人軍閥嚴氏とその治下東平の状況については多くの先行研究があるが、陳高華「大蒙古國時期的東平嚴氏」(『元史論叢』第六輯、中國社會科學出版社、一九九六)が現時點で最も優れた成果である。

(8)

『資治通鑑綱目』の出版については、嚴文儒『《通鑑綱目》宋元版本考』(華東師範大學學報(哲學社會科學版)一九九九—三)参照。趙希辨『讀書附志』卷上、編年類により、淳祐六年(一二四六)以前に少なくとも江西吉州、四川夔州、福建泉州で出版された三種類の刊本があつ

- たことが知られる。このうち、泉州で出版された刊本は、嘉定十二年（一二一九）に眞徳秀が當地で出版させたもので、『資治通鑑綱目』の最初の刊本と考えられる。陳振孫『直齋書錄解題』によると、この刊本の版木は南宋の行在臨安府國子監に收藏された。南宋國子監の藏書は元代にはそのまま杭州西湖書院に收められた。
- (9) 以上紹運圖にかかわる記述は、平成十四年度京都大學附屬圖書館公開展示會圖録『學びの世界—中國文化と日本—』（京都大學附屬圖書館、二〇〇二）七〇九頁、井上充幸氏執筆の「天文圖・地理圖・帝王紹運圖」解説による。「紹運圖」の流行は、王統・正閏の重視と分かりやすく簡潔な歴史理解の需要という二つの側面において、朱熹『資治通鑑綱目』の登場と通底するものであることは明白である。
- (10) 金における正統論については、Hok-lam Chan, *Legitimation in Imperial China: Discussions under the Jurchen-Chin Dynasty* (1115-1234), Seattle and London, University of Washington Press, 1984. 陳學霖「金國號之起源及其釋義」（遼金史論集）第三輯、書目文獻社、一九八七）、宋德金「正統觀與金代文化」（歴史研究）一九九〇—一など。
- (11) チングスによる第一次對金戰爭については、杉山正明『大モンゴルの世界』（角川書店、一九九二）八四—一〇二頁を参照。
- (12) 『宋史』卷四七六、李全傳上、嘉定十五年（一二二二）。  
 廖西當登・寧海之衝、百貨輻湊、全（李全）使其兄福（李福）守之、爲窟宅計。時互市始通、北人尤重南貨、價增十倍。全誘商人至山陽（楚州）、以舟浮其貨而中分之、自淮轉海、達于膠西。福又具車輦之、而稅其半、然後從聽往諸郡貿易、車夫皆督辦於林（張林）、林不能堪。……
- (13) 彭義斌の進撃については、李天鳴『宋元戰史（一）』（食貨出版社、一九八八）五八—六四頁、同『宋元戰史（四）』附圖二四参照。
- (14) 『元史』卷二五九、宋子貞傳、『國朝名臣事略』卷一〇所引、徐世隆撰墓誌。
- (15) 柳貫『柳待制文集』卷二一、「于思容墓誌銘」。
- (16) 孫克寬『元代漢文化之活動』（臺灣中華書局、一九六八）、「元初之儒學」および前掲注（七）陳高華「大蒙古國時期的東平嚴氏」参照。
- (17) 況察城一事、蓋大朝征伐之功。是時宋之邊將、專權恣意、自撤藩籬、快斯須之忿、味唇齒之理、自謂愛己而惡佗、延引強兵深入、遵行覆轍、媒孽後禍、取笑萬世、何復讐之有也。
- (18) 前掲注（11）杉山正明『大モンゴルの世界』一六七—九頁。後にクビライが對南宋作戰に慎重になった原因としてオゴデイ時代に行われたこの遠征での大失敗があったことを指摘されている。
- (19) 元好問による歴史編纂については前掲注（2）藤枝晃『征服王朝』、「金史」のなりたち、「金史」と元遺山。
- (20) 前注藤枝晃著書一〇六頁。後に引用する王惲『玉堂嘉話』卷八にみえる王鶚の金史編纂計畫より蕭輔道が元好問に協力したことが判明する。
- (21) 「太一廣福萬壽宮令旨碑」（陳垣『道家金石略』文物出版社、一九八八、八四—一頁所收）、王惲『秋澗先生大全集』卷三八「清輝殿記」、同卷二一「和曲山題太一宮詩韻」、同卷六一「故眞靖大師衛輝路道教提點張公墓碣銘并序」、同卷四七「太一五祖演化貞常真人行狀」、同卷四〇「大都宛平縣京西鄉勗建太一集仙觀記」など。太一教については陳垣『南宋初河北新道教考』（輔仁大學、一九四一）84—109頁、高橋文治「張留孫の登場前後—發給文書から見たモンゴル時代の道教—」（『東洋史研究』五六—一、一九九七）84頁参照。
- (22) 銀二千定（定とは銀五十兩にあたる銀錠の量のこと）なる額の持つ價值を考へることは重要である。例えばモンゴル政權の財政收入の根幹をなすのは鹽の專賣收入であるが、國初における鹽引の公定價格は一袋四百斤單位で銀十兩であった。銀二千定は十萬兩にあたるから、鹽一萬袋の公定價格と一致する。相當な高額であることが了解される。

だろう。ちなみに同じ年（憲宗モンケの壬子年＝一二五二年）の河東解州鹽池の年間課額が三千定であった（『元史』卷九四、食貨志一、鹽法）。

(23) 中統四年（一二六三）七月、東平嚴忠濟が資金を出して出版された元好問の別集『遺山先生文集』に寄せた王鶚の「遺山先生文集後引」（『遺山先生文集』所收）に、「國朝將新一代實錄、附修遼金二史、而吾子築膺是選。無何恩命未下、哀訃遽聞。使雄文鉅筆不得馳騁於數百年之間、吁可悲夫。」とあるのにもとづく。藤枝晃氏はここにみえる歴史編纂を中統二年のものとして解釈するが（前掲注（2）『征服王朝』一〇九頁）、元好問は一二五七年にすでに亡くなっており、一二五二年の編纂計畫とその頓挫を指しているともみるべきである。

(24) 元好問らの修史事業の二千定という見積りが、中統二年の王鶚を中心とする翰林國史院での修史計畫のメモ書きに引かれていること自體、王鶚の修史事業は元好問のそれを模範としていることをはっきりと示している。後繼注（29）に史料原文を引用。

(25) 王恂『中堂事記』卷上（『秋澗先生大全集』卷八〇所收）、中統二年二月。五日丁酉、行省官奉旨北上。後三日、恂與偕行者周定夫、已刻遇河南經略使史公於居庸南口、相與迎謁道左公、問禱相所在。曰次西南土樓村。公相見而去、知軍駕回鑾、北兵已敗遁去。行者居者爲熙然也。前次北口店、復有旨、山北寒沍、可緩來。遂還。是日、遇張國公於中店、說見資亡金實錄赴省呈進。省官時繕寫進讀大定政要、得此、遂更爲補益之。

當時、王恂ら燕京行中書省の官にあった者たちが、クビライのジャルリク（聖旨）によって開平府方面へと北上することを命ぜられ、居庸關の北口店まで来たところで「山北寒沍、可緩來。」という命令を受けて、一旦燕京に戻るようになった。このとき、中店というところで王恂は、張柔が金の實錄を持参しているところに出會っている。張柔は

前年のアリクブケとの戦いにおいてクビライの命を受けて馳せ参じ、その後自らの私兵を率いて燕京（中都）の守備についていた。二月當時、老齢となった張柔は、致仕を請いに開平府に赴く途中であったと考えられ、その際に實錄もあわせて献上したのであった。『元史』卷一四七、張柔傳、『中堂事記』卷下（『秋澗先生大全集』卷八二所收）中統二年六月十六日條參照。

(26) 前注および王恂『中堂事記』卷中、中統二年四月六日。未刻、諸相入見、進大定政要、因大論政務於上前、聖鑑英明、多可其奏。

(27) 『國朝文類』卷三三、王磐「大定治績序」

臣聞假器莫便於比隣、取法莫宜於近代。殷有天下監於夏、周有天下監於殷、漢之論事者、每借秦以爲喻、唐之進言者多引隋以爲比。豈不以時代相接、耳目見聞、有以關其慮而動其心乎。金有天下凡九帝、共一百二十年。其守成之善者、莫如世宗。故大定三十年間、時和歲豐、民物阜庶、鳴雞吠犬、煙火萬里、有周成康・漢文景之風。夫有以致之、必有所以致之者、蓋不徒然也。謹就實錄中、摭其行事一百八十餘件、名曰大定治績、以備乙夜之覽。其於聖天子稽古之方、不無萬分之一助云。至元二年春二月上日、翰林直學士朝請大夫知制誥同修國史臣王磐・翰林侍講學士太中大夫知制誥同修國史兼太常卿臣徐世隆・翰林學士承旨資善大夫知制誥兼修國史臣王鶚等上進。

(28) 『元史』卷一一四、裕宗傳

每與諸王近臣習射之暇、輒講論經典、若資治通鑑・貞觀政要、王恂・許衡所述遼金帝王行事要略、下至武經等書、從容片言之閒、苟有允懷、未嘗不爲之灑然改容。時侍經幄者、如王恂・白棟皆朝夕不出東宮、而待制李謙・太常末衛尤加咨訪、蓋無聞也。

虞集「道園學古錄」卷一一「跋王贊善遺事後」（『國朝文類』卷三九にも收める）

太子贊善王公受知世祖皇帝、以正道經術輔翊裕皇、有古師傳之誼。裕

(29)

宗嘗問歷代治亂、公以遠金事近接耳目、即為區別善惡、而論著得失、深切世用、蓋二十萬言上之。藏其草於家、不以示人、國史紀述、亦未及訪也。觀其受命於世祖者、誠非徒加貴名、以為具臣也哉。

王惲『中堂事記』卷下（『秋澗先生大全集』卷八二所收）、中統二年七月二十七日丁亥。

七月廿七日丁亥、前大名路宣撫司幕官雷膺・前東平路宣撫司同議權詳定官王惲、同日授翰林修撰。……

是日有詔、照會立翰林國史院、道與翰林承旨王鶚、據保奏翰林院官修國史事、准奏收拾者。在這裏底、先與職名者。外未到人員、候來時定奪。今開坐元保人數并已除翰林院官職名如右。

一已除

翰林學士承旨兼修國史王鶚

翰林侍讀學士郝經差充國信使

翰林侍講學士李和兼同議東平路軍民事

翰林學士知制誥同修國史李冶

翰林修撰同知制誥兼充國史院編修官 雷膺 王惲

一未除見收拾

王磐直學士 徒單公履待制 孟攀麟待制

宋思誠修撰 胡祗適應奉

右仰照會收拾者。准此。

承旨王公字百一、曹州東明人。……以（中統）元年七月受是職、公上章言修史事云、自古國亡而史不亡。唐取隋史焉、宋取五代亦然、金不為遼作史、至今天下有遺恨。我國家以神武定四方、皆太祖聖武皇帝廟謨雄斷所致、若不乘時紀錄以詔萬世、切恐歲久漸至遺亡。又舉前朝名筆數人。於是、上特降是詔焉。

『元史』卷四、世祖本紀一、中統二年七月癸亥。

初立翰林國史院。王鶚請修遼金二史、又言、唐太宗置弘文館、宋太宗設內外學士院。今宜除拜學士院官、作養人才。乞以右丞相史天澤監修

國史、左丞相耶律鑄・平章政事王文統監修遼金史、仍採訪遺事。竝從之。

王惲『玉堂嘉話』卷八（『秋澗先生大全集』卷一〇〇所收）

金史 王文康公定奪（此王狀元。先生時為承旨學士。）

帝紀九

太祖

熙宗

世宗

衛紹王

哀宗

志書七

天文

禮樂

食貨

兵衛

列傳〔舊實錄三品已上入傳。今擬人物英偉勲業可稱、不限品從。〕

忠義

儒行

列女

逆臣

書示仲謀。王相修史事、宜急不宜緩、多半採訪、切恐老人漸無、費用不可惜。當置曆令一人、專掌以後打算。元裕之・蕭公弼奏用銀二千定。今即編修書寫、請俸・飲食・紙筆費用、若作定撰三五百定都了。

採訪文字、令言者旌賞、隱者有罰。仲謀所宜着心。編修且要二員、直須選擇。魏太初・周幹臣云云。本把合用儒人兼管、不宜用他色目。如他日同修、編修人來、房屋決少。目今便合商議起蓋、蓋下房屋、都在文廟、已後也得用。謂如仲謀兼編修、徒單雲甫受直學士兼同修、李仁卿學士兼同修。胡紹開年小、也宜喚去。比至定俸、且與批支。若家小

來更好、都交文廟裏住、史事早成。其他不預史事者、在於文廟、自當退去。此明年話也。仲謀宜知之。書寫典史・雜使、以後必須用、謂文字未集、且定編修一人、若踏逐書寫二名更佳、雜使亦不可闕。將來院官不要人使喚。 中統二年示。

最後に引いた王鶚のメモ書きについては、前掲注(2)藤枝『征服王朝』一二三四頁に口語譯が載せられている。

(30) 『元史』卷五、世祖本紀一、至元元年九月壬申朔、『元史』卷八七、百官志三、翰林國史院。ちなみに、翰林國史院は大都だけでなく、カアン（カアン）の夏の都上都にも置かれた。カアンに扈從する翰林官の性格ゆえのことである。黃潛『金華黃先生文集』卷八「上都翰林國史院題名記」參照。

(31) 例えば、張帆「元代翰林國史院與漢族儒士」(『北京大學學報(哲學社會科學版)』一九八八—五)。翰林國史院の成員に「蒙古色目貴族」を含むことは指摘されているが、あくまでも漢族儒士を中心にみなしている。

(32) 王惲「秋澗先生大全集」卷九三、玉堂嘉話序  
中統建元之明年辛酉夏五月、詔立翰林院於上都、故狀元文康王公授翰林學士承旨。已而公謂不肖惲曰、翰苑職言之職、莫國史爲重。遂復以建立本院爲言、允焉。仍命公兼領其事。時不肖侍筆中書、兩院故事、凡百草創經營署置、略皆與知。其年秋七月、授翰林修撰同知制誥兼國史院編脩官。方帝澤鴻施、賚及四海、誥命・宣辭頗與定撰。再閱月、蒙二府交辭、不妨供職、兼左司都事。自後由御史裏行調官管府、秩滿復入爲翰林待制。時則有若左丞相監修國史耶律公・承旨霍魯忽孫・安藏・前左轄姚公・大學士鹿菴王公・侍講學士徒單公・河南李公・待制楊恕・修撰趙庸・應奉李謙。不肖雖承乏幾於一考、其獲從容侍接、仰其祖宗對天之鴻休、聖訓無窮之睿思、皆聞所未聞者。至於文章高下・典制沿革、朝夕鑿飲、所得亦云多矣。今也年衰氣耄、盡負初心、因袖繹所記憶者凡若干言、輯而爲八卷、題之曰玉堂嘉話。其成燈火萌芽之

夜、尊嚮心賞之間、吐嘉話於目前、想玉堂於天上。嗚息有時、盛年不再、良可歎也。然昔人有宅位鈞衡、不得預天子私人爲恨。顧惟此生不爲未遇。用藏家權以貽將來。至元戊子冬季二日、前行臺侍御史秋澗老人謹序。

(33) 『元史』卷八、世祖本紀五、至元十二年三月庚子。從王磐・寶默等請、分置翰林院、專掌蒙古文字、以翰林學士承旨徹的迷底里主之。其翰林兼國史院、仍舊纂修國史、典制誥、備顧問、以翰林學士承旨兼修起居注和禮霍孫主之。

モンゴル政權との古くからの縁を持つ「根脚」を有するモンゴル大臣が首席の承旨として翰林國史院を取り仕切ることについては、次の史料に簡潔に指摘されておりである。  
『大元聖政典章新集』朝綱、中書省、紀綱、不許隔越中書省奏啓(至治二年五月抄白)。  
欽惟朝廷詔誥、既皆經由國史翰林。其承旨・學士等員、皆帶知制誥階銜。又有根脚大臣習知國朝典政者、首領院事。

(34) 『元史』卷六、世祖本紀三、至元五年十月乙未。  
中書省臣言、「前代朝廷必有起居注、故善政嘉謨不致遺失。」即以和禮霍孫・獨胡刺充翰林待制兼起居注。  
前注にみえるように、翰林國史院學士承旨の首席となつてからも「修起居注」を兼任していた。

(35) 程鉅夫「程雪樓文集」卷九、安藏神道碑。王惲「烏臺筆補」(『秋澗先生大全集』卷八四所收)「論收訪野史事狀」。  
『元史』卷二七、陳顥傳。

(36) 顥幼穎悟、日記誦千百言、稍長、游京師、登翰林承旨王磐・安藏之門。磐熟金典章、安藏通諸國語、顥兼習之。安藏乃薦顥入宿衛、尋爲仁宗潛邸。

(37) この点については、脩端の著作が書かれた歳「甲午」を、至元三十一年(二二九四)と誤って解釋する研究が多かつたことも關係している。

(38) 「江南平告天地文」「江南平告太廟文」は、上都へ入覲した南宋皇帝に與えた「瀛國公制辭」とともに、王禪『玉堂嘉話』卷四「秋澗先生大全集」卷九六所收に全文を載せる。『元史』世祖本紀の次の記事より、南宋皇帝の入覲は至元十三年五月のことであることが判明する。

『元史』卷九、世祖本紀六、至元十三年五月乙未朔。伯顔以宋主景至上都、制授縣開府儀同三司・檢校大司徒、封瀛國公。以平宋遺官告天地・祖宗於上都之近郊。

(39) 許衡『魯齋遺書』卷一〇「北京圖書館古籍珍本叢刊」九一所收明刊本。元代にこうした歴史を簡便に覚えらるるいわゆる「歴代歌」が流行したことについては、宮紀子「鄭鎮孫と『直說通略』(上)」(『中國文學報』五八、一九九九)六八〇七頁参照。

(40) 父がクビライのケシクであり、國子學で王恂や許衡に學んだカンクリ族のブクムの傳記に次のような記載がある。

『元史』卷一三〇、不忽木傳。

(世祖)命給事裕崇東宮、師事太子魯善王恂。恂從北征、乃受學於國子祭酒許衡。日記數千言、衡每稱之、以爲有公輔器。世祖嘗欲觀國子所書字、不忽木年十六、獨書貞觀政要數十事以進、帝知其寓規諫意、嘉歎久之。衡纂歷代帝王名諡統系歲年、爲書授諸生、不忽木讀數過即成誦、帝召試、不遺一字。

許衡が編纂したという「歷代帝王名諡統系歲年」は、『魯齋遺書』にみえる「編年歌括」「稽古十文」に對應しよう。

(41) 監察御史が呈文を御史臺に提出、御史臺がその文書を含んだ呈文を中書省に送る、という文書手續きとなる。延祐七年、王構の序に付したその子王士熙のはしがきにみえる記述により、延祐六年に監察御史より文集出版の請願が行われていることが分かる。元代の監察御史が地

方の監察機關・肅政廉訪司と並んで、廣く文教行政に携わり、出版すべき書物を中央へ仲介する業務をも担っていたことについては、前掲注(39)宮紀子「鄭鎮孫と『直說通略』(上)」六二頁参照。

(42) 『秋澗先生大全集』附錄文書(中書省より江浙行中書省に宛てた咨)皇帝聖旨裏。中書省(咨)、御史臺呈、「據監察御史呈、『切見翰林學士秋澗王文定公、文才博雅、識見老成、迺中州之名士也。頃在翰林暨居臺察、觀其因事匡時、立言傳世、未嘗不以致君澤民爲心、端本澄源是務。進呈承華事略、蒙裕宗皇帝嘉納、俾諸皇孫傳觀、弘益良多。近日又蒙聖上特命、張司農等再行繪寫、以賜東宮。若非深有可取、豈能如是哉。即係兩朝御覽珍重。文集又有元貞守成事鑑・中堂事記・烏臺筆補・玉堂嘉話并其餘雜著。光明正大、雅健雄深、皆出於仁義道德之

奧、裨益政務、有關風教、足爲一代之偉觀。故追贈制詞有云、觀其遺書、蓋抱經綸之志、詢夫成迹、豈徒論駁之才。惟先朝著蔡之是稽察、後生斗山之所仰。其子太常禮儀院司直公孺編類成書、計一百卷、字幾百萬、家貧不能播刊、無以副中外願見之心。翰林國史院已嘗爲言、未蒙定奪。若依祕書少監楊桓六書統・郝奉使文集例、具呈都省、移咨江浙或江西行省、於學田子粒錢內刊行、昭布諸路學校、以示後進、非惟儒風有所激勵、實彰聖朝崇儒之盛事也。具呈照詳。得此。』送據禮部呈、「照到郝文忠公例、著述陵川文集一十八冊・三國志三十冊、已經具呈都省、於江南行省所轄儒學錢糧多處就便刊行去訖。本部議得、翰林學士王秋澗文集、合准監察御史所言、比依郝文忠公例、移咨江浙行省、於儒學錢糧內就便刊行、相應。具呈照詳。得此。』照得、郝文忠公文集已咨江西行省、委官提調、如法刊畢、各印二十部、裝積完備、咨來去訖。今據見呈、今將秋澗王文定公文集、隨此發去。都省合行移、咨請照驗依上施行。須至咨者。右咨江浙行中書省。王翰林文集。年 月 日

昔我世祖皇帝肇登大寶、思惟祖宗鴻業、昭載信史、傳播無窮。於是、

(43) 『秋澗先生大全集』王構序

- (44) 招延碩儒、建立史館。時秋澗王公年方而立、首選爲脩撰。  
『秋澗先生大全集』王構序  
我聖元崇稽古之義、敦叙儒教。自文康王公箱持文衡、肇修史事、敬齋・鹿菴諸公次之、而公首膺選擇、復繼其後。泊諸同輩翼其有華、史牘既修、典策益明、至元・大德間、辭令彬彬郁乎。仁政之所施、何其盛也。  
前掲注(42)『秋澗先生大全集』卷頭文書。
- (46) 袁桷『清容居士集』卷二九「翰林學士承旨贈大司徒魯國王文肅公墓誌銘」(王構墓誌銘)、『元史』卷一六四王構傳、虞集『道園學古錄』卷六「祭肩序」など。
- (47) 英宗シデイバラがカンとなった至治年間に書かれた袁桷『清容居士集』卷四一「修遼金宋史搜訪遺書條列事狀」に次のようにある。  
猥以非才備員史館、幾二十年。近復進直翰林、仍兼史職、苟度歲月、實爲罔功。伏覩先朝聖訓、屢命史臣纂修遼金宋史、因循未就。數度にわたり、アユルバルワダが三史編纂を命ずる聖旨を發していたことが分かる。また、『元史』卷一七一「袁桷傳」には次の記述がみえる。  
陸應奉翰林文字同知制誥兼國史院編修官、請購求遼金宋三史遺書。歴兩考、遷待制。  
袁桷による書籍収集の請願は三史編纂の命令と連動するものである。そのほか、虞集『道園學古錄』卷一一「孟同知墓誌銘跋」。
- (48) 前掲注(39)宮紀子「鄭鎮孫と「直說通略」」(上)六四頁。  
蘇天爵「滋溪文稿」卷九「元故翰林侍講學士知制誥同修國史贈江浙行中書省參知政事袁文清公墓誌銘」(袁桷墓誌銘)  
至治中、鄆王栢柱獨秉國鈞、作新憲度、號令宣布、公有力焉。詔繪王像、命公作贊賜之。公述君臣交修之義以勵王。王尤重公學識、銳欲撰述遼宋金史、責成于公。公亦奮然自任、條具凡例及所常用典冊陳之。是皆本諸故家之所聞見、習於師友之所討論、非牽合剽襲漫焉以趨時好而已。未幾、國有大故、事不果行。公歿二十餘年、今天子特敕大臣董撰三史、先朝故老存者無幾、衆獨於公追思不忘。
- (49) 『清容居士集』卷四一所收。この文章は、袁桷自身が述べるように、北の遼・金については華北の文人官僚に任せるとしており、宋史編纂のための凡例・文獻を述べたものである。注意すべきは、宋代とはいっても、對象とする時代が北宋時代に限られ、南宋について何も述べられていないことである。まずは北宋のみを優先して取りあげ、南宋は後回しにしたのか、あるいは脩端の議論のごとく、北宋と南宋は別個に扱おうとしていたのか。興味深い問題である。
- (50) 前掲注(39)宮紀子「鄭鎮孫と「直說通略」」(上)および(下)『中國文學報』五九、一九九九)参照。
- (51) 英宗シデイバラ暗殺によって歴史編纂事業が頓挫したことについては前掲注(2) Hok-lan Chan "Chinese Official Historiography at the Yuan Court: The Composition of the Liao, Chin, and Sung Histories" pp. 68 に既に言及がある。
- (52) 『國朝文類』(四部叢刊)所收元至正年間杭州西湖書院刊本)冒頭に載せられる文書(至元二年十二月、江浙行中書省より江浙等處儒學提舉司へ宛てた符付)に引用された翰林侍制謝端・修撰王文燁・應奉黃清老・編修呂思誠・王沂・楊俊民等の呈には「奎章閣授經郎蘇天爵」とあり、翰林國史院より提案が行われたのは、蘇天爵が奎章閣授經郎の任にあった至順三年十月から元統元年十二月の間に限られることが分かる。
- (53) これらの出版の経緯については、前注『國朝文類』冒頭文書および國子助教陳旅序(元統二年五月)参照。
- (54) 蘇天爵の事跡およびその著作についての研究は多い。蕭啓慶「蘇天爵和元朝名臣事略」(『大陸雜誌』二二―五、一九六一)のち同「元代史新探」新文豐出版公司、一九八三所收)、穆德全「元代石家莊史學家蘇天爵在歷史文獻學上的貢獻」(『河北師範大學學報』一九八四―四)、姚景安「元朝名臣事略」前言(姚景安點校「元朝名臣事略」中華書局、一九九六)、前掲注(4)陳高華・孟繁清「滋溪文稿」前言」など。
- (55)

(56)

中でも陳高華・孟繁清兩氏による『滋溪文稿』點校本は、『滋溪文稿』のみならず蘇天爵の傳記史料も集成しており、要を得た「前言」とあわせ、従来の蘇天爵研究を格段に進歩させたすぐれた業績である。本稿における蘇天爵に關する叙述もこの點校本の成果に負うところが大きい。

『國朝文類』は至正二年(一三四二)杭州路西湖書院刊の大字本(重刊本)が通行しているが、『中國古籍善本書目』集部中(上海古籍出版社、一九九六)によると、建安劉氏翠巖精舍刊の元刻本が吉林省圖書館および重慶市圖書館に所藏される。また、『國朝名臣事略』については、湖北道肅政廉訪司で出版された官刻本(おそらくは大字本)は残らず、元刊本としては元統三年(一三三五)出版の建安餘氏勤有堂刊本が残る。いずれも建安の有名な書肆において小字本が出版されていることが分かる。元刊本における大字本と小字本の關係については、宮紀子「對策」の對策—大元ウルスの科擧と出版—(『古典學の現在』V、二〇〇三)七七〜七八頁參照。『國朝文類』『國朝名臣事略』がよく讀まれたことについては、前注陳高華・孟繁清『滋溪文稿』前言「一頁においてすでに言及があるが、蘇天爵と親交の厚かった徽州の學者趙汭による次のような證言がある。

『東山存稿』(『文淵閣四庫全書』本)卷五「書蘇參政所藏虞先生手帖後」竊思襄歲獲侍先生(『虞集』、燕閒之論、每及當世人材、必曰吾伯修(『蘇天爵』)。汭起請曰、蘇公今見用於朝、有大名於天下。所錄當代名公言行・詞章(『國朝名臣事略』『國朝文類』)、山林晚進得窺國朝文獻之盛者、賴此二書而已。若公學行之詳、則或不能盡知。

(57)

『國朝文類』王理序  
國初學士大夫祖述金人・江左餘風、車書大同、風氣爲一。至元・大德之間、庠序興、禮樂成、迄于延祐以來、極盛矣。大凡國朝文類、合金人・江左以攷國初之作、述至元・大德以觀其成、定延祐以來以彰其盛、斯著矣。網羅放失、采拾名家、最以載事爲首、文章次之、華習又次之。

表事稱辭者、則讀而知之者存焉。

王禕『王忠文公集』卷一三「上蘇大參書」

自禕幼時、讀國朝文類、即有以知執事(『蘇天爵』)之文之所存。何者文類之書、非徒文也、人物之言行功業、制度之本末後先、皆於是乎載、以及執事他所爲文、莫不皆然。故知執事之文志於紀事者也。言足以綜難遺之蹟、蹟足以備難明之狀、狀足以發難顯之情、情足以著難隱之理者也。其言簡而該、精而覈、深而易通、直而不肆、典實平易而無浮華艱險、而又其大體純正而明備者也。

蘇天爵自らが撰する文章もまた、『國朝文類』の編集方針と通底し、やはり「事を紀す」ことを重視していたのである。

(58)

蘇天爵は國子生出身で、泰定元年(一三三四)、翰林國史院典籍官となつたのを皮切りに、七年間にわたり翰林國史院にあり、文宗トク・テムルの即位後、應奉翰林文字の肩書きで『經世大典』および『英宗實錄』編纂に加わつた。また、トゴン・テムル即位後の元統二年(一三三四)には翰林待制に任ぜられ、『文宗實錄』編纂にも参加している。前掲注(4)陳高華・孟繁清『滋溪文稿』前言「一二〜一三頁を參照。蘇天爵が編纂に参加したのが『英宗實錄』と『文宗實錄』であり、列傳にみえる『武宗實錄』が誤りであることを明らかにされている。

(59)

蘇天爵『滋溪文稿』卷一八「題松廳章疏後」、「恭跋御書奎章閣記碑本」、陳旅『安雅堂集』卷四「經筵唱和詩序」など。

(60)

蘇天爵と遠・金・宋史との關わりについては、前掲注(4)陳高華・孟繁清『滋溪文稿』前言「一四〜一七頁。蘇天爵の著作『遼金紀年』と『宋遼金三史目錄』について、陳高華・孟繁清兩氏は、兩者は成立年代が近く、體例についてはともに編年體を採用していることから、前者の基礎の上に後者が編纂されたか、前者は後者の一部であるか、二つの可能性があることを指摘されている。筆者のみるところ、『遼金紀年』と『宋遼金三史目錄』は別の書であると考える。そもそも、前

者は遼金のみを対象とし、後者はそれに加えて宋も含むという違いがある。また、『國朝文類』卷三二、宋本「滋溪書堂記」(至順二年十二月二十六日)に「又久之、則其所著書、曰遼金紀年、曰國朝名臣事略者、皆脫稿、而今之諸人文章方類梓末已、士大夫莫不歎其勤。」とあり、『遼金紀年』は至順二年(一三三一)以前にすでにいったん完成していた。ちなみに、この書は、吳師道の記す「滋溪書堂詩」の序文(吳師道『吳正傳文集』卷一)には「公資藉既深、承訓蕃德、始由胄監揚聲、踐歷華要、與纂修討論之事。於是遼金紀年・國朝名臣言行・文類等書、遂大行於時。」とあって、『國朝名臣事略』や『國朝文類』と同様に恐らくは出版がなされ、廣く流布していたと推定される。いっぽう、『宋遼金三史目錄』は目錄・紀年二部構成にして、宋・遼・金三王朝の歴史を通覽することのできる書物であり、趙沔『東山存稿』卷三「題三史目錄紀年後」にみえる。趙沔の記述には「參政趙郡蘇公」とあり、なおかつ至正三年からの三史編纂事業への言及があることから、蘇天爵が江浙行中書省參知政事となつた至正七年(一三四七)以後に記された文章であることが分かる。『遼金紀年』は至順二年以前に完成し、『宋遼金三史目錄』は至正七年以後になってから文獻で確認できるものであり、兩者の間には時間の隔たりがある。ゆえに、前述した陳高華・孟繁清兩氏の二つの推測のうち、前者の推測を採るのが妥當であろう。すなわち、『遼金紀年』が先に存在し、それにもとづき宋の歴史を増補し、目錄と紀年の二部構成にしたのが『宋遼金三史目錄』であったと考えられる。

(61) 『程氏家塾讀書分年日程』卷二「看通鑑」には、「看通鑑、及參綱目。兩漢以上、參看史記・漢書。唐參唐書・范氏唐鑑。」とあり、史書の読み方が指南されている。『程氏家塾讀書分年日程』については、前掲注(56)宮紀子「對策」の對策「大元ウルス治下における科擧と出版」、「二、「對策」の王道——江南文人をつくるもの」參照。

(62) 金・南宋から元にかけての『資治通鑑』とその節略本の流行について

は前掲注(51)宮紀子「鄭鎮孫と『直說通略』(下)」九九〜一〇〇頁を參照。

(63) 中砂明德「江南——中國文雅の源流」(講談社選書メチエ、二〇〇二)第三章「通鑑一族の繁榮」參照。宋代から清代に至るまでの通鑑體のさまざまな編年體史書について論ずる。通鑑體の史書のなかでも最も廣範な影響を持った『資治通鑑綱目』について、南宋朱熹の時代に始まり、元代から明代にかけての流行、さらには清代の滿洲語ヴァージョンにまで説き及ぶ注目すべき業績である。

(64) 元代におけるさまざまな正統論の存在については、危素が至正二年(一三四二)七月に中書右丞賀惟一(モンゴル名は太平、Taidu)宛てて三史編纂事業の開始を請願した書に次のように見える。

『危太樸文續集』卷八「上賀相公論史書」

素遊京師最晚、頗聞議者曰、傳天下者必有正統。今主宋者曰宋正統也。主金者曰金正統也。史官盧公摯・太常徐公世隆・集賢王公約、以及張樞・修端之說、紛然而不一。或謂本朝不承金、則太祖・太宗非正統矣。此皆膠於常論者也。本朝立國於宋・金未亡之先、非承宋・金而有國者也。若是則宋之與金、國統之正否、自有定論矣。

宋を正統とする説と金を正統とする説があったことが分かる。涿州出身の盧摯は至元から大徳年間にかけて史館で活躍、いっぽう徐世隆は東平軍閥の出で、至元初より活躍、この二人はともに舊金朝の流れを組んでおり、金の正統を主張したものである。王約は『宋史論』という書物を著しており、掲俊斯『揭文安公全集』卷八「宋史論序」により宋を正統とし、金を夷狄として扱おうという主張を持っていたことが知られる。また、張樞は筋金入りの朱子學者で、『元史』卷一九九、隱逸傳によると、三國時代の歴史について『續後漢書』を著し、蜀を正統としていたことが知られ、當然のことながら宋の正統を主張していたと考えられる。そして金の正統、宋の正統のどちらの説もとらない修端の説も取りあげられている。金を正統とする説については、金

末章宗政權における徳運の議論のさいに、宋は靖康の變で滅びたとする公式見解が採用されたが、恐らくそうした考え方が踏襲されたものと考えられる。前掲注(10) 宋徳金「正統觀與金代文化」によれば、金末の文人官僚趙秉文や王若虚の著述には南宋を「虜」として描く記述があった。また、すでに本文中にも記したように、南宋を滅ぼした直後に王磐によって書かれた祭文「江南平告天地文」「江南平告太廟文」(王俔『秋潤先生大全集』卷九六所收「玉堂嘉話」卷四、前掲注(38) 参照)にもまた、南宋は「靖康」滅の餘」と記されていた。南北分裂の時代、金も南宋も互いに自らが中華であると其の正統性を主張しあい、それがそのまま元代に引き継がれ、正統論問題を引き起こしたのであった。

(65) 奉常は漢代の呼稱で、のちの太常寺。元代でも太常寺が置かれ、延祐年間より太常禮儀院と改稱、禮樂關連のことをつかさどった。この「豫方在奉常」との記述は、虞集が延祐元年(一二三四)より四年まで太常博士の任にあったことを指す。歐陽玄『圭齋文集』卷九に收める虞集神道碑および趙沅『東山存稿』卷六に收める虞集行狀を参照。

(66) 至順元年より文宗トク・テムルの即位記念事業として始まった『經世大典』の編纂を、總裁官として取り仕切ったことを指す。文宗朝では『經世大典』の編纂が優先され、正史編纂の命が出されていたものの、本格的な編纂開始には至らなかった。

(67) 虞集『道園學古録』卷三二「送墨莊劉叔熙遠游序」。世祖皇帝時、既取江南、大臣有奏言、國可滅其史不可滅。上甚善之。命史官修遼宋金史、時未遑也。至仁宗時、屢嘗以爲言、是時予方在奉常、嘗因會議廷中、而言諸朝曰、「三史文書闕略、遼金爲甚。故老且盡、後之賢者見聞亦且不及。不於今時爲之、恐無以稱上意。」典領大官是其言、而亦有所未建也。天曆・至順之間、屢詔史館趣爲之、而予別領書局、未奏、故未及承命。間與同列議三史之不得成、蓋互以分合論正統、莫克有定。今當三家各爲書、各盡其言而覈實之、使其事不廢可也。乃

若議論則以俟來者。諸公頗以爲然。  
(68) 前掲注(5) 李治安「修端《辯遼宋金正統》的撰寫年代及正統觀考述」二五〇頁。

(69) 王圻『續文獻通考』卷一七六、經籍考。まず楊維禎の正統辨を載せた後に次のように記す。「初世祖立國史院、首命王鶚修遼金二史、宋亡、又命史臣重修三史、延祐・天曆之間、屢詔修之、以義例未定、竟不能成。至正三年、命脫脫爲都總裁、鐵木兒塔識・張起巖・歐陽玄・呂思誠・揭傒斯爲總裁官修之。或欲如晉書例以宋爲世記、而遼金爲載記、或又謂遼立國先於宋五十年、宋南渡後常稱臣於金、以爲不可。待制王理者祖謝端之說、著三史正統論、欲以遼金爲北史、太祖至靖康爲宋史、建炎以後爲南宋史。一時士論非不知宋爲正統、然終以元承金・金承遼之故疑之、各持論不決、詔遼金宋各爲史。凡再閱歲、書成、上之、凡舉例・論贊・表奏、多玄屬筆云。」そして、この後に「謝端辯宋遼金正統(謝端は脩端の誤り)を引く。また、『續資治通鑑』卷二〇八、順帝至正三年三月。

(70) 『通鑑續編』張紳序(北平國家圖書館舊藏元刊本)  
因憶曩時朝廷纂修三史、一時士論雖知宋爲正統、物議以宋勝國而疑之。史臣王理因著三史正統論、推明修端之言、欲以遼爲北史、金亦爲北史、宋自太祖至靖康爲宋史、建炎以後爲南宋史。其言專、其論力、朝廷亦未之從、而卒爲三國立史、正統卒不能定。至今大夫士雖以爲憐然、終未有能持至當一定之論以驅天下百世之惑者。

(71) 『通鑑續編』周伯琦序(北平國家圖書館舊藏元刊本)  
曩予爲太史時、詔修宋遼金三史、與待制王理輩首議統紀不合。私於避忌者、從而和之、如出一口。予遂移疾、力辭不就。其書雖成布在人間、而公論有所不可掩者。

(72) 『通鑑續編』書例  
大書以便覽、非竊有褒貶。詳註以載事、無變乎舊文。國之興亡、世之治亂、帝王將相言政之得失、后妃世子立廢之原本、輔臣用舍、賢士

出處、土地分并、制度因革、災祥之驗於事者、疏議之行於時者、則書。不然則否。

盤古至高辛、以世紀遠不可得詳也。

契丹阿保機事備于唐、宋太祖事備于周、志其得國之故也。

契丹建國、而繫于梁・唐・晉・漢・周、尊華夏也。

宋建隆至太平興國三年、係于甲子、志其無異五代也。

宋太平興國四年以後、繫之統志、其同於漢・唐也。

遼年繫于宋統之下、尊無二上也。其帝稱主外之也。

夏稱帝則書與遼同咸夷也。

遼年志・夏改元、乃書大小之別也。

金承遼、故例同也。

宋渡江而猶繫之統、同于東晉也。

滅金夏有中國而反繫於宋、明天命之未絕也。

帝王國鎮、必志其初、備事也。

(73) 『通鑑續編』の重要性については、杉山正明『遊牧民から見た世界史―民族も國境もこえて』（日本經濟新聞社、一九九七年）二六八―九頁。

(74) 『通鑑續編』がモンゴル史研究に有用であることについては、黃時鑑『《通鑑續編》蒙古史料考索』（《文史》三三三、一九九〇）。

(75) 先に述べたように、前掲注(5)李治安「修端《辯遼宋金正統》的撰寫年代及正統觀考述」二五〇頁にすでに指摘されている。ただし、根據は後代の史料『續資治通鑑』に基づくものである。

(76) 陶宗儀『南村輟耕錄』卷三。

例えば、次の部分を参照。傍点を付したところが脩端の文章から引用

あるいは要約しているところである。  
吾嘗究契丹之有國矣。自灰牛氏之部落始廣、其初枯骨化形、戴豬服家、荒唐怪誕、中國之人所不道也。八部之雄、至於阿保機、披其黨而自尊、追耶律光而其勢浸盛。契丹之號立於梁貞明之初、大遼之號復改於漢天福之日。自阿保機訖于天祚、凡九主、歷二百一十有五年。夫遼固唐之

邊夷也、乘唐之衰、草竊而起、石晉氏通之、且割幽燕以與之、遂得窺

襲中夏、而石晉氏不得不亡矣。而議者以遼乘晉統、吾不知其何統也。

再考金之有國矣。始於完顏氏、實又臣屬於契丹者也。至阿骨打、苟逃

性命於道宗之世、遂敢萌人臣之將、而篡有其國、僭稱國號於宋重和之

元。相傳九主、凡歷一百一十有七年。而議者又以金之平遼剋宋、帝有

中原、而謂接遼宋之統、吾又不知其何統也。議者又謂完顏氏世爲君長、

保其肅慎、至太祖時、南北爲敵國、素非君臣。遼祖神冊之際、宋祖未

生、遼祖比宋前與五十餘年。而宋嘗遣使卑辭以告和、結爲兄弟、晚年

且遼爲翁而宋爲孫矣。此又其說之曲而陋也。

(77) 詳しくは割愛するが、明代以後になって『宋史』を編纂しなおそうとする試みがしばしばなされているのは、元代の正史が正統の區別をはっきりさせなかったことに對する不滿が背景にあった。

(78) 自我世祖皇帝立國史院、嘗命承旨百一王公修遼金二史矣。宋亡、又命詞臣通修三史矣。延祐・天曆之間、屢勅詔旨、而三史卒無成書者、豈不以三史正統之議未決乎。夫其議未決者、又豈不以宋渡於南之後、拘于遼金之抗于北乎。

(79) この點自體については、前掲注(3)愛宕松男「遼金宋史の編纂と北族王朝の立場」がつとに指摘している。

(80) 『周禮』天官・宮正の「國有故」を踏まえる。鄭玄注に引く鄭司農の解釋では、「故謂禍災」とある。

(81) 危素『危太樸文續集』卷八「上賀相公論史書」

世祖皇帝當混一天下之初、朝廷之制度未定、草野之創夷未廖、三朝之

史累有明詔、雖設史官、而未遑成書。自大德末年以來、國家多故、於

茲事有倡之而無和者。於今四十年、事迹滅燼、傳記散軼、宿老凋零無

從、而質問故實荒忽、尤困於稽尋、非可惜哉。

(82) 虞集『道園學古錄』卷一一「孟同知墓誌銘」

延祐中、有旨、修遼金宋史、至今十餘（《四部叢刊》本ではこの二字空

格）年間、未遑有所筆錄者、良以舊史多闕軼。而國家初入中原、政與

金亡時事相關係、尤不可不備。然其亡幾百年矣。故老既無存焉者、而遺文野史之略無足徵。故常以爲意、遇有見聞、必謹識之。澹游爲孟氏墓銘、略足以考見燕城中統以前盛衰之迹、噫使人人如孟氏有世積之善得名公鉅筆識之、則安有放逸無聞之事乎。澹游書法甚精、而卷中遼字疑是懇字、將筆誤耶、別有說耶。因并識之於此。

(83) 前掲注(2) 馮家昇『遼史源流考』「下編 今本遼史之取材」。

(84) Herbert Franke "Chinese historiography under Mongol rule: The role of history in acculturation", *Mongolian Studies, Journal of the Mongolia Society* 1, Bloomington, 1974

(85) 宋代には、その國政上の必要から遼・金の北方情勢に對して注意がはらわれ、遼・金に關わる書物が多く撰述された。南宋葉隆禮撰とされる『契丹國志』はそうした宋代の著作から契丹關連の記録を集成した書物である。建安で出版された元刊本(中國國家圖書館所藏)が最も古い刊本として残っており、元代になってから後に、書肆が宋代文獻

から契丹關連史料を收集して仕立て上げられた書物であると考えられる。冒頭に契丹の世系圖と地圖が附せられているが、これは元刊本の史書にしばしばみられるものである。世系圖・地圖・卷首の寫眞は、『契丹國志』點校本(上海古籍出版社、一九八五)卷頭に掲載されている。『契丹國志』編纂の問題を指摘したものに、余嘉錫『四庫提要辨證』卷五史部三がある。最近の著作では劉浦江「關於《契丹國志》的若干問題」(『史學史研究』一九九二・一、のち同『遼金史論』遼寧大學出版社、一九九九)参照。

(86) 『直說通略』については、前掲注(39)(51)宮論文『通鑑續編』については180~181頁に既に述べた。

〔附記〕本稿は平成14年度文部科學省科學研究費補助金(特定領域研究(A)「古典學の再構築」および若手研究(B))による研究成果の一部である。